

令和7年6月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月16日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	

(産業労働部)

《分科会》

産業労働部長予算及び報告議案説明	3
産業政策課長補足説明	4
予算及び報告議案に対する質疑	5
予算及び報告議案に対する討論	8

《委員会》

産業労働部長総括説明	8
雇用労働政策課長補足説明	11
議案に対する質疑	11
議案に対する討論	12
決議に基づく提出資料説明	12
陳情審査	13
議案外所管事務一般に対する質問	14

(第2日目)

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	

(水産部)

《分科会》

水産部長報告議案説明	44
漁港漁場課長補足説明	45
報告議案に対する質疑	45
報告議案に対する討論	48

《委員会》

水産部長所管事項説明	48
決議に基づく提出資料説明	50
陳情審査	51

議案外所管事務一般に対する質問	5 2
-----------------------	-----

(第3日目)

1、開催日時・場所	7 1
2、出席者	7 1
3、経過	

(農 林 部)

《分科会》

農林部長予算及び報告議案説明	7 1
畜産課長補足説明	7 3
農村整備課長補足説明	7 3
農政課長補足説明	7 4
予算及び報告議案に対する質疑	7 5
予算及び報告議案に対する討論	7 9

《委員会》

農林部長所管事項説明	7 9
決議に基づく提出資料説明	8 3
農政課長補足説明	8 4
農産加工流通課長補足説明	8 5
諫早湾干拓課長補足説明	8 7
陳情審査	8 8
議案外所管事務一般に対する質問	9 1
委員間討議	1 1 5

・審査結果報告書	1 1 6
----------------	-------

(配付資料)

・分科会関係議案説明資料	(産業労働部)
・分科会関係議案説明資料	(産業労働部：追加1)
・委員会関係議案説明資料	(産業労働部)
・委員会関係議案説明資料	(産業労働部：追加1)
・分科会関係議案説明資料	(水産部)
・委員会関係議案説明資料	(水産部)
・分科会関係議案説明資料	(農林部)
・分科会関係議案説明資料	(農林部：追加1)
・委員会関係議案説明資料	(農林部)
・委員会関係議案説明資料	(農林部：追加1)

6月16日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月16日

自 午前10時44分
至 午前10時47分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

清川 久義	委 員 長
白川 鮎美	副 委 員 長
ごうまなみ	委 員
大場 博文	//
宮本 法広	//
石本 政弘	//
饗庭 敦子	//
山下 博史	//
千住 良治	//
初手 安幸	//
大倉 聡	//

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時44分 開会 ――

【清川委員長】ただ今から、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、宮本委員、山下委員の両人をお願いいたします。

次に審査の方法についてお諮りいたします。

本日の委員会は、令和7年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

―― 午前10時45分 休憩 ――

―― 午前10時46分 再開 ――

【清川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかにご意見等ないようですので、これをもって本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

―― 午前10時47分 散会 ――

第 1 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月27日

自 午前 9時59分
至 午後 2時33分
於 委員会室 4

石川 拓朗

新エネルギー推進室長

園田 圭介

経営支援課長

松尾 由美

未来人材課長

高見 誠

未来人材課企画監
（外国人材担当）

黒川恵司郎

雇用労働政策課長

2、出席委員の氏名

清川 久義	委 員 長
白川 鮎美	副 委 員 長
ごうまなみ	委 員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

宮地 智弘	産 業 労 働 部 長
石田 智久	産業労働部政策監 （産業人材確保・育成担当）
井内 真人	産業労働部次長
福重 武弘	産 業 政 策 課 長 （ 参 事 監 ）
香月 康夫	企 業 振 興 課 長
小宮 総一	企業振興課企画監 （企業誘致推進担当）
原田 啓輔	新産業推進課長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第68号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

第86号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

報告第1号

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）

報告第3号

令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

報告第4号

令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

報告第5号

令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）

報告第6号

令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

報告第7号

令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

報告第9号

令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議 案

第76号議案

長崎県技能会館条例を廃止する条例

(2) 請 願

なし

(3) 陳 情

- ・ 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書
- ・ 要望書（松浦市）
- ・ 令和8年度 県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・ 要望書（大村市）
- ・ 要望書（本県における農業競争力強化のための農業農村整備事業の強化な推進に向けて）
- ・ 令和7年度長崎地方最低賃金改正についての陳情

8、審査の経過次のとおり

一午前 9時59分 開会-----

【清川委員長】おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会 農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」でございます。

そのほか陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を農水経済分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算

（第2号）」のうち関係部分ほか8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【宮地産業労働部長】おはようございます。

本日出席しております産業労働部の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【清川委員長】それでは、これより審査に入ります。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

産業労働部長より予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料としましては、予算決算委員会、農水経済分科会関係議案説明資料当初版と追加1でございます。

まず、追加1の3ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いしております議案は、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。これは、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算は記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、産業政策課、中小企業振興費について、特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、特別高圧電力高騰対策支援事業費1億1,791万1,000円の増。

L Pガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、事業者向けL Pガス価格高騰緊急対策支援事業費7,598万8,000円の増を計上いたしております。

次に、当初版の2ページをご覧ください。

報告第1号、知事専決事項報告、令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分。

報告第7号、知事専決事項報告、令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

これは、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付で専決処分させていただくものであります。

一般会計における歳入予算、歳出予算は記載のとおりであり、歳出予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金への積立等に伴う金融対策指導費6億9,810万

4,000円の増などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、歳入予算、歳出予算は記載のとおりであり、主な内容は、高度化資金償還金の減などによるものであります。

最後に、令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分については合計21億546万2,000円を計上しており、その内訳は記載のとおりであります。

繰越しの主な理由は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業等について、年度内に適切な事業実施期間が確保できないことにより、令和7年度にかけて引き続き支援に取り組むためでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【福重産業政策課長】私の方から、産業労働部関係における令和7年度6月補正予算の事業についてご説明いたします。

資料は、補足説明資料、6月補正（経済対策）（産業労働部）の2ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、5月末に国の電気・ガス料金支援に係る閣議決定がなされ、新たに重点支援地方交付金が配分されたところであり、県としては当該交付金を活用し、これまで国から示されてきた推奨事業メニューの取組を継続しつつ、国の支援対象とならない特別高圧電力やL Pガス利用者に対するエネルギー価格高騰対策を速やかに実施するため、関連予算を提出したところでございます。

それでは、まず一つ目の事業、特別高圧電力高騰対策支援事業費についてご説明いたします。

令和5年6月議会で5億円、同年11月議会で3億6,000万円、さらに昨年11月議会で2億4,500万円を議決いただきました特別高圧電力高騰対策支援事業費につきまして、今回、1億1,791万1,000円を計上しております。

電力料金の高騰対策として、一般家庭や企業が利用する低圧電力、学校やオフィスビル等の利用が多い高圧電力では、既に国が直接負担緩和策を講じている中、大規模な工場であるとか、大規模なテナントが利用する特別高圧電力につきましては、これまでと同様に国から交付金を活用した地方自治体による支援を要請されているところでもあります。このため特別高圧電力を利用している県内事業者に対して、国と同様に今年7月から9月までの期間におきまして、電力使用量に応じた支援を行うものとしております。なお、支援単価につきましては、大企業については前回までと同様、国が行う高圧電力への支援単価の半額とし、中小企業につきましては、大企業に比べ負担感が大きいことから、国の支援単価と同額の支援を行うものとしております。また、今回は支援期間が3か月と、前回の半分の期間でありますので、1事業者当たりの上限額を1,000万円とし、前回までと同様、公的機関等は対象から除外することとしております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

こちら事業者向けL Pガス価格高騰緊急対策支援事業費についてご説明いたします。

令和5年11月議会で1億176万8,000円、昨年11月議会で1億771万6,000円を議決いただきました事業者向けL Pガス価格高騰緊急対策支援事業費につきまして、今回、7,598万8,000円を計上しております。

エネルギー価格高騰対策として、都市ガスにつきましては、国が直接負担緩和策を講じてお

りますが、L Pガスについては今回の交付金を活用した地方自治体による支援を国から要請されているところでございます。このためL Pガスを利用している県内事業者に対しまして、国と同様に今年7月から9月までの期間使用しているL Pガスの種類に応じて支援をすることとしております。

調理、空調など一般の生活用途として業務用のL Pガスを用いる業務用L Pガスの使用事業者につきましては、危機管理部が別途実施する一般消費者向けの支援と併せまして、価格高騰分の一部を1事業者当たり600円支援する予定でございまして、また、金属加工や食品加工、そして窯業など工業用としてL Pガスを大量に使用する事業者につきましては、L Pガスの価格高騰分の一部を7月及び9月は1キログラム当たり13円、8月については1キログラム当たり16.25円を使用量に応じて支援することとしております。支援単価は国の都市ガスの支援単価を参考に設定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

今ご説明があった内容の特別高圧電力高騰対策支援事業費の中で、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回は3か月ということで予算額計上してありますけれども、これまで実績は24社ということとしてありますけれども、今回は対象事業者をどれぐらい見込んでおられるのか、お伺いします。

【福重産業政策課長】今回予算を計上する上で、この制度をご利用、ご活用いただけるであろう事業者について調査をしたところ、既に過去24社支援している中で、さらに調査の上、2事業者の存在を我々確認しておりまして、こちらについて申請が今回ある場合も想定した上で、その分の事業費を予想した上で計上しているところでございます。よって、想定している支援企業者数は26社でございます。

【饗庭委員】26社ということですがけれども、今回この支援単価を分けてあるんですけれども、分けたときに大企業がどれくらい、中小企業はどれくらいというふうに予算を見積もっておられるのかお伺いします。

【福重産業政策課長】特別高压の支援につきましては、以前から支援を数回やっている中で、各事業者様の電力の使用量というのは、かなり細かい部分で、正確な部分でのデータを我々の方で持っておりますので、それを基に、今年の7月から9月にかけて、これくらい使うであろうというのを想定して、ちょっとだけマージンというか、余裕をかけて試算しているところでございます。

今回、追加で2社あるところにつきましても、おそらくこれくらいあるであろうという、ちょっと平均値に基づいた想定をして計上しております。

【饗庭委員】大企業と中小企業のもし割合があれば、教えていただければと思います。

【福重産業政策課長】先ほどちょっとお尋ねになったのに、答弁が漏れておりました。大企業と中小企業の区分は、今のところ想定しているのが、大企業は21社、そして中小企業が5社、計26社を想定しております。

【宮地産業労働部長】ちょっと補足でご答弁申

し上げます。

基本的には支援先としては、今、課長がご答弁申し上げました大きいところが多いんですけども、商業施設なんかも補助の対象にしておりまして、商業施設はその中に小さな専門店さんがたくさんいらっしゃいますので、間接的な感じで、小さな事業者様にもご支援が届くと、そういう仕組みにしております。

【饗庭委員】ありがとうございます。中小企業さんにもちゃんと届き、小さな店舗にも届くということですね、はい、分かりました。

次に、横長資料の分科会の分で、33ページの中でお尋ねをしたいと思います。

33ページの一番下の雇用安定対策費についてなんですけれども、産業人材育成奨学金返済アシスト事業費は補正が増額になっていて、学生と企業の交流強化事業費は補正が減額になっているんですけれども、この理由を教えてください。

【松尾未来人材課長】産業人材育成奨学金返済アシスト事業につきましては、将来の地域経済を牽引する産業界のリーダー的人材の確保・定着を図るために、県内外の企業等から頂いた寄附と県の拠出金により基金を設置・運営し、大学などを卒業後、対象業種の県内事業所で一定期間勤務した方に対しまして、奨学金の返済額の2分の1、最大150万円を支援する制度でございます。この事業で937万円の増額の理由といたしましては、2月補正以降に企業などから寄附を頂いた分を計上しているためでございます。

次に、学生と企業の交流強化事業の専決の減少の理由でございます。この事業は産業人材の確保のために、大学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の魅力発信などに取り組んでおります。主な内容としては、昨年12月に県北地区で大規模な企業交流会を初めて開催した

ほか、学生団体が主催する企業交流イベントの開催や、大学生を活用したSNS情報発信、キャリアコーディネーターによる相談支援を実施しまして、県内就職を促進してまいりました。今回減額している261万7,000円の内容につきましては、キャリアコーディネーター3名のうち、1名が年度当初に決まらなくて、採用時期が6月となったことに伴う人件費の減額や、企業交流会におけるバスの借上げ料の減額などとなっております。

【饗庭委員】ありがとうございます。学生と企業の交流会の強化事業の方なんですけれども、キャリアコーディネーターさんが途中からということなんですけど、実際は全部で何人いて、今後も県内企業と大学生とのイベントをもっともっと増やしてほしいと思っているんですけども、そのあたりを教えてください。

【松尾未来人材課長】令和6年度はキャリアコーディネーター3名でやっており、今年度もまた企業と大学生を交流するようなイベントを、6年度と変わらずやっていきたいと考えております。

【饗庭委員】引き続きキャリアコーディネーターさんも続けていただいて、途中入ったのは人材不足か何かかなというふうに理解したいと思いますので、やはり県内就職を進めるに当たっても、県内にどういう企業があるかっていうのを、まだまだ分かっていない学生さんも多いみたいなので、ぜひぜひこれを引き続き令和7年度も実施していただきたいと思います。

以上です。

【清川分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【宮本委員】おはようございます。1点だけ質問をさせていただきます。

部長の説明資料の3ページになります。ちょっと具体的に教えていただければと思います。金

融対策指導費の6億9,810万4,000円の増についてですが、これ書いてあるんですけど、新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金への積立てなどに伴うということで書いてあります。新型コロナウイルス感染症対応資金繰り、久しぶりに聞くネーミングではありまして、なぜこのタイミングなのか。これについてももう少し詳しく教えていただければと思います。

【園田経営支援課長】お答えいたします。

横長の32ページのところにございます。金融対策指導費で年間所用額に基づく補正で約7億円の増額をしております。これにつきましては、制度融資で新型コロナウイルス感染症対応資金というのがございまして、その利用者の後年度の保証料の負担に対しまして、県で一部補助を行っているものになります。その後年度の財源として基金に積み立てるために今回、専決補正に計上したものでございます。

この新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、過去に資金がございまして、それにつきまして令和6年度まで延長しまして、過去の借換え分を対応する資金としてございました。今回、専決補正とした理由には二つポイントがございますので、少し丁寧にご説明させていただきたいと思います。

一つ目は制度融資のルールについて、原則としましては、保証料を先ほど申し上げましたとおり、県が一般財源で一部補助をするということになっております。このためコロナ禍で融資を過去に受けた事業者の方が、6年度に借換えをした資金に対する保証料補助につきましても、7年度の当初予算に一般財源として、もともと計上をしておりました。

次に、ポイントの二つ目につきましては、国の交付金を有効活用するというポイントになり

ます。こちらは6年度につきましては、昨年11月に国の経済対策として、地方が活用できる重点支援地方交付金の配分がございまして、この交付金につきましてはコロナ関係の基金として積み立てて、保証料の後年度の補助に充当してもよいというルールとなっております。

以上によりまして、もともとは一般財源を充てようとしていたものでございますけれども、6年度に有利な国の財源がございましたので、それをほかの事業との兼ね合いを見ながら、このタイミングで最終的に積み立てまして、今回の補正のタイミングとなったものでございます。結果としましては、国の交付金を活用することができましたので、後年度の保証料分の補助金5年分を基金に積み立てることができました。結果としましては、7年度以降に計上する予定だった一般財源7億円というのが圧縮できたという形になります。

以上でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。ちょっと金額が大きかったものですから、確認をさせていただきました。今のご答弁いただいたとおり、国の重点支援地方交付金という有利な国の交付金を活用することによって、来年、令和7年度以降も計上する予定だった一般財源7億円の圧縮につながっているということを確認させていただきました。有利な交付金を活用して次年度も使える基金に積み立てるということを理解いたしました。非常に大事な資金ですので、引き続きご対応の方、よろしく願いしたいと思います。

【清川分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑、討論が終了しましたので採決を行います。

第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第7号は、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。産業労働部長より総括説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の議案等についてご説明をいたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料当初版と追加1でございます。

まず、当初版の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いしております議案は、第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」であります。これは、長崎県立諫早技能会館を諫早市へ移譲することに伴い、長崎県技能会館条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。本案件は、公用車による交通事故のうち、和解が成立した1件につき損害賠償金18万719円を支払うため、去る5月22日付で専決処分をさせていただ

いたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告しますのは、経済雇用の動向について、企業誘致の推進について、製造業の振興について、海洋エネルギー関連産業について、情報関連産業の振興について、スタートアップ企業の集積促進について、中小・小規模事業者への支援について、産業人材の確保について、外国人材の受入れ促進について、高等技術専門学校について、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組について、新たな総合計画の策定について、地域長崎産業振興プラン（仮称）の策定についてであります。このうち、新たな動きについて主なものをご紹介します。

追加1の2ページをご覧ください。

経済・雇用の動向について。我が国の景気は、政府が6月に発表した月例経済報告によると、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られるとされております。また、本県の景気については、日銀長崎支店が6月に公表した県内金融経済概況によると、緩やかに回復しているとされております。

まず、生産面では、電子部品・デバイスが増加しているほか、機械・重電は弱めの動きとなっており、造船は増加しているとされております。

一方、需要面では、個人消費は一部に物価上昇の影響が見られるものの、緩やかに回復しているとされております。

次に、当初版の3ページ、中段をご覧ください。

米国の関税措置については、鉄鋼・アルミに続き、対日貿易赤字の中心である自動車について、4月3日に25%の追加関税が発動され、同日、各国共通の10%の基本税率に加え、日本には

14%の上乗せ税率を設定されることが発表されました。このうち上乗せ分は、発動が90日間猶予されており、7月9日を期限に、日米政府間での交渉が継続されているところであります。

こうした中、本県産業への影響も懸念されるため、関係事業者へ聞き取りを実施するとともに、相談窓口を設置する等の対応を行ってまいりました。今後、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、県の制度融資である緊急資金繰り支援資金の取扱いを7月1日から開始することとしており、引き続き、社会経済情勢の動向を注視し、必要な対応を実施してまいります。

次に、当初版の4ページをご覧ください。

企業誘致の推進について。

企業誘致については、新たな基幹産業の創出や良質な雇用の場の創出に向け、県内企業とサプライチェーンの構築・強化につながる半導体、医療、航空機などの成長分野の誘致に取り組むとともに、情報関連企業や事務代行を行うBPOサービス関連企業など、多様な働き方が選択できるオフィス系企業の誘致に積極的に取り組んでいるところであります。

そのような中、半導体など成長分野のアンカー企業を本県に誘致するため、東彼杵町において町と連携して、民間事業者を活用した大型の工業団地整備計画を進めております。開発を行う民間事業者の選定に向け、事業提案の募集を行ったところ、大和ハウス工業株式会社1者から提出があり、外部有識者で構成する選定委員会の審査結果を踏まえ、東彼杵町との協議を経た上で、去る6月11日、同社を優先交渉先事業者として決定いたしました。今後、県、東彼杵町及び事業者の3者による基本協定の締結に向けて協議を進めてまいります。

次に、5ページをご覧ください。

製造業の振興について。

長引く物価高騰、カーボンニュートラル社会の進展、賃上げへの対応等、県内製造業を取り巻く環境が変化する中、造船業を中心に培われてきた高い技術力や優秀な人材など、本県の強みを生かした力強い産業を育成していくため、新たな需要獲得の促進及び県内サプライチェーンの強靱化に全力で取り組んでおります。

具体的には、生産性向上及び県内発注拡大等に資する事業を支援する、賃上げ対応型投資促進補助金のうち、県内サプライチェーン強化促進タイプについて、艦艇修繕の受注拡大に向けた受入れ体制の強化・拡充など、県内サプライチェーンの強化が期待される取組、計6件、補助金額4億円の事業計画を認定いたしました。

また、本県の基幹産業である造船関連産業については、世界的なカーボンニュートラル対応に向けた環境対応船建造需要や、防衛予算の増額を背景とした艦艇建造・修繕需要の高まりなどを受け、県内関連産業は活況にある一方で人手不足が課題となっていることから、去る6月2日、県・関係市町・県内大学及び関連企業等を構成メンバーに、国の協力も得ながら、この課題解決を図るための会議体として、長崎県造船振興連絡会議を新たに設立したところであります。

県下全域を対象とするこのような会議体は全国初であり、今後、造船業の魅力発信や将来に向けた人材育成・確保など、具体的な課題について協議を重ね、造船業のさらなる振興に結びつけられるよう取り組んでまいります。

次に、9ページをご覧ください。

産業人材の確保について。

令和7年3月に卒業した高校生の県内就職率に

ついては、速報値で71.7%と前年比3.2ポイント増となり、令和4年以来の70%超えとなりました。去る5月15日には、若者に魅力ある求人の確保キャンペーンを実施し、若者に選ばれる魅力的な求人を増やしていただくよう、知事から経済団体に要請を行ったところであり、引き続き関係機関や県内企業等と連携し、県内就職の促進に努めてまいります。

また、県内大学の県内就職率については、県内企業のインターンシップの促進や企業交流会の実施等により、41.2%と前年比0.8ポイント増となっております。去る5月26日には、大学生等の県内就職及びU I ターン就職を促進するため、県内企業の経営者や採用担当者を対象に、県内外の大学等の就職・キャリア支援担当者から、大学生の就職動向や大学が求める求人ニーズ等を学ぶための人材採用セミナーを開催し、県内企業等約70社、約100名にご参加いただきました。今後とも、大学生等の県内就職につながるよう、県内企業の採用力向上支援に取り組んでまいります。

外国人材の受入れ促進について。市場が拡大している I T 関連産業等の専門人材ニーズに対応するため進めているバングラデシュ I T 人材の受入れについては、去る4月22日、県内企業等を対象に今年度第 1 回目の説明会を開催し、30社にご参加いただき、2社が現地人材の方々との面談を実施されました。また、5月26日には、関係部局で構成する庁内連絡会議を開催し、外国人材の受入れ促進に向け、関係各課の取組を共有するとともに、国際協力機構（J I C A）から講師をお招きし、「地域の実情を踏まえた外国人材の適正な受入に向けて」と題してご講演をいただいたところであります。今後とも庁内の各部局と連携し、外国人材の受入れ促進に向

けて取り組んでまいります。

その他の項目については記載のとおりでございます。

以上をもちまして産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【黒川雇用労働政策課長】お手元の資料、横長の令和7年度6月定例県議会・農水経済委員会説明資料・産業労働部の3ページをご覧ください。

私からは、長崎県技能会館条例を廃止する条例についてご説明いたします。

1の要旨でございますが、令和8年3月まで諫早技能会館は県立の施設としての役割を終了しまして、4月1日より諫早市へ移譲することに伴いまして、県としての設置条例を廃止するものでございます。今後、市の方で今年度中に、市としての設置条例などの手続を進めることとなっております。

2の施設の概要でございます。当施設は昭和49年4月に設置されてございます。技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として設置されたものでございます。場所は、諫早市の宇都町にございまして、建物は県の施設ですが、底地は諫早市の市有地となっております。

3の条例廃止の経緯でございます。県におきまして、平成29年度から、当時、行財政改革プランに沿った全ての公の施設の在り方につきまして総点検が実施されることとなりまして、当施設においては平成31年度に、今後の利用状況なども踏まえて、廃止を含めた施設の在り方について検討が開始されたところでございます。

令和3年度に地元県央地区の技能関連の団体

から諫早市に対し、市が県から移譲を受けた上で存続してほしい旨の要望がございまして、諫早市でも受入れについての検討をなされてきたところでございます。そして昨年度、諫早市においても受入れについての環境が整いまして、諫早市からの正式な要望があったところでございます。

最後に、条例の施行日でございますが、令和8年3月31日までは県の施設として運用を行いまして、翌4月1日から市の施設として管理運営を行っていただくことから、条例施行日は4月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」について質問をさせていただきます。

先ほど条例案の要旨説明をいただきました。条例廃止の経緯なども、平成29年度から開始したと、実施されたということも確認いたしましたが、これはこの技能会館が諫早市に移譲することによって、諫早市のメリットと長崎県のメリット、こういったものがあるのかをまず確認をさせていただきます。

【黒川雇用労働政策課長】まず、技能会館につきましては、諫早市に移譲後も、これまでのように建設業などの技能講習会や実技講習、各種資格試験等、会場としての活用など、県央地域における技術・技能継承の拠点としての利用促進が図られますほか、諫早市外の利用もこれまで同様可能となっております。

そのため、県のメリットとしましては、市に

移譲後も県内の技能振興の拠点としての機能を維持できる一方で、市に対する土地使用料をはじめとして運営に関する県の負担がなくなってくるという点があるかと思います。

また、市のメリットにつきましては、市が自立的に県央地域におけます技術・技能継承の拠点として利用促進が図られますとともに、それ以外にも地域の各種会合ですとか研修会、サークル活動などの他の市の公共施設の空き状況などとも併せて、より柔軟に有効活用でき、地域振興にもつながるものというふうに考えてございます。

【宮本委員】ありがとうございました。双方のメリットを確認させていただきまして、今までどおり市外も使えると、移譲した後も市外も使えるということとか、確認をさせていただいたところです。

もう1点、築51年ということで、耐震化に問題はないのかと、あとこれはそもそも今まで長崎県立だったので、今まで維持管理費に年間どれくらいかかっていたのかということも、併せて教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】まず、耐震性についてのご質問でございますけれども、諫早技能会館につきましては、平成24年11月に耐震診断を行っております。耐震性能が確認された建築物として現在認定されておまして、問題はございません。会館の入り口にも耐震基準適合証を掲げてございます。

諫早技能会館の年間のランニングコストでございますけれども、毎年生じているものとしては、施設の指定管理者の負担金が年間で、昨年度ベースですと269万円、敷地として諫早市に対しての土地の使用料が約52万円、それから敷地法面の除草費が、昨年度は21万円となっておりま

いまして、昨年度でいきますと年間約343万円となっておりまして。大体毎年度、同じようなベースで年間のランニングコストがかかってございます。

以上でございます。

【清川委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論を終了しましたので、採決を行います。

第76号議案については、原案どおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【福重産業政策課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく産業労働部関係の状況について説明いたします。

資料は、農水経済委員会提出資料の産業労働部をご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、いずれも令和7年2月から5月におけるものでございます。

まず、資料の2ページから3ページにつつまし

ては、補助金内示一覧表でございます。市町に対して内示を行った直接補助金を5件、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った間接補助金を7件掲載しております。

次に、4ページから8ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。該当の計14件を掲載しております。

最後に、9ページから10ページでございます。こちらは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計1項目について掲載をしております。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、産業労働部関係の要望結果をご説明いたします。

資料は、補足説明資料、議案外の令和8年度政府施策に関する提案・要望についてをご覧ください。

産業労働部関係におきましては、最重点項目として再生可能エネルギー導入拡大によるGXの実現に向けた支援について、経済産業省において経済産業副大臣に対しまして、知事、議長、産業労働部長により要望を行いました。

また、重点項目の4項目、電源三法交付金制度の見直し、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの普及、外国人材の受入れ、雇用人材対策については、経済産業省、法務省、厚生労働省の3省庁の関係部署に対して要望を行ったところです。

3の特記事項に記載しておりますが、再生可能エネルギー導入拡大によるGXの実現に向けた支援については、国が掲げるカーボンニュートラル実現に向け、洋上風力発電等の再エネ立地

地域における理解醸成や産業振興への取組を後押しするために、洋上風力発電等の再エネがベースロード電源となるよう技術開発等を促進し、電源立地地域対策交付金の対象とするよう、経済産業省に要望いたしました。

経済産業省からは、本県の要望について、しっかり受け止めるとともに、電源立地地域対策交付金の対象が電力の安定供給という法律の趣旨を基に定められている中で、どのような対応ができるのか方策を考えていきたいというお話をいただきました。

以上が、産業労働部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で、ご報告を終わります。

【清川委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【饗庭委員】陳情番号26番の、令和7年度長崎地方最低賃金改正についての陳情についてお伺いします。

陳情趣旨はここの中に書いてありますけれども、九州でもやはり長崎が低いという中で、ぜひ知事に要請をしていただきたいという趣旨の陳情かと思いますが、その内容を受け、県の見解をお伺いします。

【黒川雇用労働政策課長】最低賃金につきましては、最低賃金法によりまして、国の地方最低賃金審議会の日安額を参考に、地域の労働者、使用者、公益の各代表者委員で構成されます中央最低賃金審議会におきまして審議の上、答申され、それに基づきまして各県の労働局長が決

定するものとなっております。

地方最低賃金審議会では、労働者の生計費や使用者の支払い能力など地域の実情を勘案しまして、十分な議論が尽くされた上で決定されるものでございまして、我々としてはその考えを尊重すべきものと認識してございます。

一方、本県では、中小小規模事業者の割合も高く、賃金水準が全国下位にあるということもございまして。物価上昇と生活を守る観点からも、賃上げが重要というところは認識してございます。また、持続的な経済成長のために、企業の生産性向上を図りつつ、その成果を処遇改善という形で分配し、賃金上昇と経済成長の好循環を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

昨年度は、本県でも本県の状況ですとか、事業者支援の取組状況を、地方審議会に知事名での文書でお伝えするとともに、国に対しては、中小小規模事業者の多い本県において、事業者への支援拡充をお願いしたところでございまして、それを受けて地方最低賃金審議会でも十分な議論を行っていただいたと考えてございます。

今年度も審議会での審議に当たりまして、本県の状況等についてはご理解いただくことは重要であると考えてございます。昨年の対応等も踏まえまして、効果的な伝え方については検討していきたいというふうに考えてございます。

【饗庭委員】ありがとうございました。ぜひ効果的に知事名で提出をしていただきたいと思います。

その中で1点、やはり長崎は中小企業が多いので、ぜひとも最低賃金を上げていただきたいですけれども、そのためには中小企業支援がよりまだ必要かというふうに思っておりますが、そのあたりの見解があれば教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】これまでも本県の企業様に対しては、生産性向上のための支援としまして、デジタル化支援などを行ってきたところでございます。我々も引き続き、最低賃金の賃上げについて、必要に応じて各団体へご意見させていただくとともに、県としてもしっかりと様々な形で支援を行っていきたいと考えてございます。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【千住委員】資料の2ページ、3ページですけども、ながさき消費拡大・地元企業応援事業費補助金ですね、プレミアム商品券の議案が2月議会に出て10億円あったと思うんですが、現在、これを見ても7億円ぐらいの決定かなと思うのですが、今現状どのようになっているのかお聞きします。

【園田経営支援課長】今回お示ししているものにつきましては、内示を決定したものになります。今、事業を計画している自治体につきましては、全体で16市町、金額としては9億5,000万円程度となっております。

以上でございます。

【千住委員】ありがとうございます。早いところはもう取り組まれておられて、締切等も、実際使用期限が10月、11月というところもあるみたいなんです、実際、最終的に使用期限という

のはいつになるのでしょうか。

【園田経営支援課長】国の公費を使っております、精算の事務もございますので、12月末の使用期限ということで、取り組んでいただいております。

【千住委員】ありがとうございます。現在、物価高で非常に困っておられますので、実際、その交付金が非常に有効に活用されますように、取組を推進していただけたらと思います。よろしくお願いします。

【清川委員長】ほかに。

【饗庭委員】同じところでお伺いしたいというふうに思います。

今は16市町ということで言われておられました。この県の内示額というのは、どういうふうに積算するのか教えてください。

【園田経営支援課長】市町への要望を、計画のときに取ってしまして、その中で10億円ということで、今のところ計画をしております。市町からそれぞれ、市町ごとに事業の中身を精査しまして、今現在16市町から出てきて9億5,000万円程度の見込みとなっているというところでございます。

【饗庭委員】この中には各市町が出ているかと思っておりますので、各市町の要望額も含めて、どういうふうに積算していくのか。全部要望したら、そのまま県としては、それを内示と決定するのか、そのあたりを教えてください。

【園田経営支援課長】基本的には市町からの要望については、全て採択できるようにと考えております。

以上でございます。

【饗庭委員】要望があれば、そのままで出せるということで、今9億5,000万円ということで、おおむね10億円の予算ということだったかと思

いますが、残りの5市町から出てきた場合には、その5,000万円で内示額を決定するというところで理解してよろしいのでしょうか。

【園田経営支援課長】はい、そのように考えておりますけれども、この5市町につきましては、県からもこれまで何度か働きかけをしておりますけれども、現在のところ実施の意向がないという市町でございます。

以上でございます。

【饗庭委員】この物価高の中で、やっぱり県民が、ここでは使えて、ここは使えないというのは、何かこう不公平感を、県民としては、その市町の考えもあるでしょうけれども、感じるところかと思いますが、今後は、もう市町が決めたことなので、県としては残りの5市町にプッシュしていく予定はないのかお伺いします。

【園田経営支援課長】我々は県全体で、できるだけ多くの市町に活用したいと思って、これまでもお願いをしてきたところでございます。ただ、市町においては、やはり限られた国の交付金をどこに充てていくのかというところで、優先順位として商品券じゃなくて、例えば水道料金、下水道料金の免除、給食費の支援、そちらの方に交付金を活用されているということで、商品券の事業については、今後、なかなか見込みとしては難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に「政府施策に関する提案・要望の実施結果」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、

議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【初手委員】初手でございます。3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、東彼杵町の工業団地整備の関係について質問をさせていただきます。

令和6年8月29日に開発事業者の公募開始をされまして、去る6月11日に大和ハウス工業株式会社を優先交渉先事業者として決定したとの発表があったところであります。これにつきましては、地元の東彼杵町民も、この発表で安堵されており、これからの整備や、その後の企業誘致につながる大きな第一歩と位置づけられていると思っております。

申すまでもなくこの事業は、地元はもちろんのこと、県北地域を中心に、県内に広く経済効果が期待できる事業でありまして、これからの進捗については注目度も大変高いものと考えております。

そこでご質問ですが、まず優先交渉先事業者として決定されました大和ハウス工業については、非常に有名な大企業であります。一般的に住宅メーカーとしての印象がどうしても強いというふうに思われます。県は優先交渉先事業者としてどのように捉えておられるのか、確認をさせていただきます。

【小宮企業振興課企画監】今回、優先交渉先事業者となりました大和ハウス工業でございますけれども、住宅事業を中心に、商業施設や工場、それからオフィスビルの建築、宅地造成などを手がけておられます。住宅メーカー、ゼネコン、総合ディベロッパーとしての三つの側面をお持ちでございまして、多角的な事業を展開されております。

東証プライム市場に上場しておりまして、2025年3月期の売上高ですけれども、約5兆4,000億円でございまして、建築、土木、不動産分野では国内1位を誇っております。

この売上規模ですけれども、大手ゼネコンであります鹿島建設、約2兆9,000億円、それから大手ディベロッパーであります三井不動産、約2兆6,000億円と比較しましても突出している状況でございます。

工業団地の整備につきましても、これまで全国で数多くの実績がございまして、大型の団地の整備もございまして、そういった我が国を代表するような企業に今回、ご提案いただいたということは、県や東彼杵町にとりましても非常にありがたく、期待を持っているところでございます。

また、それと同時に、候補地の工業団地としてのポテンシャルを改めて確認したところでもございます。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございました。大和ハウス工業の内容につきましては把握をさせていただきました。

それでは、2問目として質問いたしますけれども、大和ハウスにつきましては十分な実績があるということで、今後の開発に期待が持てますが、一方で地元の住民は、いつから工事が始まるのか、そしてまたいつまで耕作ができるのかと、今後のスケジュールについて非常に懸念をされておりますので、その辺の見通し等について、可能な範囲でご答弁をいただければと思います。

【小宮企業振興課企画監】現在、県と東彼杵町、大和ハウス工業の3者で、今後の整備手法でありますとかスケジュール、それとそれぞれの役割などについて、事業を進める上で必要な事項を

一つ一つ整理している状況でございます。協議が調い次第、開発に向けた基本協定を締結する予定でございます。

これまでの手続に関しましては、県がリードして、開発事業者の公募から選定まで行っていました。今後は住民や営農者への説明、それと地権者と用地交渉などに移ります。このため主に東彼杵町と大和ハウス工業が連携して事業を進めていくことになろうかと考えております。

一方で、県と県産業振興財団におきましては、既に誘致活動を進めておりまして、アンカー企業の誘致に向けて取組をさらに強化してまいります。

今後のスケジュールに関しましては、まず用地の確保にどの程度の期間を要するのかということ、また建設業界で深刻な人手不足や資材高騰など、建設コストが大きくなる中で、開発に要する期間がどの程度必要になるのか、そういったことを東彼杵町と費用を負担する大和ハウス工業と慎重に協議を進める必要があります。このため、現時点で明確なスケジュールをお示しすることはできませんけれども、今後、工事着手の時期など、協議が調い次第、東彼杵町から住民や営農者、それから地権者などに対して説明を行っていただくこととしております。

以上でございます。

【初手委員】重ねてご質問させていただきます。今、スケジュール等につきましては慎重に協議を重ねていくということでございます。地元としては一日も早い着手、着工というのを望んでおられると思いますが、より近い部分については、東彼杵町が担っていくということで、県・町それぞれの役割でしっかりと協議しながら事業を進めていただければというふうに思っ

ております。

一方で、昨今の報道では、福岡北部でのトヨタ自動車のEV電池工場の延期や、さらに熊本での第2工場の着工延期など、企業の投資意欲の減退と見られる、非常に気がかりな動きが出てきているところでございます。このような状況が続く中で、企業団地の整備自体を見直すということがないのか、最後に部長にお尋ねをしたいと思います。

【宮地産業労働部長】今、初手委員からお話があったとおり、九州においても企業の投資計画が延期になったり、中止されたり、また今回、部長説明でもご報告申し上げましたけれども、米国との関税協議の中で、企業の投資に対する不透明感が高まっているというのは、これは間違いがない状況でございます。

一方で、そのような中であっても、やっぱり投資はしっかり続けないと、県内における投資を企業様に続けていただかないといけないというふうに思っております。

一般質問でも知事から中島議員の方にご答弁申し上げましたけれども、10年間ぐらいの企業関係の補助金195億円、それに対して、県税収入だけで2倍以上、415億円の県税収入があるということで、投資を呼び込む、これは県税収入だけじゃなくて、当然、固定資産税は市町に入りますし、いろんな消費の効果も地域にもたらされるということで、やはり県内に投資を呼び込むということは、人口が減少して財政状況、経済状況が厳しい本県にとっては不可欠だと思っております。

九州各県、特に北部九州各県においても、このような状況を受けてもひるまずに、団地の整備の計画を進めておられます。先日も熊本県の菊陽町は、追加でまた20ヘクタールを超える工

業団地を整備するという報道もございました。我々としても、そういう経済環境がまた成長軌道に戻ったときにインフラを始めると、九州各県の競争には負けてしまいますので、いろんな状況はありながらも、東彼杵町と連携をして、早い段階で地元の皆様にもご理解いただいた形で、いい工業団地、アンカー企業、大企業の誘致をできるような工業団地の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【初手委員】大変力強いご答弁をいただき、ありがとうございます。本事業に対します県の意気込みとか熱意というものを強く受け止めた次第でございます。

また、本事業は、先ほど来から話がありますように、地元をはじめ県の地域経済の活性化に大変重要な役割を果たす事業でもございます。多少時間をかけてでも、着実に進めていただくことを、やはり強く要望をさせていただきたいと思っております。重ねてになりますけれども、住民への説明、そしてまた情報の提供というのは、円滑にこれから協力を得ながら事業を進める上で大変重要なことであると考えますので、積極的な対応をお願いして、この件についての質問を終えさせていただきます。

次に、2点目でございますけれども、陶磁器産業の原材料高騰に対する県の対応について、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

現在、波佐見町では窯業、陶磁器産業を主産業としておりまして、産地と行政が一丸となって波佐見焼のブランド化を進め、全国的にも高い知名度を誇っているところでございます。そういう取組の中で、今回、波佐見焼が天草陶土を原材料とした陶土を使用しており、この陶土が近いうちに値上がりされること、その後もさ

らにまた値上げが予定されているという情報が入っております。窯業関係者はもちろんのこと、地場産業でもあり、まちの経済や観光振興等にも大変極めて深刻な影響が今後出てくることが懸念をされております。

また、佐賀県の有田焼なども、同じ天草陶石を原材料とする陶磁器でありまして、佐賀県における状況など、どのように把握をされておられるのか、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

【原田新産業推進課長】天草陶石の値上げに関するご質問でございますが、本年3月25日に、県が開催いたしました長崎県陶磁器産業活性化推進本部委員会をはじめ、産地の皆様との意見交換を継続的に実施しております中で、陶土の値上げが予定されているということについても大きな課題になっているという現状をお聞きしております。

それを受けまして、4月には佐賀県の担当部署、ものづくり産業課や伝統産業支援室を私どもが訪問させていただきまして、佐賀県の現状について直接話をお聞きするとともに、今後の情報共有について互いに認識を統一したところでございます。

現在のところ、佐賀県の方でも産地の事業者の皆様現状把握を進めている段階とのことですが、今後とも同じ天草陶石を原材料とする有田焼や伊万里焼の産地を抱える佐賀県との連携は不可欠だと考えておりますので、引き続き密に情報交換を行うように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【初手委員】ご答弁ありがとうございます。有田、そしてまた伊万里も含めた中での陶磁器県ということで、県をまたぐ課題でありますので、そういった意味での佐賀県との連携、情報

共有というのは大変これから重要ではなかろうかと思います。大変厳しい状況が想定されますけれども、このような状況を踏まえて、県として陶土の値上げに対してどのような対応を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

【原田新産業推進課長】まず、現時点での対策といたしまして、窯業陶磁器産業の事業者の皆様にご利用いただける県の補助制度といたしまして、先ほど追加の予算措置のご承認をいただいた事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金のほか、デジタル力向上支援補助金とか、長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金などが、現在も募集中でございまして、燃料コストの低減に加えまして、デジタル化の推進や設備投資などによって、生産性向上を図ることに活用していただきたいと考えております。これまでも産地の事業者の皆様には、実際にご利用をいただいているところでございます。

また、少し長期的な観点から申し上げますと、素材などに関する研究やデザイン、機能性に優れた新商品開発などを支援する窯業技術センターの取組によって、陶磁器のブランド力がさらに高められることで、販売価格への転嫁の円滑化とか、付加価値の向上につながるものと考えております。

今後の対応につきましては、国の経済対策補正の動向も見据えながら、地元とか佐賀県、先ほど申し上げました窯業技術センターや、長崎県中小企業団体中央会などもご支援をされますので、そういった関係機関とも意見交換を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございました。この件につきましては、大変重要な、極めて深刻であると先ほども申し上げておりますけれども、窯

元さんが80軒といいますか、その中に生地組合さんとか、ほかに個人的な経営をされている方、500以上の方々が、もっと数多いかと思えますけれども、全て関連するこの値上げの状況になってくるわけでありまして、これがただ単なる陶土の、陶石の値上げだけじゃなくて、これが生産と加工、いろんな面で段階的にかかってくるという、非常に重要な内容であるというふうに思っております。

今おっしゃいましたように融資制度、そしてまた現行のいろんな補助の制度等につきましても対応していただいておりますけれども、これからは状況を見ながら、やはり柔軟に幅のある対応というものが必要になってくると思いますので、ぜひこれからも注目をしていただきまして、いろんな対応をお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、あと1点、ご質問をさせていただきます。

外国人材の受入れの促進ということで、県の対応についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

私は、2月議会の委員会で行政書士の方が外国人の人材受入れに関して、企業の相談に応じられている事例等を意見交換の折にお聞きしたということで質問をさせていただいたところでございます。実は、先ほどの報告にもございましたが、先日、未来人材課も共催として、異文化理解促進セミナーを開催されたようでございますけれども、新年度を迎えての新たな取組ではないかというふうに理解をいたしておりますが、その後のこれからの取組とか、この人材育成に対する担当の取組等について、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【高見未来人材課企画監】委員からお話がありました行政書士との連携につきましては、4月に

行政書士会の方を訪問いたしまして、お話をさせていただいております。その結果、先ほど委員からご紹介がありましたとおり、6月25日に異文化理解促進セミナーにおいて、行政書士の方にご講演をいただきました。行政書士の方からは、外国人材の方が感じてらっしゃるのが、会社が自分たちを育てて長く勤めてもらいたいと思っていることに敏感であること。それから、定着してもらうためには、やはり日本人や外国人、外国人同士の交流の場を設けることが大事であるといった、そういった外国人材の方々と共に働くに当たって参考となるような貴重なお話をいただいたところでございます。

今後は、送出機関とか、監理団体とか、県内企業を集めたマッチング会を予定しておりますので、そういった中で企業の担当者は行政書士に気軽にご相談できるような無料相談ブースを設けて、また連携して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

引き続きそういった行政書士会をはじめ、ほかの関係団体とも連携を図りまして、県内企業による外国人材の円滑な受入れ、それから定着を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【初手委員】ご答弁ありがとうございました。今日のある新聞にも、外国人材の受入れは、人口減少と地方の過疎化に直面する日本社会にとって、非常に重要な問題であるというふうな位置づけでの論点がございました。特に長崎県では人口減少もひどうございますので、ぜひこれからもいろんな団体との連携を深めていただきながら、この取組をさらに充実させていただければと思いますので、これからの取組に期待をして、質問を終わらせていただきたいと思います。

す。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【石本委員】企業誘致の件で1点、確認したいと思います。

資料の4ページに、工業団地の件で、例えば松浦市から提案のあっておりました分譲面積3.3ヘクタールの工業団地の整備計画について、今、進捗状況がどういう状況なのか、また今後の計画のスケジュール等について、お伺いしたいと思います。

【小宮企業振興課企画監】松浦市からご提案がっております工業団地ですけれども、御厨町の約3.3ヘクタールの用地を工業団地として整備しようという計画でございます。事業期間は、既に設計等始まっております、令和6年から令和9年度で事業を行う予定でございます。予定として分譲開始時期は令和10年4月を予定しております、松浦市からは半導体製造装置関連の企業誘致などを行いたいというご要望でございます。松浦市と県産業振興財団と一緒にしながら、工業団地の整備分譲開始に向けて、企業誘致に県も一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【石本委員】今のところ予算規模は、どれぐらいの予算になっているんですか。

【小宮企業振興課企画監】事業規模ですけれども、約9億円の事業費がかかるということで、市の方から報告がっております。

以上でございます。

【石本委員】この工業団地が、今お話があったとおり、元小学校のグラウンドが予定地になっておりまして、これまではそのグラウンド、地域の住民の人たちが、いろんなイベントとか催

物をそのグラウンドでやっていたと。これができなくなるために、代替として旧大崎小学校というのがあったんですけど、そこのグラウンドを使えるように整備したいというご要望があっておるわけですよ。例えば代替地としてのそういった整備についても、その県の支援としては何かないのか。あれば教えてください。

【小宮企業振興課企画監】企業誘致の工業団地の支援という面に関しては、代替地の用地の造成などというところに補助を出すというような制度は、今のところございません。

以上でございます。

【宮地産業労働部長】石本委員ご案内のとおり、電源立地対策交付金で市町の要望を伺って、我々が予算の範囲内で国にご相談して充当していくという制度がございますので、状況を伺いながら、そういうのが活用できるようであれば、そういう方向でも対応を検討してまいりたいと考えてございます。

【石本委員】ありがたいご意見ですけど、電源立地に関する予算についても、まだ県の予算内ということですよ。それはまだ使える余地はあるというお話ということで理解します。それでよろしいですか。確認です。

【宮地産業労働部長】毎年の交付額の状況にも当然左右されますけれども、基本的には先ほど申し上げました市町からのご要望については、我々も真摯に受け止めて、財源の範囲内でご支援していきたいというふうに考えてございます。

【石本委員】ありがとうございます。先ほど、波佐見焼の振興についてのお話がありましたけど、もう一つ、陶器の関係で、三川内焼というのがあるんですけど、佐世保の方に。こちらのいわゆる窯業の振興というか、波佐見焼と比較しまして、なかなか三川内焼という振興策があ

まり聞かないというか、低いなど、少ないなど感じているんですけども、そういったところで何か。県として、その三川内焼の振興についてどのように考えておられるのか、あれば伺いたいと思います。

【原田新産業推進課長】三川内焼の振興策についてですが、生産額の規模は波佐見焼と比べて少し小さくはなっておりますが、県からの支援事業、例えば認知度向上とか販路開拓、あと人材確保・育成などの補助事業については、波佐見焼と同じように、例えばテーブルウェアフェスティバル、全国最大規模の食器の展示会ですが、そういったところへの出展支援などを実施しておりますし、三川内焼においては、人材確保のために、外から移住者が来られて、そこに住んでいただきやすくなるような取組が必要であるとのお話を、若手の生産者の皆様からお聞きしているところでございます。

以上でございます。

【石本委員】この三川内焼も、もともとは平戸藩の御用窯として発達したものですけど、伝統的にはいいものがあるし、天皇陛下の献上品なんかもしてますし、規模は小さいんですけども、素晴らしい技術があるもんですから、そこら辺はぜひ、一つの県内のそういった工芸の産地として、しっかり今後とも存続できるような形で育てていただきたいというふうに思っております。

それから、これに関連して、これは総務委員会の方の管轄になると思うんですけども、長崎空港に空港の中に、こういった県内の主な工芸品とか、いわゆる産業振興の意味で、できれば空港内にそういった展示するブースを、ぜひ設置していただきたいと。開港50周年記念もありますので、こういった記念行事に合わせて一

画をというか、一部に県内の産業振興をお客様にアピールするような、そういう展示ブースを設置できないかというのは、総務委員会の方でも空港に対してお願いしているところですけども、ぜひこの産業振興という面からも、県内の今言った、隠れたというか、本当に伝統のあるものを、いわゆる空港内に展示させて、そして国内外から来た人にも、長崎はこういうものを持っているんだというのを感じてもらって、それが産業振興につながればいいなというふうに思っておりますので、そこについてはぜひそういう連携して、対応をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

【原田新産業推進課長】委員からご指摘ありましたように、空港の展示ブースなどの活用で、特にインバウンドのお客様などにアピールすること、高額の商品など、販売につながりやすいということで、非常に大切だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

1点、三川内焼につきましては、6月17日の日経新聞にちょっと記事が載っております、その中では東京ミッドタウン、東京六本木にありますけれども、そこでセレクトショップ、THE COVER NIPPONというセレクトショップがありまして、そこでの販売が非常に増えているという記事が出ております。こちらについても県の制度でご支援をさせていただいているところでございますので、こういったものも含めて、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

【宮地産業労働部長】ちょっと補足で、先ほど初手委員のところで課長がご答弁申し上げましたけれども、3月に会議を開催して、三川内と波

佐見と、私も参りまして、その会議はどちらかというと、我々の取組をこれまでは一方的に、ご説明することが多かったんですが、皆さんからいろんなご意見を頂戴しました。その中で、三川内焼については、やっぱり先ほど石本委員おっしゃられたように、非常に高級品であるということで、特にインバウンドの方々に手応えを感じておられるということで、その中から、その会議の中で、我々と話しまして、クルーズ船のお客様に現地を視察していただいて、より買っていただいてはどうかということで、私も、県の産業労働部で商船三井と連携協定しておりますので、5月に私も商船三井の役員のところに直接出向きまして、三川内焼のそういうお願いをしてまいりました。そういうふうな取組が、先ほど課長が申し上げた日経新聞にも少しご紹介をしていただけてますけれども、そういうふうに、三川内焼については、やっぱりターゲットが富裕層なんだろうと思ってございます。

一方で、先ほど初手委員からありましたけれども、波佐見の方はもう少し大きく、ライフスタイルをお支えするような、もう少し大きなところのマーケットを取りに行くということで、そういう対象も考えながら、いろいろご支援をしていきたいと思っております。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【大倉委員】私からは、スタートアップ企業に関するご質問をしたいと思います。

この部長説明の7ページにも記していただいているわけですが、この中にミライ企業Nagasakiに関しても書いていただいております。これは投資家の方とのマッチングイベントでございまして、一定の成果が出ているということも認識しております。資金調達につながっているということで、非常にこれは後押

しになっているなと思っています。

そういう中で、資金調達を達成したスタートアップ企業が、本県でどこまで今定着しているのか、根づいているのかという観点でご質問をしたいと思うわけなんですよね。そもそも資金調達に達成したという段階で、非常に厳しい審査を経ての資金調達というところも聞いております。ですから、非常に将来的に有望な未来がある、そういった企業だと思うわけですが、じゃあ今、そのスタートアップ企業、資金調達ができた企業が本県でどのように、例えば売上げを伸ばしているのか、そのあたりの現状を教えていただければと思います。

【原田新産業推進課長】スタートアップに関するご質問でございますが、先ほどおっしゃっていただきましたミライ企業Nagasakiの開催などを通じて、実際に昨年度、令和6年度に資金調達に成功した件数は5件ございまして、一定、資金調達のところもしっかり進んでいるところでございます。

そうした資金調達を達成した次の段階に成長するためには、やはりどんどん売上げを伸ばしていくということが重要だと考えておりまして、特に大企業との取引を通じた売上拡大の支援というのをやっていこうと考えております。

このため今年度から東京大手町の会場で、毎週木曜日、朝7時から2時間程度、200社を超える大手電機メーカーや大手保険会社などの大企業とスタートアップ5社が、事業連携や取引拡大のきっかけの場として交流をするMorning Pitchというイベントがございまして、これは大手コンサル会社が2013年から累計500回以上開催されているものでございまして、こういったMorning Pitchを活用して、そこに県内の有望なスタートアップを5社ぐら

い、今年度登壇していただいて、実際に大企業との取引につながるようにしていきたいと考えております。

このモーニングピッチの登壇に当たりましては、登壇前からアフターフォローに至るまで、各スタートアップに専門のコンサルタントが担当につき、約4か月間にわたってビジネスプランの磨き上げや、プレゼンテーション技術の指導、大企業との商談サポートなどの伴走支援を受けることができます。こういったことによって、しっかり大企業との取引を通じて、売上げが実際に拡大していくようなご支援を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

【大倉委員】ありがとうございます。今そのMorning Pitchであるとか、伴走支援の話をしていただきました。そしてアフターフォローの話もしていただきました。ぜひそういった意味で、スタートアップ企業ってなかなか安定的に利益を生み出していくというのは、なかなか容易なことではないと思いますので、ぜひスタートアップ企業の創出だけじゃなくて、その後の成長にもつながる取組、今後もぜひ続けていってほしいと思います。

そういう中で、ここに書いていただいた中でご質問していきますけれども、スタートアップ企業を支える事業に関して、今年度から県内全域でセミナーとかワークショップを開催すると。それから、首都圏の交流拠点との連携も拡充するというところで、これも大いに期待をしているところなんですけれども、まず県内全域でのセミナーというのは、これはこれまでのセミナーとかワークショップとは、どのように規模感が変わってくるのかというところを、具体的にお示しください。

【原田新産業推進課長】県内全域でのセミナーやワークショップの開催についてのご質問でございますが、これまで主に長崎市の出島にありますC O - D E J I M Aにおきまして、創業相談や交流会イベントなどを開催することによって、スタートアップの創出、県外からの呼び込みなどに力を入れてきたところでございますが、そうした結果、県内スタートアップの多くが、長崎市と佐世保市に集中している状況でございますので、県内全域での起業の機運醸成や、これからスタートアップを目指す人材の裾野拡大を目的といたしまして、離島や半島地区を含む県内9か所で、先輩起業家を講師として招いてのセミナーやワークショップを開催するものでございます。

今のところ8月下旬から県内9か所でのセミナー、ワークショップの開催に向けて、県と委託先の事業者との間で、随時検討会議を行うなど、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

【大倉委員】県内全域という部分のお答えは分かりました。

今度は首都圏の交流拠点に関してもご質問をしておきます。首都圏の交流拠点、これはSH I B U Y A Q W Sを含んでいることだと思うわけです。去年、私も視察に行きました。非常にSH I B U Y A Q W Sは長崎県など、地方の魅力を直接都会で発信できる、非常に有意義な施設だと思っております。逆に言えば、長崎県以外の地方都市も、このSH I B U Y A Q W Sなどで情報発信ができるわけですよ。ですから、本県もそこにやっぱり負けてはいけななということを強く思っているところですけども。

そのためにもSH I B U Y A Q W Sのみな

らず、やはり首都圏にある交流拠点というものを様々に活用していった、拡充してもらいたいと思うのですけれども、今回の拡充するというのは、そういった意味でSH I B U Y A Q W S以外でもどんどん広げていくということで認識してよろしいのでしょうか。

【原田新産業推進課長】委員、今おっしゃっていただきましたように、SH I B U Y A Q W Sとの連携、こちらは令和元年度からしっかり連携をさせていただいて、一定の成果が出ておるところでございますが、引き続きしっかりと連携、さらに強化をしていきたいと思っておりますが、SH I B U Y A Q W S以外にも首都圏、東京にはたくさんのスタートアップ交流拠点がございます。具体的に申し上げますと、今年度から丸の内にありますT M I Pという三菱地所さんが運営されている施設や、大手町3×3 L a bといった、これも三菱地所様運営のところでございますが、それらとの連携を追加でやっていきたいと思っております。

東京都が運営する拠点でN E X s T o k y oというものもございます、こちら特に会費とか要らずに連携ができるところがございますので、こういったところや、ほかにも大手不動産会社様が運営されている施設がありますので、徐々に広げていくことも検討しながら、しっかり首都圏交流拠点との連携を強化してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【大倉委員】ぜひそのSH I B U Y A Q W Sだけではなくて、3×3L a bさんとか、T M I Pさんなど、呼び込みをぜひ強化していくように取り組んでいただきたいと思います。期待しています。

それから、次の質問ですが、水素社会につい

ての、ちょっと本県のビジョン的なものを伺いたいなと思っているところでございます。展望ですね。実は先日、この農水経済委員会の委員何人かと、イワテックさんに視察に行っていました。いわゆる再生可能エネルギーである太陽光を使って水素を製造するという施設を見学してきたわけでございます。いわゆるグリーン水素です。ブルー水素でもない、グレー水素でもない、もう正真正銘の二酸化炭素を一切排出しない完璧なグリーン水素、脱炭素エネルギーでございます。2050年にカーボンニュートラルというものを国が掲げているわけですが、そういう中で水素社会実現というものに、やっぱり向かっていくべきだと私も思うのですが、非常にやっぱりハードルがあるんですね。いろんな課題が見えてくるわけです。実際にこのイワテックさんとの意見交換をする中でも、そういった課題がいくつも見つかりました。

まず、何よりも製造コストが高いというところですね。それから、インフラ整備がまだまだ整っていないというところ。そして、何よりも私が心に響いたのが、本県として水素をどのように活用していくのか、どういう方向性を考えているのかというところが見えないというふうにイワテックさんがおっしゃったんです。私もそうだなと思ったところなんですよ。

ですから質問をしたいんですが、本県としてこの水素エネルギー、こういった分野で活用していくべきなのか。その方向性、ビジョンというものがありませんでしたらお示しいただければと思います。

【石川新エネルギー推進室長】水素についてのお尋ねでございますけれども、水素につきましては、委員ご紹介ございましたように、国において2050年カーボンニュートラルの実現に向け

て、脱炭素が難しい分野においても、GX、グリーントランスフォーメーションを推進するために水素を使っていこうというふうな考え方がございまして、水素の供給・利用を促進し、本格的な社会実装を目指すということで、昨年5月には水素社会推進法という法律が成立するなど、国においても大きく取組が進められているところでございます。

そういったこともございまして、今後、関連市場の成長が見込まれるというふうに考えておりますけれども、先ほどご紹介ございましたグリーン水素につきまして、今国内で実際に利用されている水素というのが、大体200万トンぐらいあると言われてはいますが、そのほとんどは実はグレー水素ということでございます。したがって、水素社会推進法において取り組まれようとしているのは、需要だけではなくて供給の方も、グリーン水素の生産というところも併せて取り組んでいくということが示されております。

そういった形で、製造とか利用の方も含めて、大きな成長が今後見込まれるだろうというふうに考えております。そういった市場に県内企業が参入していくということで、本県の産業振興につなげていくことができるのではないか、必要ではないかと考えておりますけれども、現時点で県内でも需要と供給体制というのは十分ではございませんし、本県企業が本格的に参入しているということも、まだほとんどございませんので、そういったところも踏まえて、本県企業のこういったところに強みがあるのかとか、こういったところで利活用ができる可能性があるのかとか、そういったところをまずは調べていくことが必要だろうということがございまして、どこを今後狙っていくべきかというところ

を調べる必要があると考えております。

そのためにはまず今年度、水素市場への参入に向けた基礎データを把握するために、広く県内企業の意向でありますとか技術、どういうところに需要があるのかとか、こういったところを狙っていくのかといったところの調査をすることとしております。調査結果を踏まえまして、県内企業の水素市場への参入に向けた今後の具体的な方向性について、整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【大倉委員】ありがとうございます。本当に本県の産業振興に水素がどのように寄与していくのかというのをしっかり調査してもらって、そして実現、具現化してってもらいたいと、本当に強く思っているところです。

例えば、水素というのはいろんなもの、分野に使えるわけですね。防災でも使えるわけですよ。水素はしっかり貯蔵できますから。そういった使い方もありますし、ただ防災というのは、そんなにしょっちゅう使うものではないので、例えばこれで私が思うのが、もう少し県民の皆さんに寄り添った身近なところで水素というものを使える仕組みができないかなというところなんですよ。身近なインフラなんかでできないかなというところが、できればこれは非常に県民の皆さんにも、水素に向かっているんだ、長崎県はというところを分かりやすくお示しできるし、しかもインパクトもあると思っているところです。

例えば、東京では都バスがもう水素バスなんというものをどんどん広げていっているわけですね。しかし、燃料電池を入れているわけですが、都バスは。本県はそこまで財源がないので、そんな簡単にできるわけではないですよ。

だけでも、やっぱりインフラというものに水素を使うと、非常にインパクトがあるし、やっぱり分かりやすいんです。

そこでちょっと提案したいんですけども、私は電気工学の専門家でも何でもないのですが、これはあくまでも理想論ですよ、理想論なんですけど、例えば路面電車の、チンチン電車ですね、その電源を水素エネルギーでできないかという話ですよ。これ、実はイワテックさんでもこういった意見交換が生まれたんですが、要は、架線ですね、電線からパンタグラフを通して車両に電気が行って動いているわけですけども、その電源をそもそも一部区間でもいいから、例えば水素を原料としてできないかと。それがもしもできれば、非常に長崎市民、県民にとっても分かりやすいし、本県がそれを推奨してるんだということも伝えやすいと。これはなかなかいい提案じゃないかなと思ったのですが、実際できるかどうか知りませんよ、知りません。ですから、分からないですが、こういったアイデアをどんどん出していくということは、非常に私、必要だと思うんですね。

どうでしょう、全くこれは実現性があるかどうか分からないんですが、長崎電気軌道さんにこのあたりを、ちょっと問い合わせてみるのはいかがでしょう。

【石川新エネルギー推進室長】水素の活用先として電車とかインフラとか、そういったところというところのお話でございますけれども、先ほど申し上げた、現在国内で利用されている水素ですけども、そのほとんどは産業用ということでございまして、例えば鉄鋼関係とか、また石油の精製とか、そういった一般の住民の方にはなかなか目につかないところで使われているということで、なじみがまだまだ薄いという

ふうにご考えております。

今後、社会実装が進んで、国においては2050年に2,000万トンというふうな目標を掲げておられますけれども、そのときに石油の精製の用途というのは減っていく見込みにももちろんなっているんですけれども、産業用途が増えるとともに、モビリティ用途であるとか、発電用途、こういったものが新たに大きく増えていくというふうに見立てておられます。

大手の企業におかれましても、水素による発電でありますとか、水素自動車関係の開発等も現在進められておられるところでございます。そういったところも含めまして、先ほどと重複する部分もございますけれども、産業労働部としては、まず成長が見込まれるそういった将来の水素社会到来に向けた水素関連市場に、県内企業の参入を促進して、県内の産業振興につなげていくということが、第一目標と考えておりますので、具体的にどの分野において利活用が進んでいくのか、県内企業の参入が可能であるかということ、インフラとか、モビリティとかも含めて、今年度実施する調査の中で整理していきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

【宮地産業労働部長】補足で申し上げます。

今、大倉委員おっしゃられました電気軌道のお話は、非常に面白いなと、楽しいなという。我々も実はこういう取組を進めるときには、皆様のご理解をいただくために、やっぱり分かりやすいところでやりたいということで、ただ実際、きちんと取り組んでいるわけじゃないんですが、例えば空港から長崎に来る路線バスを水素バスにできないかとか、ハウステンボスに行くバスをできないかとか、そういうのも我々もいろいろ話をしております。それに当たっては、

どういう事業者の組み合わせで、そのときだけではなくて、補助金が出せる期間だけではなくて、ランニングするようにするためには、どういふふうにしていけばいいのかということで、いろいろ話をしております。そういう実証をしていただくためのご予算も今年度頂いております。それがバスでできるのか、別の形でできるのかというのは、現段階ではまだご答弁申し上げる段階にないですけれども、問題意識としては我々も持っております。あと産業労働部としましては、それに県内企業さんが参画して、売上げを上げていただきたい。そういう意味では、我々着目しておりますのは、船に着目しております。船を水素で動かすと。そこは造船サプライチェーンでございますので、全国の中でも本県の企業様がお力を発揮するだろうということで、モビリティとしては船をちょっと着目している状況でございます。

【大倉委員】宮地部長、ありがとうございます。非常に意味のある、これは議論だと思います。船、バス、電車、いいじゃないですか。だから、実現可能かどうかは分かりませんが、理想論かもしれないけれども、やっぱり水素社会を本気で目指すんだったら、こういったアイデアをどんどん出し合っていくって、本当、大事だと思うんですよ。だから、ぜひ長崎県モデルみたいな、水素県長崎と言われるような社会をつくっていかうじゃありませんか。ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【千住委員】私からちょっと2点なんですけど。

先ほどあった産業人材育成奨学金返済アシスト事業なんですけれども、これ非常にいい事業だと私も思っております。皆さんにお薦めするんですけれども、県立大でも授業をしたとき

に、これも紹介させていただいたんですが、これ実際使える範囲が非常にやっぱり狭いと。実際、県内ですね、例えば高校生が1万人おれば、そのうちの約1%も使えないという状況で、これが産業人材ですけど、県としてもうちちょっと県も積立てやってるわけですから、もっと広く人材を広げる、幅を広げることが非常に今後大事になってくるんじゃないかなと思いますけども、そのあたりは県庁内で議論はないのかということ、ちょっとお尋ねします。

【松尾未来人材課長】このアシスト事業につきましては、県の一般財源が年間4,000万円と寄附金、大体2,000万円をめどに予算化して積み立て、運用利息を含めて積立てを行っております。

令和6年度につきましては、認定者81名ということで、今のところ550名ぐらい認定をしているところなのですが、平成28年から積立てをしております、基金残高もありますことから、今後、もう少し認定して、支援ができないかどうか、基金の残高も含めて検討してまいりたいと考えております。

【千住委員】認定者数を増やすとかじゃなくて、対象を広げてもらえるようにしてほしいなと。対象が非常に絞られているよう、そこに行けないというのがありますので、この産業人材だけでなく、幅広く県庁内で広げていただけたら、非常にありがたいなと思うんですけども。

【宮地産業労働部長】今、千住委員からお話がありました、そういう議論は過去も実はありまして、この制度自体が、国が始めたやつに、我々も乗らせていただいて、当初はもっと狭い範囲で。その中で少しずつ対象を広げていきながら、今、対応している状況でございまして、例えば福祉の関係は別に奨学金があったりとか。ただ、千住委員おっしゃるように、全体のボリューム

を考えると、多分、なかなか地方では財源的なことを考えると厳しいのかなと正直思っております。国においていろいろ検討をして、その中で産業労働部においてもしっかりその役割を果たせるように、これは先ほど課長がご答弁申し上げましたけれども、企業様からの寄附金も頂いて運営しておりますので、そういう問題意識は持ちながらも、役割分担を考えながら対応していきたいと思ってございます。

【千住委員】ご答弁ありがとうございます。制度自体がそうであっても、実際、長崎に帰ってきていただいて住んでいただくということであれば、将来的にはそれが税金として返ってきたり、様々な形で返ってくるわけですから、もっと積極的な投資をお願いしたいなと思っております。

もう1点、ちょっと別件なんですけど。先ほどから企業進出に関して、物価高騰様々な状況の中で雲行きがというようなお話もありましたが、実際、諫早市でも京セラの進出、あるいは大型商業施設というところが今進んでおるわけですけども、実際、現在それに合わせて道路整備、周辺整備も行われておりますけども、現在、その計画どおりに進んでいるのか、現状についてお聞きします。

【小宮企業振興課企画監】京セラの立地に関するお話ですけども、現在、京セラの方が南諫早産業団地で工場の建設を行っているところでございまして、米国の関税措置の影響など、世界的な経済というのは不透明な状況というのはございますけれども、京セラにお尋ねしたところ、当市の進捗に関して、現在のところ変更等はないというようなお考えを聞いておりまして、県としても予定どおり工事が進むものと考えているところでございます。

以上でございます。

【清川委員長】しばらく休憩いたします。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午前11時51分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

【園田経営支援課長】商業施設の方につきましては、まだ進捗についての情報というのは入ってきておりません。

【千住委員】ありがとうございます。変更等出れば、速やかに諫早市民、あるいは周辺の方々も期待をされておりますので、お知らせをお願いしたいと思います。

以上です。

【清川委員長】産業労働部関係の審査の途中で、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き産業労働部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

引き続き産業労働部関係の審査を行います。

【饗庭委員】皆さん、お疲れさまです。何点か質問をさせていただきたいと思います。

午前中お話に出ていた水素事業について、私も議員有志の中で一緒に視察に行ったので、その中でちょっとお伺いしたいというふうに思います。

午前中、何かとても未来に明るいようなお話がたくさん出ていたかと思います。路線バスに船に電気軌道にと、すごい明るい未来が見えていところでございますが、その中で水素ステーションというのが私たちはもう十数年前ぐら

いから導入して、それを脱炭素にして、水素で車を増やしていこうみたいなお話は、十数年前からあったかと思います。その間、今となっては全く進んでないような状況かと思いますが、その点に関しての県の見解をお伺いします。

【石川新エネルギー推進室長】水素ステーションについてのお尋ねでございますけれども、水素ステーションにつきましては、燃料電池車等に燃料を供給するために、利用するには当然不可欠なものではございますけれども、現状、燃料電池車が思うように普及していないということもございまして、利用がなかなか進んでいないというふうな現状を聞いております。

水素ステーションの設置につきましては、国も一部推進をしております、整備費であるとか運営費の一部を補助する制度がございますけれども、自立的に運営していくためには、利用があまり進んでいないということもあって、コスト面で非常に課題が大きいというふうに伺っております。

九州各県で申しますと、長崎県と宮崎県にはございませんで、福岡県に8基、あと佐賀と大分と熊本と鹿児島に各1基ずつですね、九州全体で12基あると伺っております。以前、九州各県にそれぞれ運営の状況というのを聞いたことがあるのですが、黒字で運営できているところは1か所もないというふうなことを伺っております、なかなか水素ステーションの運営というのはコスト面で厳しいというふうに伺っております。

以上でございます。

【饗庭委員】九州他県の状況も聞かせていただいたところですが、となると、もう長崎県としては、水素事業は朝もありましたように

広げていきたい。そういう中で水素ステーションに関しては、すごくそれが水素を使う車が増えるんじゃないかというところがあったけども、思うように増えてないので、水素ステーションに関しては、もう県としてはそんなに力を入れていかないと理解してよろしいでしょうか。

【石川新エネルギー推進室長】水素ステーションにつきましては、先ほど申し上げたように、燃料電池車等々に対して燃料を供給する拠点としては、当然、将来的に必要不可欠なものになると考えております。現状、まだそういったところに至っていないというところがございますので、水素ステーション単体で整備するというよりは、水素をつくる、それからためて運ぶ、それから使うという、一連のサプライチェーンをつくっていく中で、県内企業が参画した形で、そういったサプライチェーンをつくるプロジェクトを検討していく中で、当然、必要になってくるものと思われますので、その中で検討していくことになるというふうに考えております。

現在、県内の産学官のメンバーで水素に関する研究等をする水素事業化研究会も開催しておりますので、そういったメンバーとも相談しながら、こういったプロジェクトを検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】なかなか難しいところでしょうけれども、未来に向かって進めていただければ。そういう中でもう1点、午前中ちょっとありましたけれども、防災の避難所とかに、今つくられているシステム開発の機械があったんですけれども、それを置くことによって、停電とかのときに使えるみたいなお話は、ちょこっと説明があったんですけれども、防災に関して広げていこうという考えがあるのか伺います。

【石川新エネルギー推進室長】防災の観点で、

水素を有効なといいますか、非常用のエネルギー源として補完するという考え方がございますけれども、我々産業労働部の考え方としましては、いわゆるカーボンニュートラル、グリーン水素が広がっていく中で、それを使う、つくるといようなサプライチェーンの中での産業化というのを目指しておりまして、防災というのは、ある意味、非常時の対策というか、備えということにもなっておりまして、ちょっと違う観点での対応が必要になってくる分野かなというふうには考えております。

以上でございます。

【饗庭委員】分かりました。水素事業で長崎県もどこか参入して、明るい未来になるといいかなと思います。

次に、カスタマーハラスメントについて、一般質問でも聞かせていただいたところです。労働団体、企業さんには4割はあるということで、今後は20日の回答を締め切って、その後、詳しく分析した上でということでしたけれども、今の段階で、セミナーとか周知啓発などすぐにもできることがあれば教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】カスハラについての現在の対応でございますけれども、現在も、例えば個別にご相談があれば、長崎労働相談情報センターを課内設置しておりますので、個別の労働相談として対応することも可能となっております。

また、経営者等を対象としました職場環境づくりに関するセミナーを、毎年度開催しておりますけれども、例えばこちらにおいてカスハラをテーマとするほか、講師派遣などの支援も、ニーズに応じて対応したいというふうに考えてございます。

それと、具体的には昨年末ぐらいからご相談

がっている団体の方からも、法改正の内容や国が発行しているマニュアルなどを活用して勉強会ができないかというようなご相談も受けてございます。それで、秋頃ぐらいをめどに個別に実施することで、現在、調整しているところでございます。このような具体的な相談内容に対しても、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

【饗庭委員】具体的な研修等、県民の皆さんにも、もちろん企業さんはもちろんですけども、していただきながら、法改正になるまでもずっと対策を取っていただければと思います。回答で、細かく分析したことが公表できる頃になったら、また教えていただければと思います。

次に、部長説明の中から伺いたいというふうに思います。

3ページのところで、直近3か月の企業倒産件数は12件で、昨年の時期に比べて1件増加となっておりますというところから、最後、緊急資金繰り支援資金を始めますということですが、24年度はやはり倒産件数が52件で、前年度より15件増えているかというふうに思います。これも、やはりコロナの資金繰りがどこまで関係しているのか分からないですが、なかなか融資制度をしていただいても、結果、苦しくなって倒産してしまうということがあろうかと思っておりますので、もっと倒産する前の対策として、県としてできることがないのか伺います。

【園田経営支援課長】饗庭委員ご発言のとおり、今、中小企業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものと承知しております。物価の高騰や金利の上昇、最低賃金の引上げなどに加え、昨今では米国の関税措置で不安定な国際情勢等もあり、これは長崎県だけでなく全国的に厳しい

状況ではないかということで考えております。そういった状況の中で、まずは国において、しっかり取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

こうした中で県としてもできることをやっていきたいと思っております。先ほど申し上げました資金繰りのことですが、緊急資金繰りも含めて、今年度も制度融資として、昨年度同様に274億円の新規融資枠を確保しております。7月1日からは新たに米国関税措置対応のための新資金の取扱いを開始することとしているところでございます。

こうした資金繰りの支援と併せまして、事業者の売上拡大を図るためには生産性向上というのが非常に重要となっておりますので、設備投資やデジタル化の支援を行っているところでございます。特にデジタル化の支援につきましては、令和5年度、6年度、この2年間で500社以上の幅広い業種の小規模事業者、零細の事業者の方にもご活用いただいているところでございます。

さらにきめ細やかな対応を進めていくため、今年度からは商工会、商工会議所の経営指導員を増員しております。デジタル化や事業承継、価格転嫁等についてプッシュ型の支援を図ってまいりたいと考えております。地域経済を支える上で、中小、小規模事業者の皆様の支援というのは重要と考えておりますので、今後とも国や商工団体と連携しながら、総合的に対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】総合的に対応していただく中で、もう1点、商工会議所の人員が増えたというところでは、中小企業さんの倒産防止のために相談が多くできるというようなイメージなんですか。どういうところで増えた人数の分で、中小企業さんのところに行き届くようにしていけるの

かをお伺いします。

【園田経営支援課長】今年度、先ほど申し上げたとおり、経営指導員12名増員することとなっております。非常に身近な支援機関でございますので、直接指導員さんが現場に出向いていただいて、それぞれの事業者の課題等にきめ細かく対応していただくということを考えております。そうした中で、先ほど申し上げましたとおり、デジタル化というのは非常に重要かと思っておりますのでデジタル化を進めていく、それと併せて、現在、賃金や物価の上昇がありますので、価格転嫁をしっかりと適正に進めていくという視点で、経営指導員の方に対応いただきたいと考えております。

【饗庭委員】きめ細かな支援をしていただければと思います。

次に、9ページの中の県内就職率について、高校生の方はずっと上がってきている。今日の新聞に掲載されていたかと思うんですけども、大学の県内就職率については、この文章の中では41.2%と0.8%増となってるんですけども、長崎総合計画素案によると、これはあくまでも目標値でしょうけれども、目標値より下回っているという状況の中で、今後どのようにして県内就職を進めていくのかお伺いします。

【松尾未来人材課長】総合計画における令和5年度の県内就職率は、目標値の47%に対しまして40.4%と目標を6.6ポイント下回っております。そのうち県内出身者だけで見ますと、県内就職率は61.4%と目標を達成している一方で、県外出身者で県内に就職された方が約1割にとどまっております。出身地が県内か県外かによって大きく差が出ているところであります。大学別に見ますと、最も学生数が多い長崎大学では、就職者数のうち県内出身者は約44%と半数を割

っております。

こうした中で、労働局が毎年、長崎市で開催する「学生と企業の交流会」に加えて、昨年初めて県主催で佐世保市でも開催したところでありまして、これまでの地道な取組に加えて、新たな取組も実施しながら、県内就職率の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【石田産業労働部政策監】少しだけ補足してご説明させていただきたいと思います。

計画の中で最終年度の令和7年度が50%なんですけども、ここ10年ぐらい県内大学の就職率が4割ちょっとぐらいということで、ほぼ変わらない状況で推移をしております。先ほど饗庭委員からも言われたように、やはり我々としては少しでも上げたいということで5割という目標を立てていたんですけども、一方で昨今の人材不足の中で、すごく各県の競争が大きくなってきております。我々もUIターンなどに努めているわけですが、他県も同じような状況でございまして、例えば我が県の県内就職率が上がれば、他県のUIターンが減っていくというような、まさに競合で競争しているような状況にございます。

そういった中で、今、課長も答弁しましたようないろんな取組をやって、何とか維持をしているような状況にございます。今後とも何とかせめて維持、そしてできればこれを増やすようにいろんな取組をやって、県内就職促進を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【饗庭委員】なかなかやっぱり県外の方が長崎で就職をするというのは非常に少ない、1割なので。大石知事は、選ばれる長崎県というふうに訴えておられるわけでございますから、やはり

選ばれるには、県内の人はやっぱり地元だからという人が結構多いかなと思うんですね。その中で、国内でのまさに言われたとおり、こっちが増えると、こっちが減るみたいなのはあるかなと思うんですけれども、やっぱり選ばれる長崎県にするに当たっては、今開いているいろんなイベントもありますけれども、もうちょっと何かマッチングしやすい企業さんとか、大学生とすることが必要かなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【石田産業労働部政策監】確かに県内就職を進めるためには、一つはやはり企業誘致、あるいは県内の企業の魅力を高めるような取組ですね、環境改善、こういったものが一つあるかと思えます。それと、あとは今、例えば半導体ですとか、今度造船ということで、大学としっかりと連携して、産学官で連携して県内の就職を進めようというような取組を進めておりまして、そういった中で何とか他県に負けない選ばれる県となるように努めたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ大学生に、いろんな企業ですね、これからも新しく長崎県に入ってもらえる企業さんも知っていただいて、ぜひ選ばれる長崎県に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

【宮本委員】議案外について質問をさせていただきます。

産業労働部が所管しております福岡市にある、ながさきU I ターン就職支援センターについて、質問をさせていただきます。

まず、冒頭の平成29年6月議会で、当時、平成27年の国勢調査において、5年前と比較したときに、長崎から東京に行く学生よりも、長崎から福岡県に行く学生が多いということが、その当

時、国勢調査に出ていて、やはり福岡対策を進めないかんという議論が出てきた当時、福岡事務所を設置すべきだということで、平成29年6月議会で取り上げさせていただきました。

なかなか費用対効果の面からして難しいという答弁であったんですが、当時の企画振興部長の方に何度も再三再四質問したんですけど、なかなか難しくて。そうしているうちに令和元年、2019年10月に、長崎に対してのU I ターン就職目的、そして県内学生が福岡の大学に進学している方々を対象に、Uターン就職を目的としてできたのが、このながさきU I ターン就職支援センターです。

私としては、ここ福岡事務所という思いで、ずっと見ておりまして、やっと日程できて、昨日訪問をさせていただきました。すばらしい取組だったんですね。感動いたしました。帰ってきたんですが。それについてちょっとお尋ねしたいことが幾つかあります。

まず、県内高校生が県外の大学へ進学している状況と、県外大学生がUターンして来ている就職状況について、令和6年3月卒業について、本県高校生の状況についてお尋ねをさせていただきます。

【松尾未来人材課長】令和6年3月に県内の高校を卒業した生徒の約7割が進学しておりまして、そのうち半数以上、4,000人余りが県外の大学や専修学校に進学しております。県が独自に調査を行った、福岡県及び首都圏の大学等に進学した長崎県出身者のUターン就職者数は、令和4年3月卒業で269人、令和5年3月卒業で232人、令和6年3月卒業で257人と、毎年250人前後で推移している状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございました。状況を確認させていただいて、7割がやっぱり進学して

いるということで、250人前後でUターンをしてきていらっしゃる。Uターン就職がいます。これ福岡と、先ほどあったとおり首都圏ということですが、福岡の学生が長崎に帰ってきている率が多いんじゃないかなと思いますし、まさにここでセンターの威力が発揮されていると感じております。こういったものの取組がなければ、これがもっと低い数字に出ていたんじゃないかなというふうな、ちょっと感想を持っているところです。

Uターンをするには、県外学生に対してUターンを促すには、広報、長崎県内に、県全体の情報や、そして長崎県の企業の情報を、もっと知っていただく必要があると考えます。よって、どのような形で広報を含めて、その活動に力を入れているのか、取組を行っているのかについて、ちょっとお尋ねをいたします。

【松尾未来人材課長】県外大学へ進学した学生へ情報を伝えることはとても難しいことでありますから、先ほど委員が言われた、ながさきUIターン就職支援センターに職員を配置しまして、主に福岡県を中心に関東や関西の大学等の就職支援担当者と連携しまして、本県出身の学生に、県内企業の情報などを知っていただく取組を進めているところでございます。

具体的には、大学で行われるUターン相談会で、学生に対する相談対応を行っておりますほか、就職支援担当者と県内企業の情報交換会の実施、就活スケジュールに合わせた企業説明会や見学ツアーなどを行いまして、県外からのUターン就職の拡大に努めているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。支援センターの職員さんが、直接大学に訪問して、長崎県などの情報や就職の企業説明会を行っている

ということでご答弁いただきました。Uターン相談会ということでありまして、ここがやっぱりまさに大事になろうかと思えます。1人で孤軍奮闘されながら、長崎の魅力を伝えながら、そして大学の職員の方と折衝しながらという、このまさにこの闘争こそが、Uターン就職につながっているものだとことを確認させていただきました。

あわせて、大学進学前の高校生に対して、要は今から出ていくであろうという、先ほどあったとおり7割が進学をして、そのうち半数が県外という一定の統計を見るならば、今から進学される高校生に対する県内の就職との取組をしてもらうということは、非常に重要だと考えますが、その取組内容の現状についてお尋ねをいたします。

【松尾未来人材課長】高校生に県内就職についての取組を知ってもらうことは、とても重要であると考えていることでありますから、県内全ての高校で開催されるPTA総会の機会に、保護者向け企業見学会などのイベント情報や、県内就職応援サイト「エヌナビ」及び我々がやっておりますインスタグラムなどを職員が説明したり、周知啓発のリーフレットを配付したりしているところです。また、年に10回発行されております「就活と進学の情報誌NR」は、県内企業の情報や県の就活情報が掲載され、県内全ての高校生に配付されておりますので、県内就職のPRとしては効果的だと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。高校生に対しては、やっぱりふるさと教育ではありませんけど、小・中・高一貫して長崎の魅力とか企業の情報を伝えるということは、私たちの時代はなかったですね、こういったのは。だから、非常に重要だと思っております。

ただ、先ほどおっしゃったNRというのが10回発行されていて、全ての高校生に配られていると。私の次男坊が高校2年生ですけど、見たためしがないんですよね。多分、持ってきているんでしょうけど、かばんの底で多分ぐちゃぐちゃになってるんだろうと思います。今はうちの長男も次男もですけど、携帯ばかりいじっているんで、先ほどインスタでもってあったので、そういうSNSにもっと力を注いでいただきたいなということがあります。

実は、私の経験でいうと、私も福岡の大学に行って、こっちへ戻ってきたんですけど、何げにテレビをつけたときに、九十九島のCMが流れて、佐世保は熱いぜというCMだったんです、そのときにそれを見て、佐世保に戻ろうと、ことごとく会社におっちゃけたもんですから、それもあったんですけど。そういう何げないきっかけが長崎に戻ってくるということにつながるんだなと思っていますから、今はテレビはほとんどというか、なかなか見る高校生って少ないと思いますので、SNSにもっと力を入れていただきたいと思います。

エヌナビの登録者とかも推移は、ちょっとお聞きしたところではあるんですけど、またインスタとかも、もっとどんどん発信の方、力を入れていただきたいと考えております。

就職については、私も一般質問で取り上げましたけども、先ほど午前中もいろんな議論ありましたけど、奨学金返済制度というのは、やはりこれは重要でありまして、奨学金返済アシスト事業について、様々議論もあっておりましたが、これについてなんですけど、ちょっと別の視点から、これ企業からの寄附と、そして県の出資金というものも、もちろん。一般財源もあるんですけど、県内の企業さんが寄附していた

だいた金額、これがまさしく大事なんですけど、寄附していただいた企業様に対するメリット、これもやっぱり厚意で寄附をされているものの、何らかのメリットをつけていただきたい、インセンティブをつけていただきたいと考えておりますが、それについてはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

【松尾未来人材課長】寄附する企業のメリットといたしましては、税制上の優遇措置が適用されますほか、寄附金額に応じて感謝状の贈呈や募集チラシに企業名を掲載するなど、企業PRにつながるよう設定しているところであります。

【宮本委員】ありがとうございます。税制上の措置ということもありますので、これは大きいかと思います。ただ、もっと積極的に意見交換を県としたりとか、就職合同説明会があった際にはブースを提供するであったりとか、先にそういった情報を流すとか、そういったものも、もっとあっていいんじゃないかなというふうに思います。これらのアシスト事業にご尽力いただいた企業様に対する、さらなるメリットをちょっと強く希望するところでありますけれども、石田政策監、これについて何かご意見あればお願いしたいと思います。

【石田産業労働部政策監】奨学金返済アシスト事業につきましては、やはりこの事業、この制度にご理解してご賛同いただいている企業がなければ成り立たない事業でございます。委員から企業のメリットというご指摘がございまして、これは県としてもやはり重要な視点として取り組んでいきたいと考えております。

ただ一方で、このアシスト事業というのは、地域経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業のリーダー的人材の育成・確保・定着、こういったものを目的としておりまして、要は

それに対応した業種に就職という、県内就職を促進する事業でございまして、恐らく協力いただいた企業の方々というのは、自社のメリットというよりも、県内産業の継続的な発展のためにご寄附をいただいているんじゃないかと考えているところでございます。

私も昨年度まで寄附していただいた企業とお会いしたときには、自社では今年採用はできなかったと言いながらも、多額の寄附をしていたいただいたような企業もございまして、非常に我々としては敬意を表しますし、感謝するところでございます。県といたしましては、やはりそういった企業の方々のご期待に添うためにも、しっかりと産業の振興を図って、人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり広い範囲で考えるとそうです、県内全体の産業振興のためにという思いで寄附をされてらっしゃるところもありながら、一方では、寄附をしているけどもなかなか人材が来ないっていう、難しいところもよく聞きますので、引き続きそういった形で意見交換と、そしてまた1社でも2社でも寄附していただく企業が増えることを祈りつつ、改めてお願いしたいと思いますし、このながさきUターン就職支援センターの職員の方は、お一人でアウトリーチというんですか、訪問活動をずっとされてるので、これがなければUターンの就職率、就職者というのは、ここまでの数値になってなかったと思いますので、さらに伸び伸びと活動できるような環境づくりに、県としても努めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと1点だけ、すみません、質問させていただきます。

部長説明資料の中で、5ページになります、非常に新しいものが部長説明でありまして、長崎県造船振興連絡会議というのが新たに設立したという説明がありました。これ非常に興味深いもので、まさに長崎にとっては大事な会議であろうと考えております。部長説明資料でも書いてあるんですが、具体的にもっと、こういった人材育成であったりとか、人材を確保するのか。どういう取組を今後されるのかについてお尋ねいたします。

【松尾未来人材課長】造船産業の人材確保につきましては、情報誌NRでの魅力発信のほか、生徒や保護者の企業見学会、県外大学生向けバスツアーなどを開催しまして、さらに本年度は造船関係の学科を持つ県外大学を訪問して、本県との連携を促すなど、必要な人材の確保に向け取り組んでおります。全国的に人材不足が課題となります中、県内就職を促進するには、生徒や学生、保護者など、幅広い世代に造船業の魅力を発信していくことが重要でありまして、造船振興連絡会議により産学官の連携を深めながら、人材の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。企業説明会とか、バスツアーとか、非常に素晴らしい取組でありますし、まさに基幹産業ですので、こういった形で人材育成に努めていただきたい。

また、さらにはNRという情報誌が出てきたので、これちょっと大事なんですよ。より幅広く見ていただけるような取組も推進していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【山下委員】お疲れさまでございます。ちょっとお時間をいただきまして、先ほど宮本委員か

らも少し触れられましたけれども、長崎県内の基幹産業の一つであります造船業の現状について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

私は前回の2月定例会の委員会の場で、造船業の振興について、大変大事な政策でありまして、柱の政策だということで申し上げましたところ、部長からも、引き続きしっかりと取り組んでいきたいということでお答えをいただいたところでありました。

先ほど出ましたとおり、今回の部長説明でも、長崎県造船振興連絡会議ということで、新たに設立をしたという報告がございました。さらなる取組の一つとして期待をしているところであります。

また、説明の中で、活況にあるということで文字がございました。まずはちょっと確認をさせていただきたいんですが、今現在、足元の状況といえましょうか、長崎県の今の造船業の現状について、確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

【香月企業振興課長】本県の造船業の現状についてでございますが、ここ数年の円安基調に加えて、カーボンニュートラル社会の実現に向けた国際的な環境規制の強化、これに対応する船舶の需要ですとか、世界経済の回復に伴って海上輸送量の増加、こうしたことによりまして、受注環境が改善をしていくと。加えて、防衛予算の増額を背景に、艦艇の建造、修繕、こういったものも需要の拡大がしておりまして、本県の造船業は好調を維持しているものと考えているところでございます。

【山下委員】ご答弁ありがとうございます。防衛産業、防衛予算の増額や受注が増えることで、造船業としては好調という認識でありました。今後さらなる受注の増加やさらなる振興を

図っていく上で、先ほどもありましたとおり、人材の確保というのは大変皆さん心配しているところで、業界からも私の方に、人材はやっばりですねというところがあって、ご相談がかなり入っているところでありますけれども。このような人材確保の課題をどのように今後解決していくのか、もしくは取り組んでいくのか、そのあたりも含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

【香月企業振興課長】好調の企業の活動を支える人材というのは、委員おっしゃいましたように不可欠なものと認識をしております。これまでも中小の造船関連企業が共同で実施いたします技術研修ですとか、あと大手造船における事業所内訓練、こういった企業が実施する人材育成の取組を支援してまいりました。あわせて広報媒体ですとか、あとイベントを通じて造船業の魅力を発信してきたところでありますが、統計のデータを申し上げますと、造船業に携わる従事者、直近2023年でございますが、8,686人となっております。ここ10年を見た場合に、ピークは2017年、今から2023年からすると6年前ということになりますが、2017年のピーク時は1万76人ということで、現状まだ82.6%という状況でございます。

こうした中、産学官がより連携を深め、一体となって人材確保・育成に取り組む必要があると考えまして、先ほどからの造船振興連絡会議、こちらを設立したところであります。この会議を核としまして、産学官が連携しながら、これまでの取組に加えて、国の協力も得ながら、造船人材の確保・育成、こちらを進めていきたいと考えているところでございます。

【山下委員】ご答弁ありがとうございます。業界のニーズに応えられるように、しっかりと

引き続き取り組んでいただきたいというふうに思っているところであります。

先ほどからもトランプ関税の話も出ておりましたけれども、その日米間の交渉の中でも、造船業は戦略的産業ということで位置づけられておりまして、交渉の中でも切り札的なことで注目を集めているところでもあります。国も具体的な支援策を検討しているという報道もありますし、やはり県南地域をリードしているのは長崎市でありますし、県北は佐世保市であります。ともに造船産業は、もしくは関連産業は盛んなところでもありますし、集積をしているところでもあります。その本県の経済活性化にも造船業の振興は必要だと。絶対に必要だということであるわけであります。

今回、ちょっと私この質問をさせていただいた一つに、先般、日経新聞に国立造船所の建設を検討していると。政府自民党の素案といひましようか、提言が出てまいりまして、これは国が造船所の建設整備を主導して、いわゆる国立のドックを造ろうと。それで造船業をまた再活性化しようというような中身だと思うんですが、この記事が目を引きまして、これを読んでいると、国も再生計画を今後つくっていくというような構想もあるみたいであります。報道がちょっと先行している中で、まさに私はこれ、千載一遇のチャンスじゃないかなと。本県が造船業で日本一になっていくという意味で、全国をリードするという意味でも、何かしら先に先に長崎県も仕掛けをしていくといいまいしょうか、取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っておりますし、造船業の長崎県版再生プランみたいなものを、何かしらつくり上げて、国の方にもアピールしていく必要もあるんじゃないかなと、私は考えているわけありますけ

れども、最後になりますけれども、このあたりの方向性とか思いについて、宮地部長の方から、ひとつ決意も含めてご答弁をいただければなと思っております。

【宮地産業労働部長】今、山下委員からご質問がございました、造船業に関してでございますが、少し現在の状況を再度申し上げますと、令和に入る前、平成30年度国の統計では4,000億円、県内の企業様の製造品出荷額は4,000億円を超えて、国内第1位でございました。

この間、いろいろ県内においても動きがございまして、今は直近の数字では国内の市場全体が3兆2,000億円の10%強を占めて、国内では第4位の位置でございます。第4位といえども、製造品出荷額は県内で3,354億円を誇っておられまして、半導体の電子デバイスに次いで第2位。従業員は半導体関連よりも多いということで、まさに山下委員からもございましたけれども、長崎市、佐世保市、西海市を中心とする県内第1位の基幹産業であるという認識を持ってございます。

この造船業は、先ほど山下委員からもございましたが、米国との関税交渉の中で、経済安保の関係等から戦略的産業として再認識をされていると。ちょうど今朝の日経新聞1面には、日本で造船業第1位の今治造船が、第2位のJMUを子会社化すると。そして、中国・韓国を追いかけるといふような記事が、今日ちょうどございました。

これ県内で見ますと、商船建造で第3位は大島造船所、第4位は名村造船所ですが、これはSSKの親会社ということで、また商船以外でいいますと、これは山下委員からもかねてより力添えをいただいております防衛関連、これはご案内のとおり我が国では三菱重工業がナンバーワ

ン、またSSKも高い技術力を持って修繕の事業をやられているという状況でございます。

このような中で、県として何をやるかということでございますが、これは引き続きのところも当然でございますけれども、需要の獲得に向けて、設備投資もしくは人材のマッチング、その辺を強化していくということと、一方で、先ほど来ご質問ございましたけれども、やはり人材は造船業も例外ではなく、非常に苦戦をしているという状況でございます。そのような中で、国が造船業を戦略的産業と位置づけて、具体的な検討に入るとするのは、先ほど山下委員もおっしゃられたように、私も個人的には千載一遇のチャンスだと思ってございます。

長崎県を見ますと、先ほど申し上げました防衛がある、商船事業もある、あと関連事業として、これは本会議でもご答弁申し上げますが、浮体式の洋上風力、これも県内企業が取組を進めておられると、基幹部品で世界初のサプライチェーン構築を今目指してございますが、その3点がそろっている県というのは、多分、全国で長崎しかないと思ってございます。プランの策定というお話がございましたけれども、今年ちょうどその総合計画に付随する我々産業振興プランの検討にこれから入りますので、何がしら造船振興のプランを策定したいと我々も思っております。検討を進めたいと思っております。

【山下委員】本当、力強いご答弁をありがとうございました。本当に佐世保、県北地域も造船業を、基幹産業を基に、また盛り上がっていきこう、盛り上げていきこうという機運も高まってきておりますので、ぜひとも引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【白川副委員長】白川です、よろしくお願いいたします。6ページにあるサイバーセキュリティに関して伺いをしたいと思います。

サイバーセキュリティ市場が大幅な拡大が見込まれているということで、人材育成を含め、大企業とのマッチング等々、県でもこの参入を促進していきたいということであります。これだけ情報化社会になっていくと、大変必要で重要な分野であるということは認識しておりますけれども、この規模感というのがちょっと分かりにくいところがございます。証券、クレジットカード等の情報漏えいという分野だったりとか、ひいては防衛の分野にも関わってくるのかと思います。県が目指しているサイバーセキュリティの分野で参入というところについて、市場規模と、また県立大学の人材育成の展望について伺いをしたいと思います。

【原田新産業推進課長】サイバーセキュリティの事業に関するお尋ねでございます。

まず、市場規模のお話がございまして、現在、国内市場が令和4年度時点の情報ですが、約1.5兆円でございます。これは、いわゆるサイバーセキュリティ対策のいろんなツール、ソフトウェアなどと、あとサービスがありまして、どれだけサイバー攻撃に強いのかという診断や、そこで見つかった課題に対してケアをするためのコンサルを行うなど、そのようなサービス分野を合わせて、約1.5兆円となっております。

内訳としては、ツールの部分が9,000億円、サービスの方が6,000億円程度となっております。これが、このところ年間10%弱の伸び率で急拡大をしておりますので、今後もますます伸びていく可能性が高い分野として、ここに新たに参入する県内企業を少しでも多くつくり、県内の情報関連産業の振興につなげたいと思っております。

ころでございます。

もう1点、県立大学のところでございますが、県立大学の方に情報セキュリティ学科が設置されておりまして、平成28年に4年制大学としては、国内初の情報セキュリティに特化した学科が設立されております。さらに、令和5年度には、産学共同研究センターが開設されて、全国でも有名なセキュリティ会社が今のところ4社入居していただいている中で、これは学生の教育の面でも非常に高い効果が見込まれることから、情報セキュリティにおける高いスキルを持った人材が輩出されることになりますので、そういった方々の受皿として、県内に情報セキュリティ分野で活躍できる企業をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【白川副委員長】詳しいご説明ありがとうございました。令和4年度で1.5兆円規模の市場規模ということと、10%の伸び率があり、大変期待できる産業だということは分かりました。そして、県立大学の人材育成についても、企業さんとしっかり連携をされながら、人材育成をされているということで、東京で、都会でしかできないような仕事という、何かイメージがありますけれども、本当に長崎県内でもしっかりとしたこういった分野での仕事ができるということに関しては、県内の学生さんたちの夢が、また大きく広がる事業ではないかと期待をしているところでございます。よろしく願いいたします。

そして、水素に関してです。大倉委員や饗庭委員からもありましたけれども、昨年6月にブラザー工業さんとの連携協定を提携されたということで、1年が経過したわけでございますけれども、その中でこういった進捗になっているのかなというのが、私も気になっているところでござい

まして、部長説明の文書にはなかったものですので質問したいと思いますが、さきの委員の皆さんとのやり取りの中で、随分進捗があるというか、県もいろんなことを考えておられるんだなということは思いましたけれども、長崎県は2015年に戸田建設さんが国内初の水素で動く燃料電池船というのを完成させているということが過去にございまして、この間10年、なかなか前に進まなかったっていうことが、恐らく先ほどの会話に、答弁の中でもあった、やはりコスト面の負担が大きいのではないかと推察をされるわけですが、水素ステーション、造る気はないのかという饗庭委員の突っ込んだ質問もありましたけれども、1基造るのに建設が4.5億円ほどかかるということで、ガソリンスタンドが1億円弱でできるのと比べると、投資額がかなり大きいということがありまして、全国にもガソリンスタンドが3万基あるのに対して、水素ステーションはまだ157基ほどだということをお伺いしており、まだまだ普及が進んでおらず、長崎県にもステーションはないという状況であります。

やはりこの課題が解決しないと前に進まないのかなと思っておりまして、私、母校の佐世保高専の水素の専門家にお話を伺いましたところ、やはり今現在4億円かかっている水素ステーションの建設というのは、かなりハードルが高い、前に進まない要因ではないかということだったんですが、高専では水素のタンクやボトルの素材に対して、水素脆化といって、耐久性の強化と、あとはコスト削減を実現する素材の研究を行っておられるということでした。ですので、今かかっている4億円強かかっている建設やランニングコストを40%近く抑えることができる技術を、今研究をしているということでありま

したので、水素社会実現に向けては、こういった研究も不可欠ではないかというふうに思っております。

なかなか研究費が少ない中で、高専でも頑張っておられるところですが、しっかりとこういったところも産官学で共同しながら、長崎県での水素社会が先進的なものとなるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

ステーションが県内にないということですが、福岡県にはあるということで、この県内にステーションをまだ高いので造れないということで設けないとすれば、他県との連携も有効ではないかと思っております。先ほど部長の方からは、空港と長崎市内をつなぐバスというふうにありましたけども、福岡県と長崎を結ぶバスを水素化して、福岡で充電するというようなことも考えられるのか、他県との連携を考えておられるか教えてください。

【石川新エネルギー推進室長】水素ステーションの設置、活用について、他県との連携についてどうかというふうなご質問かと思えますけれども、水素ステーションそのものを設置することには、委員ご指摘のとおり非常にコストがかかると。それを単体で造るということには、やはりその需要との関係等もあって、運営が成り立つのかどうかということも当然あるかと思えます。

一方、使う方を考えたときに、当然、使う場合には必要になってくる設備ではあるんですが、先ほど午前中もちょっと申し上げたことではあるんですが、今から水素社会実現に向けて、これから市場が大きくなっていくというふうな動き自体がございますので、そういった中でサプライチェーンとして、本県の中で産業としてつくっていくという視点で我々は取り組

んでいきたいと考えておりますので、そういったサプライチェーンをつくる中で整備というか、そういったところも検討していきたいと考えております。

当然、そのサプライチェーンというのは、通常の製造業のサプライチェーンというのは非常に広範に及ぶことがございまして、他県をまたぐ場合もございまして、そういったこともございますので、必要に応じて他県との連携というの、将来的には出てくる可能性はあろうかと考えております。

冒頭、ブラザー工業との連携の関係でご質問がございました。昨年の6月にブラザー工業との連携協定を締結しまして、ほぼ1年経過しております。県内企業が水素分野に参入するに当たって、単独ではやはりなかなか難しいということもございまして、知見や技術を持つ大企業、大手企業の力をお借りするということが必要だろうということで、連携協定を結んだわけですが、この間、いろいろと情報交換であるとか、県内企業との協議の場というのを持ちまして、昨年のセミナーでブラザー工業様の取組をご紹介いただいたり、あと県内企業との具体的な、先ほど視察に行かれたといったイワテック様であるとか、幾つか県内で水素に取り組んでおられる企業様との具体的なプロジェクトができないかといったことの検討も、今、具体的に進めているところでございます。

以上でございます。

【白川副委員長】ありがとうございます。すみません、質問がちょっとなかなか分かりにくかったかもしれませんが、ブラザー工業さんのこの1年も前に進んでおられるということで、水素事業化研究会とも立ち上げて、議論をいただいているということでした。

そして、他県との連携というところにおいては、ステーションありきというよりは、サプライチェーンを構築することによって、水素関連事業全体を取り組んでいくというような考えだと思いますので、特にやはりものづくり産業が盛んな長崎県ですので、そういったコストカットですとか、耐久性の強化等を研究している分野もありますので、ぜひそういったところの知見も含めた上で、水素先進県となりますように、取組をどうぞ強化していただくようよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【石本委員】ちょっと1点確認です。確認というかご要望でございます。

ちょうど今日の長崎新聞に、松浦発電所の低炭素化図り運用ということで、新しい九電の社長が決まって、そのインタビュー記事が載っているんですけど、その中で1点、気になることが書いてあります。脱炭素化の流れの中、石炭火力発電である松浦発電所の運用方針はという問いの中で、1点、これまでも一般質問でもありましたとおり、いわゆるカーボン減らすということで、アンモニア混焼やCCSなどの導入を図るという話はこれまで県もしていただいた話ですけど、その中で、この新社長が石炭火力については発電コストが安いと。ただ、CO₂の排出が多いから、それを減らす必要があるということと併せて、発電量を減らすことというのを発言しているんですね、この中で。ここは、ちょっと気になることで、これまでも松浦にとっても、発電というのは基幹産業でもありますし、県としても電力移出県等交付金の財源にもなって、発電量が減ると、その分、県に入る収入も減ってくるということにもつながることでもあ

りまして、ちょっとこの気になる発電量を減らすという発言を、県として情報として入っているのか、またこれが新社長の方針であるとすれば、今後、また松浦市と連携して、しっかりと今後の対応というか、取扱いについてもしっかりとまたしていただきたいなという思いがありますけれども、部長、何か情報があったらお願いします。

【宮地産業労働部長】今朝の新聞は私も拝見しております。まず、先に結論を申し上げますと、発電量を減らすというふうな話は、私どもは承知してございません。我々の現在の認識は、昨年、石本委員の方に本会議でご答弁申し上げましたとおり、これは他社さんでJ-POWERさんになりますけれども、そこに伺ったときには、九州シリコンアイランドとして、どんどん発電量は増えていると。九州は非常に増えているので、それを賄うのにいろいろ策を講じないといけないということで、カーボンニュートラルの中では石炭火力は厳しい状況ですけれども、委員からございましたように、CCS等が図られると、これはカーボンニュートラルに添う電力になりますので、我々としては、引き続き存続を図って、さらに拡充を図って、交付金自体も発電量に、委員おっしゃいましたように応じますので、そこは今後、我々も九州電力さんと意見交換する場もございますので、そこでまた確認もしていきたいと思ってございます。

【石本委員】関連して、ちょうどこれも今日の新聞記事でしたけれども、電力業界の総会の中で、株主からは脱原発という意見が相当あったようですけれども、最終的に電力側としては、それを否決したという記事も載っていました。当然、原発は必要な電源として、必要であるということとは十分承知しているわけですが、今、部

長からもあったとおり、調整電源としても、一方で石炭火力についても、カーボンニュートラルは当然目指すべきでありますけども、すぐすぐゼロという話には現実的な話ではないと思っていますので、いかにしてカーボンを減らしながら存続させていくか、また新しい、新たな発電に取り組んでいくかということは、今後、重要になってくると思いますので、そこら辺はしっかり情報を注視しながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査の結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時33分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月30日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 2時33分 散会 —

第 2 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月30日

自 午前 9時59分
至 午前11時55分
於 委員会室4

太田 聡	漁業取締室長
松尾 隆男	水産経営課長
鈴木 正昭	水産加工流通課長
門村 和志	水産加工流通課企画監 (輸出拡大・養殖振興担当)
城戸 学	漁港漁場課長
岩永 俊介	漁港漁場課企画監 (漁場環境担当)
森川 晃	総合水産試験場長

2、出席委員の氏名

清川 久義	委員長
白川 鮎美	副委員長
ごうまなみ	委員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

吉田 誠	水産部長
峰松美津子	水産部次長
中尾 直	水産部次長
晝間 信児	水産部参事監 (政策調整担当)
不動 雅之	水産部参事監 (漁港漁場計画・漁場環境担当)
小川 昭博	漁政課長
伊藤 純一	漁業振興課長
村瀬 慎司	漁業振興課企画監 (資源管理推進担当)

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時59分 開会 —

【清川委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより水産部関係の審査を行います。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。予算に係る報告議案を議題といたします。

水産部長より、報告議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】おはようございます。水産部関係の議案等についてご説明させていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分、報告第6号知事専決事項報告「令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)」、報告第9号知事専決事項報告「令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第2号)」であります。

初めに、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することをあらかじめご了承いただき、令和7年3月31日付をも

って専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。歳入予算は、合計3億5,968万3,000円の減となっております。

3ページをご覧ください。歳出予算の主なものは、離島漁業再生支援事業の精算等に伴う減や6年災害復旧費、公共事業の精算等に伴う減などによるものであります。

次に、報告第6号知事専決事項報告「令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、歳入歳出それぞれ3,632万8,000円を減額いたしております。

次に、報告第9号知事専決事項報告「令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ676万1,000円を減額いたしております。

4ページをご覧ください。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては、記載のとおりであります。

繰越しの主な理由は、国の経済対策や施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

次に、「令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」について

ご説明いたします。

繰越額については記載のとおりであります。

繰越しの理由は、入札不調で年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【城戸漁港漁場課長】漁港漁場課所管の繰越しについて、補足してご説明いたします。

資料1、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の2ページ、繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、令和7年6月定例県議会繰越計算書報告のうち、5ページに掲載されております農林水産業費の関係部分及び8ページに掲載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものであり、さきの2月議会においてご承認いただいたものを、年度末の額の精査に伴い、時点修正したものであります。

令和6年度予算の繰越明許費は全体で137件、103億5,573万9,000円でございます。

2月議会時点と比べますと、件数において6件の減、額において約12億円の減となっております。

説明は以上でございます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

今ご説明がありました専決処分の中の3ページのところで、ちょっと分からないので教えて

ほしいのですが、歳出予算の離島漁業再生事業の精算等に伴う減と、6年災害復旧費の精算等に伴う減の、詳しい内容を教えてください。

【小川漁政課長】おはようございます。

まず私の方から、今ご質問いただきました離島漁業再生事業について、専決処分理由をご説明させていただきたいと思います。

この離島漁業再生支援事業ですけれども、大きく三つのメニューから構成されておりまして、一つはやはり漁場の再生ですとか漁業の再生といったところを対象にしたもの。そして二つ目が、新規の就業者の方々に漁船をリースする事業を支援するもの。そして最後に、有人国境離島に限定にはなりますけれども、そこでの雇用を伴う漁業ですとか、海業の起業ですとか、事業拡大に伴うものを支援するものという、三つのメニューがございます。

今回、全体で約5,300万程度の専決減をさせていただいているんですけれども、大きな理由としましては、今ご説明いたしましたメニューの国境離島の漁村振興交付金という、有人国境離島が該当するものなんですけれども、こちらの方が、対象となります漁船ですとか機器、機関等の納入ですとか、あとイカの不漁がございまして、今回のこのメニュー自体が燃料費ですとか餌代ですとか、大きく幅広く対象にできるものでして、その状況によって実施、もともと計画していたものが実施できなかったということで、認定としては55件の予定はしていたんですけれども、そのうちの31件、約56%が一部やはり実施ができなかったということで、約4,400万円の減額をさせていただいているという状況でございます。

その他、新規漁業者の就業に対する漁船のリースにつきましても、やはり造船所の準備待ち

ですとか着工の遅れということで、対象期間が短くなったということで、合計としまして約5,300万円を専決で減させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

【城戸漁港漁場課長】災害復旧費の減額についてですけれども、公共事業の災害復旧費として4億1,000万円を計上しておりましたが、令和6年度に公共災害が発生しなかったため、公共事業の災害復旧費4億1,000万円全てを減額したものととなります。

通常予算であれば、2月議会において精算見込額にて減額しますが、災害の発生については事前の予測が困難であり、被災後はすぐに復旧工事に着手する必要があることから、年度末の災害に対応できるよう、2月議会では減額せず、年度末に知事専決とさせていただいたものです。

以上でございます。

【饗庭委員】分かりました。

1点、イカの不漁というお話がありましたけれども、このイカの不漁がどれくらいなのか教えてください。

【小川漁政課長】今回のこの交付金対象になりますイカの不漁の分の細かい数字が今、手元にはありませんけれども、全体的にやはりイカが不漁になっておりましたので、やはり漁に出ないということもありまして、燃料費ですとかそこに対する餌代等々が、今回の対象交付金から減額になっているという状況でございます。

【饗庭委員】分かりました。

もう一点、横長資料の22ページの2番の水産業指導費の中の、新たにチャレンジ水産経営応援事業費の、この減額されている理由を教えてください。

【松尾水産経営課長】主な理由としましては、

個人への経営改善の補助だとか、漁協がカーボンニュートラルだとか環境改善だとか、そういったものに対する支援内容、補助内容になっていますけど、その活用が予定どおり執行されずというか、希望が少なく、こういった減額になっているというのが主な理由です。

【饗庭委員】そういう中で、今後カーボンニュートラルは進めていけるかというふうに思うのですけれども、やっぱりそれを実施する事業所さんがなかなか増えないということで理解したらよろしいのでしょうか。

【松尾水産経営課長】炭素を減らすという取組で、実はちょっと燃油高騰対策とか経営高騰対策で、昨年補正をいただきまして、そういう中で26件ほど別の形で支援をしていますので、どちらかというところらで、緊急に変えないといけないようなものは変えられたということで、ちょっとニーズが補正の方に行ったというような形で減額が起きているのかなというふうに考えています。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。一点だけ、確認の意味を踏まえて質問をさせていただきます。

ご説明いただきました補足説明資料の資料1の中からです。令和6年度繰越理由別調書についてです。

2ページに、繰越理由等と書いてございます。ご説明いただいたとおり、2月議会から6件減の12億円減ということでご説明があり、その理由はそこに書いてありますとおり、想定よりも施工進捗が図られたので年度内完成した工事や、前払い金部分払いを活用して年度内支出を増やしたということで書いてあります。様々なご努力によるものだと捉えております。

その中で、1点確認です。繰越理由の地元との調整による遅れ、県への漁港水産基盤整備費、この額が大きいものですから、これについて確認をしたいんですが、13億となっております。29件から25件、4件の減であります、この13億円の具体的な、地元との調整による遅れ、具体的にどういったものがあるのか確認をさせていただきます。

【城戸漁港漁場課長】県営漁港水産基盤整備費のうち、④の地元との調整による遅れの主な理由としましては、工事に伴い係留している漁船や生けす等の移動が必要となり、移転先の調整に不測の日数を要したものです。また、施工箇所が旅客船の航路と隣接し、施工時における作業船の配置等について、フェリー会社等との調整に不測の日数を要したものです。それと、水揚げ繁忙期を避けた施工時期について、漁業者との調整に不測の日数を要したものととなっております。

以上でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。大まかに不足日数が発生したということで、一定理解いたしました。

これについては、例年このような件数でこのような額なのかを、再度確認をさせていただきます。

【城戸漁港漁場課長】令和6年度につきましては、先ほど説明いたしましたが、137件の103億5,573万9,000円となっております。

令和5年から令和6年度への繰越しですけれども、120件・103億4,975万3,000円であり、件数で17件、金額で598万6,000円増加ということになっておりますが、ほぼ同程度となっております。

令和4年から5年の繰越しについてですけれども、137件・117億2,497万8,000円となっております。

ましたが、早期発注等による繰越し縮減に取り組んでおりまして、金額では14億円程度の縮減が図られております。

以上でございます。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分、報告第6号及び報告第9号は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、水産部長より、所管事項の説明を求めます。

【吉田水産部長】資料は、農水経済委員会関係説明資料がございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

初めに、水産部関係の議案外の主な所管事項

についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、令和5年海面漁業養殖業産出額について、令和6年海面漁業養殖業生産量概数について、漁業所得向上対策について、クロマグロの資源管理について、令和6年度クロマグロ養殖について、令和6年度の真珠養殖について、令和6年度の水産物輸出実績について、長崎魚市場高度衛生型荷捌所及び活魚棟の整備完了、海業の推進について、総合水産試験場における取組成果について、長崎県行財政運営プランに基づく取組について、新たな総合計画の策定についてであります。

このうち、主な事項についてご説明させていただきます。

令和5年海面漁業養殖業産出額について。

農林水産省は去る3月に、令和5年漁業産出額を公表しました。本県の海面漁業及び養殖業の産出額合計は1,238億円で、前年の1,109億円から129億円、11.7%増加し、全国順位は、前年に引き続き第2位となっております。

内訳といたしましては、海面漁業が709億円で、前年から56億円、8.6%増加しており、主な増加要因としては、ウルメイワシ・サバ類・マイワシの生産量の増加及び魚価の上昇となっております。

また、海面養殖業は529億円で、前年から73億円、16%増加しており、真珠の単価上昇及びブリ類の生産量の増加が主な要因であります。

説明資料の3ページをご覧ください。クロマグロの資源管理について。

令和6年4月から令和7年3月までの令和6管理年度における沿岸漁業の漁獲枠に対する消化実績は、全国では30キログラム未満の小型魚が91.9%、大型魚が89.5%、本県では小型魚が94.7%、大型魚が85.1%でした。

本県では、漁獲枠の有効利用を図るため、小型魚について、2月1日から一時的に海区ごとの枠の区分をなくし、県内で一斉に漁獲する管理方式を実施しているところです。

一方、大型魚については、漁獲枠の配分が多い海区からの融通や、国の仲介による他県からの融通など、必要な措置を行いました。

令和7年4月から始まった令和7管理年度における本県の当初の漁獲枠は、国全体の漁獲枠が増枠したことに伴い、小型魚が728.9トンから879.9トン、大型魚が173.9トンから234.7トンに増枠され、5月に行われた国からの追加配分を含めると、小型魚が954トン、大型魚が363.3トンとなり、このうち大型魚の93.7トンについては、小型魚の1.47倍を大型魚に振り替える、国の特例措置を活用しています。

県といたしましては、漁獲枠管理の柔軟な運用により漁獲枠の有効利用を図りつつ、漁業者の意見を踏まえ、令和7年の国際交渉において、次の増枠実現に向けた対応を進めるよう国へ引き続き要望していくとともに、資源管理が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

説明資料の5ページをご覧ください。長崎魚市場高度衛生型荷捌所及び活魚棟の整備完了について。

長崎魚市場では、消費者の食の安全・安心への関心の高まりと輸出拡大などを背景に、平成23年度から国の水産流通基盤整備事業を活用して、高度衛生管理型施設の再整備事業を進めてきたところであり、荷捌所と活魚棟ほか魚函保管庫、海水供給施設、シャーベット製氷施設等の整備も含め、令和6年度末に全ての工事が完了しました。

再整備に要した総事業費はおよそ127億円であり、閉鎖型高度衛生管理荷捌施設としては、

床面積約2万9,000平米と、全国トップクラスの規模となる大型施設として、令和7年4月から全面供用を開始したところです。

今後は、新たな高度衛生施設から全国・各国へ送り出される安全・安心な水産物の国内外での評価を高めることにより、魚価の向上を図るとともに、長崎魚市場がよりよい機能を発揮できるよう、積極的に取り組んでまいります。

説明資料の7ページをご覧ください。総合水産試験場における取組成果について。

総合水産試験場では、養殖魚の付加価値創出による収益性の向上と魚家経営の安定を図るため、平成27年度に、白子を持つ雄だけを生産する全雄トラフグの種苗生産技術を開発しました。

平成30年度から県内養殖現場で段階的に導入されており、これまでに延べ87業者により、約51万尾が出荷されています。

昨年度に出荷された全雄トラフグは、一般的な種苗由来の養殖魚に比べて平均出荷サイズ・単価ともに1割増しとなっており、推定で1.4億円の付加価値を創出するなど、市場から高い評価を得ています。

引き続き県内養殖業者と連携しながら、全雄トラフグの品質向上と社会実装の推進を図ってまいります。

また、本県の養殖ヒジキの種苗は全て県外の天然種苗に依存しているため、養殖業者からは人工種苗の生産技術開発が強く望まれております。

令和6年度は、陸上水槽で採苗等により育てた種苗を有明海沿岸に6から7月に移植し、中間育成試験を行いました。

種苗は12月には全長12センチに育ち、それら約1,000株を用いた海面での養殖試験を行い、5月には1.8メートルに達し、県外産種苗の2メー

トルと比べ遜色ない成長が確認されました。

中間育成試験では食害対策等の課題も多く、引き続き量産化に向けた県内産ヒジキの種苗生産技術の開発に取り組んでまいります。

今後とも関係機関と連携しながら、漁業、養殖業、水産加工業の所得向上につながる調査研究や技術開発に取り組み、研究成果が県内漁業者等の利益として還元されるよう努めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【小川漁政課長】私から、政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております、農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、令和7年2月から令和7年5月の間の直接補助金の実績は、2ページから12ページに記載のとおり、漁協経費負担軽減対策事業など、計82件となっております。

また、間接補助金の実績は13ページから18ページに記載のとおり、漁業と漁村を支える人づくり事業など、計54件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年2月から令和7年5月までの間における実績は、建設工事に関する契約計46件につき

ましては19ページから105ページに、建設工事に係る委託計19件につきましては106ページから121ページに、建設工事以外の契約計8件につきましては122ページから126ページに記載のとおりとなっております。

なお、これらのうち入札に付したものにつきましては、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和7年2月から令和7年5月までの開催実績は、127ページから131ページに記載のとおり、令和6年度長崎漁港管理会など、計4件となっております。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、水産部関係の要望結果をご説明いたします。

お手元にお配りしております資料2、農水経済委員会補足説明（水産部）令和8年度政府施策に関する提案・要望についてをご覧ください。

水産部関係につきましては、生産資材等価格高騰対策、水産基盤整備等の促進、赤潮被害対策などについて要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、農林水産省に対し、知事・議長・水産部長により要望を行い、このうち水産基盤整備等の促進については、高品質な水産物の安定的な供給のために重要な事項であることから、農林水産省に対し強く要望を行い、基盤整備の重要性について再認識したとのご意見をいただきました。

以上が水産部関係の要望結果になりますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮本委員】陳情書一覧表の中から質問いたします。

18番、松浦市からの要望です。

その中で、水産部関係7番の、松浦魚市場における水揚げ確保対策についてというところですね。これは継続となっておりますが、これは一度政府施策の要望のときにも、お尋ねしたのですが、今回、昨年度からの継続ということではありますが、改めて確認させてください。

県の対応につきましては、次の議会で恐らく出てくるのではないかなと思うんですが、2の、魚市場で選別作業に従事する作業員の確保が困難となっていることから、外国人材を活用できるよう、特定技能制度及び今後施行される育成就労制度において、弾力的な運用による外国人材を受入れ可能とするということでの陳情要望がっております。

もちろん、これは松浦魚市場、そして県北については佐世保の方もしっかり同様ではあるかなと思うのですが、まず、現段階での対応状況についてお尋ねさせてください。

【鈴木水産加工流通課長】魚市場におけます外国人材の雇用の関係でお尋ねかと思います。

松浦市からご要望のありました魚市場でのということで、特に魚市場における荷さばき作業、こちらにつきましてはご案内のとおり、現在、技能実習1号でのみ可能ということで、特定技能の分野には含まれていないということで、雇用が難しい状況になっております。

そうしました中、令和9年から技能実習制度が

新たに育成就労制度に変わるということで、現在、国の方で新たなその育成就労制度に向けた分野別の運用方針等の作成が進められていると伺っております。

この中で、水産庁におきましては、後者の魚市場におけます荷さばき・選別作業、こちらが適用になるべく、関係省庁といろいろ協議をされているというふうに伺っております。

また、これとあわせまして、今年5月に全国の魚市場の関係、東北の魚市場の関係と、それから西日本でいいますと九州の各魚市場の関係者、それから我々も含めた県の担当が国の方に集まりまして、関係者で一度情報共有と、それから現状の把握といったようなことで協議が進められつつあるという状況です。

まず、今関係者が集まりまして、今後新たな制度の対象になることも念頭に、どういう作業が実際必要なのかといったような取りまとめとか、それから全国、この制度の運用になった際に運営する組織がどうなるかといったようなことも含めて、協議が始められているという状況でございます。

以上です。

【宮本委員】詳細、ありがとうございました。

令和9年度から育成就労制度ということで始まり、今まさに分野別の運用方針が協議されている状況、そしてちょっと光が差してきたかなと思うんですが、全国的な、東北も踏まえて流れになってきているということは、一歩前進ではないかと思います。

よって荷さばきにおける選別作業、やはりこれが不足していると、新鮮な魚が出荷できないという状況に陥ります。もう陥っているということで聞いておりますので、引き続き、先ほどおっしゃった会議、5月にされたということも聞

いておりますので、今お話がっておりますから、引き続き協議をしていただいて、何とか令和9年度の法改正に向けて弾力的な運用ができるように、引き続き関係者との協議を続けていただきたいということを、あわせて要望させていただきます。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、議案外について質問をさせていただきます。

部長説明資料の、水産部の5ページになります。令和6年度の水産物輸出実績についてというところでお尋ねをさせていただきます。

まず、中段の方、中国向け輸出についてというところで、今日の地方紙にも、日本水産物輸入再開ということで記事が一面に載ってありました。

そこに書いてありますとおり、再開になるということで日中双方で合意に至ったということ

が発表されたということではありますが、まず、令和5年8月24日から中国向けの輸出が停止されているということで、この間どのくらいの影響があったのか、長崎の水産関係において、分かれば、金額、出荷量ベースで影響額について、まずお尋ねをいたします。

【晝間水産部参事監】お尋ねの、中国による日本産水産物の輸入停止による県内の影響ということですが、ご指摘のとおり、令和5年の8月に輸入停止となりましたので、その直前の令和4年の実績というのは一つ指標になるかと思うのですが、令和4年度の中国向けの水産物の輸出実績が、長崎県で、数量で約1,400トン、金額にして約25億円ございました。

これが令和5年度の途中で止まって大きく減少いたしまして、令和6年度にはゼロということで、それだけ減少したということでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。そうですね、停止したからゼロになりますね。

1,400トン、約25億あったのがゼロということで、多大なる影響があったということを確認させていただきました。

今後、今日の報道では、一定の登録手続が完了した後に再開ということで書いてありますが、このスケジュールについて、何か今の段階で分かっていることがあれば、いつ頃から再開になるのかも含めてお尋ねをいたします。

【晝間水産部参事監】お尋ねの再開の見込み時期ですが、これはやはり国と国の間で合意した条件に基づいて手続が進んでまいりますので、なかなか県の方で、いつ頃できそうだという見通しをお示しするのはちょっと難しいということはお理解いただければと思います。

5月30日にその技術的要件に合意したというタイミングで、小泉農林水産大臣がやはり同じ

ようなことを聞かれていまして、その際には、輸出再開に当たって中国側で日本の施設の登録を再登録してもらうというような要件が入っているということもございまして、国としても、なかなかいつ再開できるというのは申し上げるのは難しいというようなご説明をされていたというふうに承知をしております。

【宮本委員】ありがとうございました。

再登録ってやっぱり必要なんでしょうね。業者からすると、非常に煩雑な作業になるというのが予想されますが、おっしゃるとおり、やはり国と国との交渉というか問題なので、検討してどうこうと言えないということは一定理解できます。

ただ、今後こういったのが報道になり、中国向け輸出が再開ということになるので、スピード感を持って取組をしていただきたいと思います。中国に輸出するための今後の取組について確認をさせていただきます。

【晝間水産部参事監】お尋ねの今後の取組ということですが、まず、手続的な観点から申し上げますと、5月30日に技術的要件に合意したという発表があって、今般の中国の発表というのは、中国国内に向けて実際にその技術的要件に基づいて輸入を再開していくということを、改めてアナウンスしたものと理解をしております。

その技術的要件としてこれまで説明を受けているのが、必要な対応が2点ございまして、1点がその施設の再登録で、もう一点が、放射性物質の検査について、これまでの検査項目以外の新たな検査を施設ごとに実施する必要があると説明を受けております。

国の方から、長崎県も含めた各輸出事業者の方には、既にその再登録に必要な書類ですとか、

放射性物質の検査の実施に向けた要望調査が送られてきておりまして、県としては、長崎県内の事業者の対応に漏れないように個別に連絡をして、こういうのが来ているから出してくださいという対応をさせていただいております。

今、順次各事業者からそういった申請書類が国の方に出されているというのが現状という状況でございますので、引き続き手続面に関しては、そういった国とのやり取りも含めて連絡調整といったところを、しっかり対応していきたいというのが取組でございます。

もう一点申し上げますと、実際、手続面がクリアになって輸出が再開された際、中国向けの輸出促進、販売促進といった面も、県の事業を活用して、その再開時には迅速にそういったものも利用できるような準備というのを進めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

まずは手続面で連絡調整ということで、県の水産部としてもしていくと。クリアになれば輸出促進に向けて迅速に対応していくということで確認をさせていただきました。

非常に大切なところであり、事業者の方々も待ち望んでいたということになるかと思いますので、先ほどもご答弁いただいたとおり、個別にきめ細やかな対応を、どうか事業者の方々に対してしていただくように、改めてご意見申し上げさせていただきます。

もう一点ですが、この水産物輸出についてですが、今の、前回の産業労働部の所管でもあったんですが、米国の関税措置が問題となっておりますが、これについて、水産関係で米国の関税措置に対する影響がある・なしで、あればどの程度あったのかについて、改めて確認をさせていただきます。

【門村水産加工流通課企画監】米国の関税引上げに伴う県内企業への影響ということですが、関税の引上げの報道がなされた後、随時米国向けに輸出を行っていました関係事業者に、県の方で聞き取りを行っております。

聞き取り時点での概要ですが、主に長崎県から米国に輸出しておりましたのは、養殖ブリのフィレ、三枚おろしにして冷凍したものですけれども、今シーズンの輸出につきましては既に契約済み、もしくは出荷を終えているということで、直ちに影響は出ていないという結果でございました。

ただ、今後につきましてはこれから米国側の商社と見積り合わせであったり、今後の取引について調整が進みますので、今の時点で今後の影響についてはまだ分からないと。

アメリカでのその消費層、日本からの養殖ブリを買って食べていただいていた消費層というのが比較的国内でも所得の高い層だったので、関税が追加されてもあまり影響がないんじゃないかという見方と、一方で、今後そのことを原因にして価格交渉、値下げを要求されるんじゃないかと、そういったことを心配する声と両方ございます。

県としては、国の動きも含めて状況を注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

やはり長崎の新鮮なお魚を海外に輸出すること、県内視察でも五島の方で、委員長のお計らいで確認をさせていただきましたので、非常に重要な取組ですので、引き続き輸出実績がもっともっと上がるように、そして長崎の新鮮な魚を海外の方々にもっと知っていただくように尽力していただければと思いますし、いろ

んな私たちも確認をしながらお手伝いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】私も何点か質問させていただきたいと思います。

今の中国への輸出の件ですが、再開は中国側で再登録して国が決めることということでございましたが、国が決定した場合には、それで県が決定した後、すぐに県も一緒に段階で取り組めるのかどうか、そのあたりを教えてください。

【晝間水産部参事監】ありがとうございます。

国の方で再開が整った際に、県としてすぐ取組ができるかどうかというご質問でしたけれども、輸入というか輸出自体は、中国の税関を通過して中国国内に品物を持って行ってということで、ようやく輸出が完了したということになりますけれども、実際それをするために前条件として示されているのが先ほど申し上げた二つで、施設の再登録と放射性物質の追加的な検査、これが整い次第通関が通るようになるのだと理解をしております。

先ほど詳細は申し上げなかったのですが、その二つ必要な対応のうち放射性物質の検査につきましては、これまで広く検査されてきたセシウムの検査だけではなくて、ストロンチウムとトリチウムという、また別の核種の検査が必要になってきます。

このうちストロンチウムにつきましては、ちょっと検査の技術的な制約で、最低でも1か月、場合によっては2か月ぐらい検査に時間がかかると。

さらに加えて申し上げると、そういった検査をできる機関というのも国内に限りがあるということでございますので、これは国の方で音頭

を取って効率的に検査していくということを今考えているというふうに伺っていますけれども、そういった検査も完了して証明書をつけるというところまで行くのに、各事業者さん、少し時間を要する面があるというのは申し上げておきたいと思います。

いずれにせよ、県としてはその検査の面も含めて連絡調整をしっかりと、県内の意欲のある事業者さんが輸出を再開できるように後押しをしていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】やはり輸出が再開されるということで、期待が業者さんから高まっているかと思うので、国が決定したら、なるべく早くできたらいいかなというふうに思います。

次に、令和6年度真珠養殖についてお伺いしたいと思います。

この真珠養殖ですけれども、前年に比べて数量は101%微増し、金額では69%減少したとなっているんですけれども、これによる真珠養殖業への影響と、販売にもどのような影響が出ているのかお伺いします。

【門村水産加工流通課企画監】真珠養殖の実績、金額が落ちているところの理由でございました。

確かに数字、生産金額だけで見ますと69%と、大きく落ち込んでおるのが事実でございます。何かその単価が大きく下がってしまったかどうかということではなくて、実はその比較の対象年、前年、令和5年度の価格が異様に高騰したという背景がございます。

過去の単価水準、相場と比べましても、歴史的にもまれな水準まで5年度は高騰していたと。その背景として今考えておりますのが、令和元年頃から、これは全国的にですけれども、真珠の生産に使うアコヤガイの稚貝に感染症が全国的に発生しまして、真珠の生産量が下がる大変

厳しい状況になったということに加えて、近年の高水温の影響で、なかなか質の高い真珠の生産が難しくなっているといったところが、供給量が少なくなるような要因です。

それに加えて円安傾向が続いておりますので、海外のバイヤーにとっては、日本産の真珠に割安感があると。それから、海外での需要が非常に好調に伸びているというところもありまして、受給バランスの関係で5年度は非常に単価が高騰したと、そういった背景がございますので、6年度生産額としては落ちたような数字になっておりますけれども、真珠業界の感覚としては、異様な高騰が元に戻ったという感覚でいると伺っております。

【饗庭委員】ということであれば、養殖業やその生産者、販売に関しては、あまり影響はないということと理解してよろしいでしょうか。

【門村水産加工流通課企画監】先ほど申し上げましたとおり、単価としてはR4年度の水準に戻ったということで、この単価が元に戻ったことを直接的な影響として、何か事業者側が大きな影響を受けたというふうな状況は伺っておりません。

【饗庭委員】分かりました。

もう一点、海業の推進についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

2月議会でも推し魚の話は大分出ていたかと思うんですけれども、この2月議会の後に、県内各地に海業の定着に向けた取組を進めているというふうになっておりますけれども、その後、何か進んだ点があれば教えてください。

【小川漁政課長】まず、私の方からご回答させていただきます。

海業につきましてはもう以前から、やはり県内の漁業の海洋資源の変動ですとか、いろんな

ところに対応していくためには、やはりしっかりと収入源を確保し、雇用をつくっていかないといけないということで、海業について取組を進めてきている状況でございます。

県内各地で様々な取組が実施をされておりまして、令和5年度以降、海業チャレンジ支援事業ということで、様々な計画の策定ですとか、有識者を招聘しましていろいろお話を聞くですとかというようなところで、海業への取組を促進してきているという状況でございます。

新たなものというのも、奈良尾の方でも取組が進んでおりますけれども、これまで実施をされておりましたところの海業の取組が拡大されたりですとか、現在、県の方で把握をしています数としても30を超える海業の取組実施をされているということを認識しておりますので、そこを今後もさらに広げていきたいということで、今、取組を進めているという状況でございます。

【饗庭委員】前回もありましたけれども、推し魚として養殖マグロを活用したいろんな計画を立てているということで、ここには7月にフェスタを行うということですが、推し魚になったことで養殖マグロがよく売れたとか、そういうことがあれば教えてください。

【鈴木水産加工流通課長】令和7年3月に、第1号として上五島の養殖クロマグロが認定を受けまして、お披露目会もさせていただいて、おかげさまで大変多くの反響もいただいています。マスコミ各社にもご出席いただいて、全国ネットのテレビであったり各紙面、専門誌等々でも取り上げていただいております。

まだお披露目会からそう時期はたっておりませんが、例えば市内の飲食店あたりからも推し魚を使ってみたいといったような声も伺ったりして、少しずつですけれども、取引拡大の兆候

も見られていると思っております。

また、今回推し魚の認定を受けまして、まずはこのコンセプトであります、地元で大変魅力的な魚を地元に来て体験できるというコンセプトでございますので、地元であります新上五島町の観光物産協会が主体になりまして、これまで取り組んでおりました各種イベントをさらにバージョンアップして、今まさに取組を始めているところです。

月に2回の解体ショーであったり、それから町内の飲食各店舗での年4回のフェア、それから閑散期には海業と連携したようなモニターツアーとか、マグロを絡めた旅行商品とか、そういった取組をこれから進めていこうという動きをしているところです。

具体的に推し魚になったところで、幾らが幾らに、その金額的な効果というのは、まだまだちょっとそこら辺までは確認はできておりませんけれども、非常に盛り上がっておりますので、引き続き我々もそういった取組は全力で応援してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭委員】ありがとうございました。

県内の飲食店にも広げていかれているということで、前回もやはり県内で取り扱っていただくところが増えるといいというようなお話だったかと思うんですけれども、県としては県内の飲食店に何%ぐらい受け入れてほしいというような目標があるのかどうか、お伺いします。

【鈴木水産加工流通課長】具体的に、市内・県内にどれくらい広めていきたいといった数字までは設けておりません。地元の上五島町にまずは来ていただいて、十分楽しんでいただくというコンセプトに加えて、それに訴求できるような県外、町外へのPRとかも当然必要になるかと思っています。

そこはもう地元の町と常に連携をしながら、こういう効果的なPRをどんどんやっていきたいと思いますということで、今進めているところです。

町外の飲食店につきましても、常に町と情報共有をしながら、こういった声があるけれどもということで、我々の方から、例えば飛び込みでホテルのレストランであったり、そういったところに話を持っていったりという活動も、今進めているところでございますので、できるだけ多く扱っていただきたいし、それを基に、町により多くの方に足を運んでいただけるようなPRをしていきたいというふうに考えております。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【大倉委員】推し魚に関連して、私からも、そのPRを今やろうとしているというところだと思うんですが、具体的にどういったPRを、町内はもう当然なんですけど、町外、やっぱり私は県内全域に広く波及させるということが大事だと思っています。

ただ、推し魚のブランディングの仕方がどうも私はまだ見えてきていないと思いますので、そのあたりの展望ということを教えてくださいなと思います。

【鈴木水産加工流通課長】推し魚のPRでございます。

まだ昨年から取り組み始めて、手探りな部分もございますけれども、認定を受けました町と連携をしながら、あらゆる面でPRできる部分を捉まえて広げていこうというふうに考えております。

具体的に申しますと、まず我々水産部が主体として動いている動きとしましては、ご案内のとおり、その認定の際にはロゴマークを作成して、それからそれにPRグッズ、のぼりですとかステッカーとか、そういった様々なグッズを

我々県の方で作成して、町が主体になった各地でPRする際に利用していただくということ。

それから、その地元が取り組む活動への支援、これは今までの推し魚支援ですけれども、さらにPRの部分で申し上げますと、例えばその県の方が絡むようなイベントにおいて、まさに来月、ヨットフェスタが予定されておりますが、そういった場面で、いい機会ですので推し魚がPRできるようなステージイベントを一緒にやるとか、あとは定型的ですけれども、情報発信としましては、記者の投げ込みだけではなくて県のホームページであったり、それから投げ込みもその県内の記者室だけではなくて、もっと広域、県外へのパブリシティに訴えかけるようなPRをしていくと。

それから、あとは先ほど申し上げました町外の飲食店への売り込みということで、これもなかなかちょっと効果的なPRは、我々も今これから勉強していきたいと思っておりますけれども、特に新聞等でちょっと紹介されて影響のありそうな部分につきましては、我々の方からも、こういう制度がございます、利用してくださいということで売り込んでいきたいと思っております。

また、水産部だけではなくて、県庁全体としての連携も当然必要になるということも考えておりますので、例えば全国的には万博の関連イベントであったり、あるいはピース文化祭、それから、今全庁的に進めております食の賑わいの場、こういった県庁内の各部局が主体で取り組んでいる部分にも、我々こういった推し魚の取組というのが一つのアイテムとして利用していただけるように、しっかり連携してまいりたいというふうに考えています。

それから、すみません、もっと申し上げますと、各部局が主体で情報発信する媒体がありま

す。例えばながさき旅ネット、これは観光部局が持っているとか、あるいは長崎の変とかながおしといったような、それぞれ情報発信するホームページであったりSNSのところでも、もう一部掲載をしていただいておりますので、引き続き、こういった連携する部分も含めて、しっかりPRしていければと考えております。

【大倉委員】非常に具体的かつ、将来展望も描けているというような答弁だったと思います。

本当に全庁的に推し魚を、本当に推してもらいたい。県民の皆さんが普通に推し魚という言葉が出てくるような、そこまで持っていけないとこれは意味がないと思いますので、ひとつ本当に、これは本気で取り組んでいただきたいと思います。

私もできることがあったらいろんなところでPRしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ブランディングという話でいきますと、全く違う話なんですけれども、鶴洋高校のちょっとブランディングについても伺いたいです。

先日、農水経済委員会の同僚議員何人かで視察に行ってきました。水産科があるんですけれども、県内唯一の水産科です。本県にとって、やっぱりこの海洋県、漁業者の人たちを育てていくということに関しても、この学校での学びの場、非常に大切な学校だと思います。

実際、施設も非常に充実してまして、臨海実習場なんかは、もうそれこそ総合水産試験場に勝るとも劣らないような、非常に立派な施設ができています。すばらしい学びの環境がそこにありました。

ただ、課題が、生徒数の確保なんです。もうこれが非常にちょっと残念な、危機的な状況になっていまして、定員割れの状態が続いていま

す。ここ5年、もうほぼ年々減り続けています。

令和7年度は、定員160人に対しまして、入学者数は61人でした。これは全体ですよ、学校全体が。充足率が38.1%にとどまっています。

水産科だけ見ましてもこれは同様でして、令和7年度の充足率は38.8%しかなかったんですね。これは本当に何とかしなきゃなんですよ。

大切な水産業を学べるその学校の、高校の存在意義というものが、これは問われている事態になりかねない。もう、それこそ黄色信号がともっているような状況だと思います。

実際に、校長先生からも様々な要望もいただいたので、それも踏まえて、今日はちょっと質問したいと思っております。

ブランディングという話にちょっと行きますけれども、やはり中学生に向けて、この鶴洋高校の魅力をどこまで発信できているのかというところが、非常に大きな課題だと感じました。

そういった中で、まずお尋ねしますけれども、この県内唯一水産科がある鶴洋高校のブランディングに関して、今までのやり方でいいのか、このブランディングをもっと変えた方がいいのかとか、そのあたりのお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

【松尾水産経営課長】鶴洋高校に関するご質問、ありがとうございます。

鶴洋高校は、専門のカリキュラムだとか臨海実習所、実習船などの充実した教育ツールを備えている教育機関であり、漁業就業の入り口としては非常に重要で、より多くの生徒に活用していただきたいと思いますので、委員のご認識と一致するところがございます。もったいないというところですね。

実はブランディングについてなんですけど、ご承知のとおり所管が少し違いまして、ブラン

ディングをどうされているかとか、どうしているかというのは少し申し上げにくいところであるんですけども、水産部といたしましては、鶴洋高校の魅力というのはいろんな形で承知していますので、例えば小・中学校を対象とした水産教室というものを年間100回程度、参加者としては2,700人程度集めて、いろんな水産業全体に係ることを教えております。

そういった中で、今までは鶴洋高校というのを特に取り上げたことはなかったのですけども、入り口としてそういった鶴洋高校の魅力だとかいうところも含めてPRできれば、少し生徒確保につながっていくのかなというところで、そういったことをちょっと検討していきたいと思っていますところなんです。

【大倉委員】ありがとうございます。丁寧なご答弁ありがとうございます。

所管は確かに、これは違う部分もあろうかと思うんですけど、やはり横串を入れて、これは全庁的に取り組んでいってほしい。

水産教室等々も、小・中学校向けに非常にいい取組だと思いますので、そのあたりも積極的にやってもらいたいと思うわけです。

卒業後の進路に関して校長先生から伺ったら、7割がやはり就職で、3割が進学というところなんですけれども、その進学でいきますと、これまで実績で、長崎大学にも水産学部があってそこにも進学しているという実績があるということを知りました。

そういった意味で、やはり長崎大学の水産学部、そして鶴洋高校の水産課、これは非常に親和性も私は高いと思っていますところがございます。ですから、連携をしっかりとってほしいと思うんです。

ただ、長大は国立です。そして鶴洋は県立で

すから、なかなかスムーズにはいかないところもあろうかと思うのですけれども、やっぱり同じように水産分野で学んでいくということに関してはこれは共通ですので、ここは何か連携を具体的にできないものかというところも含めて、これも校長先生からご要望をいただいております。

何かご見解がありましたらお願いいたします。

【松尾水産経営課長】ありがとうございます。

まず、長崎鶴洋高校と長崎大学水産学部の連携についてなんですけれども、実際、今連携されておりまして、種苗生産や養殖の研究に関するような研究、あとは課題研究発表会といった高校生が発表する場に長崎大学の先生が審査員として来ていただくとか、あとは高校生の、大学側の研究内容をPRしていく、紹介していくとか、あとは、実務的なところではあるんですけど、水産の先生を目指す学生について、高校側で教育実習の受入れを行っているということで、いろんな面で現在も連携されています。

ただ、私たちも両方、鶴洋高校も大学も業務上連携していますので、いろんな意味でもっと連携が高まるように対応ができればというふうに思っているところなんです。

【大倉委員】ありがとうございます。

ご要望として、連携という部分でいきますと、もちろん、例えば個人的な部分も含めてやっているんですけど、校長先生がおっしゃっているのは、その個人的分野のみならず組織的に、ぜひ連携をしてもらいたいということをおっしゃっているんですね。

ですから、組織としての連携ということをもう少し深掘りしていきますけど、これも担当部局が違うかもしれませんが、あえて申し上げさせてもらいますね。

例えば、長崎大学附属という枠組みがありますね、附属。一つの提案として、附属ではなくて系属という枠組みで連携できないかと、組織的に連携できないかという話をいただいています。

系属というのは、まず漢字はどう書くかというのと、何々系という、例えば肥後系とか江戸系とかいう、ハナショウブで言うと何とか系の、あの漢字を書きます。系属。

これはどういうことかといいますと、系属というのは、運営主体は違うんだけれども関連性のある学校ということなんです。ですから、国立と県立で運営主体は違うけれども、系属校という枠組みはできるんですね。そういった事例も全国的にあります。

この系属校にすれば、それこそ私はブランディング力が上がると思うんですよ。長崎大学の系属校が鶴洋高校だと言えるわけですから。附属とは言えないけど系属と言えるわけ。そういった提案があっているんです。こういった部分も、ぜひほかの部局とも共有してもらいたいなと思っているところでございます。

やはり入学者数の減少を、何とかこれ止めなければいけないと思います。そのためには、やっぱり鶴洋高校が選ばれる高校にならなきゃいけません。行きたい高校にならなきゃいけません。そこがまだちょっと今足りないんだということも、校長先生はおっしゃっていました。

ですから、これも所管事項じゃないと思うんですけど、系属に関して何かご見解がありましたら、ご答弁いただければと思います。

【松尾水産経営課長】ご提案ありがとうございます。

長崎大学と長崎鶴洋高校は、ご承知のとおりそれぞれ国、県が運営する教育機関であります。

系属校の考え方、大変アイデアとして素晴らしいと思うんですけども、当方の所管でお答えするのは大変難しい部分がございますので、ご理解ください。

ただ、日頃から両方の教育機関とは情報交換を密に行っています。いろんな形で連携していますので、委員からのお話もありましたので、系属高校についても情報提供を今後も行っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【大倉委員】ありがとうございます。

もう、やはり少子化の中で、水産業の後継者不足、これをやはり何とかしなければいけないんですよ。そういった意味で、漁業とか水産業の魅力を、これは私たち大人がしっかりと若者に伝えていかなければいけないと思いますね。

まき網は、はっきり言ってもうかるんですよ。そういったことももっと伝えるべきなんです。そのために、やはりせっかく水産科が唯一ある県立高校と、そして水産学部がある長崎大学、連携できるところは組織的に具体的に連携できるよう、そしてその県としても、この県立高校、鶴洋高校のブランディングというものもさらに強化をしていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【千住委員】失礼します。私は1点だけ。

ちょうど昨今の頃、ちょっと赤潮被害が結構大きく出た時期じゃなかったかなと思うんですが、現在、モニタリング調査とかも様々やられていると思いますけれども、現状と、また要注意とか出ていれば、その対策についてお聞かせいただきたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】今年度の赤潮に

対する対応状況について説明いたします。

一昨年、それから昨年と、2年連続で大きな被害を受けましたので、各養殖産地においても、やはり警戒レベルを高めて赤潮シーズンを迎えようということで、それぞれの産地で自主監視体制、モニタリングの強化について、シーズン前に関係者が集まって、計画の検討ということをやっております。

具体的には6月頭から、各産地で、赤潮の発生がある・ないにかかわらず週1回定期的にモニタリングを行って、できるだけ初期にその発生を捉えて対応しようということでやっております。

加えまして、自動観測で水温であったり酸素であったり、それから最近新しいセンサー、赤潮被害を起こすプランクトンが出ていることを捉えられる新しいセンサーが出ておりますので、そういったものを自動観測の装置の中に追加で盛り込んだりというようなことで、赤潮を早期に捉えようという体制は昨年までよりも強化をして、シーズンを迎えております。

それから、昨年被害を受けた地域を中心に、赤潮を初期で捉えたけれども防除剤とかが間に合わず、結果的に被害を受けてしまったという状況がございますので、例えば赤潮が生簀に押し寄せてしまった場合でも、被害を極力抑えるためにということで、足し網であったりだとか、生簀の水深をもっと深いものに入れ替えるだとか、そういった対策も、補正事業を活用して各産地に紹介をしてまいりました。

実際にそういった取組をやってみようというところにつきましては、今年の5月末時点で希望されるところはほぼ設置も終わって、いざ、今年赤潮が来たというときには、網を沈めることで魚の避難場所を確保するというような準備ができていたというところでございます。

【千住委員】ありがとうございました。

5月末には設置も終わって一安心でしょうけど、今回これだけ気温も急上昇してというところになると、やっぱり非常に心配なところもありますので、昨年も防除剤が心配だというような声も出ていたと思いますので、その辺の対策をしっかりと行っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【石本委員】先に輸出の関係と、赤潮については今ご質問いただきましたので、重複しますので、私の方からは、この中国の水産物輸出に関連してというか、輸出の解禁ということの話ですが、先ほど長崎魚市場のHACCP対応の設備が完了したという話がありましたけれども、松浦魚市場の方も数年前に一応完了したということで、本格的な輸出対応についても期待をしておったわけですが、その後のなかなか輸出対応が進んでいないという話がありました。

その後の状況として、現時点でどのような状況なのか、その松浦魚市場を通じた輸出の対応というか、そこら辺の事情が分かればちょっとお伺いしたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】直近の令和6年度の輸出実績で申しますと、松浦魚市場経由で水揚げされました、特に青物、アジであったりサバであったりというものが中心かと思えますけれども、東南アジア、フィリピン・タイ・ベトナムあたりに、凍結製品としてかなり輸出が伸びてきている状況がございます。

これまでは、そういった国に対しての輸出というのは缶詰の原料ということでの輸出が多かったんですけれども、昨年の状況を聞き取りしますと、必ずしも缶詰原料だけではなくて、や

はり衛生的に対応できているということと、鮮度が高いということもありますので、解凍してそのまま食用になるような販売のされ方もされているというふうに伺っております。

【石本委員】もう少し、例えば量的なものとか、金額的なものは分かっていますか。

【門村水産加工流通課企画監】県として全体の輸出の概況をつかむために、関連業者から実績の聞き取りは行っておりますが、個別の企業になりますので、ちょっと数値の公表は差し控えさせていただければと思います。

【石本委員】具体的な数字は出せないというお話ですので、具体的に、先ほど言われたように令和6年度で青物あたりが東南アジア向けに輸出がされているということですのでけれども、例えば直近四、五年のその伸び具合というか、要するに松浦魚市場が完成してからのトータルの、個々じゃなくて、どれぐらいの輸出額があるのか分かれば教えてほしいし、もしここで分からなければ後でも構いません。資料があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】先ほど紹介しました、缶詰原料ではなくて直接食用に、そういった販売のされ方が多くなってきたのは直近、昨年のことだというふうに伺っております。

ですので、過去と比較してどのぐらいの伸び率であるかというのはちょっと今手元に数字がございませんけれども、今まで缶詰原料だけであつた輸出にちょっと新しい販売の仕方が見えてきているというところは、今後に期待できるところかなと考えております。

【石本委員】これもあまり今は答えが出ないということですので、後で結構ですので、当初ヨーロッパから、今後はアメリカ向け辺りの輸出も取り組むという話が数年前あつたと記憶して

おりますので、昨年からという状況ですけれども、具体的にどの地域にどれぐらいの量、また金額が出ているのか、後で結構ですので教えてくださいたいと思います。

それからもう一点、海業の関係で、松浦地区の星鹿という、これは多分県の漁港になったかと思えますけど、そこで若い漁師の方が海業として、例えば市場に乗らないような魚などを地元で販売したり、また食べさせるといったような取組をしたいということで上がってきまして、先日、振興局、また土木事務所も一緒に来ていただいて、話を聞いていただきました。

そこには漁港としての、ちょうど個人の建物の前が漁港になりますので、そこに県の土地があるということで、その県の土地も、今、荒地地ではないですけど、通常は網置場とかそういったものがされているようだけれども、現在、草ぼうぼうで何も活用されていないようなところですので、何とかそこも、建物の前になりますので、そういった駐車場に使えないかとか、そういう話をしております。漁協とも話して、漁協も一緒にというか、了解の下に、そういった取組をしたいという若者がおります。

そして、そこに餌やりの体験とか釣り体験、または今言った食の提供、そういったもの、さらに将来的には、空き家も結構ありますので、その空き家を利用して宿泊をして体験をさせたりとか、そういう取組も考えているようでございますので、今計画もされていますし、1回は県の方にも話しておりますし、こういう具体的な内容でという話もしております。

ぜひとも、若者がせっかくそういった取組をしたいと、そしてにぎわいを取り戻したいというか、にぎわいのあるようなまちづくりをしたいという考えでございますので、ぜひとも前向

きに県としてもできるような方向で、ぜひともご指導願えればと思いますが、何かございましたら意見を。

【城戸漁港漁場課長】田平土木維持管理事務所の方に、民間事業者の方から、星鹿漁港の野積み場を利用したいという相談が上がっているということは伺いをしているところです。

先ほど委員もおっしゃいましたけれども、社社の所有地と県が管理する漁港施設用地を活用し、事業を展開したいということでお話をされておるということで、まず、我々はこれを海業推進とかする場合には、当然漁協も絡んでいただく必要がありますので、ちょっとそういったところを前回お願いして、漁協の方の了解もいただいたということまでは聞いております。

その中で、やっぱり我々はこれからこういった形で、海業に関係をして許可をしていくのか、それとも普通の用地の許可となるのか、そういったところをいろいろ、許可の可否の判断も含めた形ですけれども、今後こういったふうに進めていくかというところを検討していく必要があると思いますので、そこにつきましては、田平土木ですとか我々が一緒に入った中で、話を進めていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

【石本委員】ぜひ前向きに、そういった、せっかく地元の若者、漁師が取り組みたいという話でありますので、しっかりご支援いただきたいと要望しておきます。

それからもう一点、同じ星鹿ですけれども、あそこは防波堤工事が何かを今されていると思うんですね。一旦何か終了したというような状況の中で、再度また工事をし直しているという話をちょっと聞いたものですから、もしそこ

ら辺の関係が分かっておれば教えていただきたいと。

【城戸漁港漁場課長】今その内容をよく把握しておりませんので、後ほど報告をさせていただければと思います。

以上です。

【清川委員長】ほかに。

【初手委員】それでは、大村湾の関係を含めて、3点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

まず、大村湾のナマコの関係ですけれども、今年の2月議会でその不漁等についての質問をさせていただいたところですが、漁業者にとりましては大変、この前の不漁というのは大きな痛手でありまして、養殖が大村湾の中ではできるわけでもありませんし、本当にナマコというのは、限られた期間の中で年間の売上げのほとんどを占めるというような実情でもありますので、何とかこれをずっと維持しながら漁業ができると、漁業をしていけるという位置づけが今後必要であるというふうな意味合いでお尋ねをいたしますけれども、2月議会以降、漁業関係者の方々との協議やいろんな対応について、具体化を進められてきたとお伺いをいたしておりますので、2月以降の取組等につきまして、まず教えていただければと思います。

【伊藤漁業振興課長】大村湾のナマコ不漁対策ということでご質問があったかと思います。

まず、漁獲量のおさらいからさせていただきますけれども、令和6年度の大村湾内の主要漁協におけるナマコ漁獲量は10.2トンでございました。これは、過去30年間で最低のレベルでございます。特に大村湾南部地域において、極端な不漁となつてございました。

これに対する対応なんですけれども、まず緊

急的な資源添加対策ということで、県は関係漁協や市・町と対策会議を開催いたしまして、緊急的な資源の増加対策を実施しております。

5月までに、県・市・町・漁協を合わせて、ナマコの受精卵、これを7,340万個、それから同じくナマコの幼生を700万個、さらに親ナマコ約3トン放流しております。

また、環境改善対策といたしまして、3月までに大村湾中央部の約3万2,000ヘクタールの海底耕うんを実施しております。

不漁原因対策につきましては特定できておりませんが、夏場の高水温や貧酸素が影響したものと考えられていることから、大村湾内の水質観測地点を3か所追加いたしまして31か所とするなど、観測体制を強化し、要因分析を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【初手委員】ご説明ありがとうございます。いろんな形で早急に手だてをしていただいているなというふうな印象を受けております。

ぜひ、今後もその推移を見ながら、いろんな手だてを打っていただければというふうに思いますけれども、今年の年末等についても、極端に成長するわけでもありませんし、今言われました親ナマコの放流もされているところでありますけれども、何とかこれが次につながるということが大変重要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2月の段階での話ですけれども、今6月になりますから、今後の取組等については、何かほかに具体的な対応というのが、もしあれば教えていただきたいと思います。

【伊藤漁業振興課長】今後の対応ということで、令和7年度の漁期に向けまして、まずは関係漁協や市町との情報共有を密に行いまして、大村湾

のナマコ資源の維持回復に必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

また、地元が行う放流の計画ですとか、そういうところはなかなか把握していませんけれども、海底耕うんなども、今年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

【初手委員】ありがとうございます。いろんな手だてを打ってございますので、これからの取組といいますか、ナマコ豊漁ができるように、増えるように期待をしながら見守らせていただきたいと思います。

次に、先ほどもちょっと出ておりました海底耕うん、藻場の関係ですけれども、藻場再生事業の取組状況ということで、これも2月の委員会において、藻場保全等に関する事業として、藻場保全サイクル構築事業、または環境整備事業等についての質問をさせていただいたところでございます。

今回は具体的な取組の内容についてお尋ねをしたいと思いますが、4月には本年度の取組として、県内全域の藻場分布状況の調査を一部の地域で実施されたと私は聞いておるんですけれども、この事業の内容や、一部の地域でありますけれども藻場の状況、今後の予定等についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

【岩永漁港漁場課企画監】まず、事業の内容ですけれども、今年度、5年に1回の県下全域の藻場の調査を実施するようになっております。その調査を実施しまして、藻場の分布や、5年前の推移とかを検討するとなっております。

また、それ以外に水産試験場や普及センターなどで、地域と一緒に藻場の状況の把握に努めておりまして、例えば大村湾の春の藻場の状況は昨年と同等かそれ以上であり、特に大

村湾北部では、藻場の繁茂状況は昨年よりよいことが分かっております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございました。

藻場の再生というのは大変重要だと思いますけれども、もう一回、ちょっと理解できない面があったかもしれませんけれども、藻場の分布の調査につきましては、一部を今されてきたと。もう大村湾全体の分についての分布調査というのは委託して、ある程度のデータ、実情を把握されたというふうに理解していいんでしょうか。

【岩永漁港漁場課企画監】すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。

4月から県内の方で行っているのですけれども、それは衛星写真を使って行っております。そして、4月から大体6月ぐらいまでかけて衛星写真で県内を撮って、それをまた9月までに取りまとめる予定にしております。申し訳ございませんでした。

【初手委員】ありがとうございます。9月まで行って、その後、取りまとめたということになるということです。

9月以降に今の藻場分布状況を把握され、分析され、その対応策についてはその後検討され、報告をされると理解をしてよろしいでしょうか。

【岩永漁港漁場課企画監】令和7年度中にまとめまして、その成果につきましては、関係する市町とか漁協とかに情報共有したいと思っております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございました。

早急に藻場調査等も対応していただいております。まして、まずはその状況把握というのは大変重要だと思いますので、10月以降の報告書等について関心を持って伺いをしたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

次、磯焼けの再生取組の例について少し触れさせていただきたいと思っております。

海藻が大幅に減少したり、生殖できずに磯焼けが進んだ藻場に、今、小学生の学校の授業等の位置づけになるかと思っておりますけれども、小学生や、あるいは民間の少し専門的な知識をお持ちの方の再生に向けた取組というのが、新聞等でも紹介をされているというふうに思っております。

子どもたちの取組につきましては学校の関係がありますので、所管的にはどうかと思っておりますけれども、支援する団体が子どもたちの部分にはありまして、海の自然を知り、そしてまた触れ合う意味では大変有意義な活動ではないか、取組ではないかというふうに思っております。

民間の方の取組も、県内に活動拠点を置いていただいております。藻場再生の新たな手法も発表されるなど、大変心強く感じているところでございます。

地味ではありますが、長い視点で捉えれば、海に囲まれた本県にとりましては貴重な活動、あるいは貴重な人材の育成であるというふうに思っておりますけれども、この辺の動き、活動等につきまして、県としてのご見解をお伺いしたいと思います。

【岩永漁港漁場課企画監】ありがとうございます。委員がご質問されたのは、先日、藻が生えるということの記事のことだと思うんですが、そのことで、まずはよろしいでしょうか。

そのことにつきましては、報道されたことは周知しております。県としましてはどのような方法なのか関心を持っているところですが、現在特許出願中ということで、技術の詳細については明らかになっておりません。

ただ、県としましては、こうした藻場回復のための新たな取組が増えることは喜ばしいことだと考えておりまして、今後、当該技術を含めて新たな手法が藻場回復の取組に活用できないか、注視してまいりたいと考えております。

そして、もう一点の小学校とかの水産教室等とか、そういうことについてのご質問に対する回答もよろしいでしょうか。

その分につきましては、県としましては、藻場が魚の産卵や稚魚の育成にとって重要な役割を果たすことを踏まえまして、その再生を通じて小学生に藻場の重要性を学んでもらうことは非常に重要なことと認識しております。

実際、大村湾の喜々津小学校や伊木力小学校では、国の漁場生産力水産多面的機能強化事業を活用して、藻場の復元に関する学習会を開催しておりますので、県もこれを支援していくことでございます。

また、ご質問があった、新聞で掲載された中村氏が、大村湾の小学校とかで水産教室をやられたということですが、その方につきましても、ご希望があれば連携の可能性について検討したいと考えております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございました。藻場対策に対するお考えというのは、十分把握をさせていただきました。

何回も申しますけれども、これは長い取組であり、世代を超えてつなげていくということが、言わば大村湾を長く維持し自然を生かしていくと、それがまた県の発展につながるという観点からすれば大変重要だと思っておりますので、ぜひ、今ご説明がありましたような考え方の具体化に向けて取り組んでいただければと思いますので、重ねてよろしくお願いをいたしたいと

思います。

私どもも沿岸住民の1人として見守らせていただきますし、いろんな形でその取組のPR等もさせていただければと思っておりますので、重ねてよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それからあと一点、海底耕うんの関係でございますけれども、海底耕うんにつきましては、もう申すまでもなく低酸素状態の改善や、言わば、大村湾でも赤潮が発生しますけれども、その対策の一つにもなるというふうに理解をいたしております。

先ほどの説明で、ナマコの不漁に関しては海底耕うんを、日頃の、毎年多分7月か8月ぐらいに実施されていると思うんですけど、ちょっと別の時期に実施されるということで取り組まれているようなんですけれども、海底耕うんの関係につきましましては、調べてみましたら、平成18年から22年頃にかけては県営事業として取り組まれたと。平成29年からは多目的事業で実施されているというふうに把握をしております。

事業としては内容的には変わらないと思うんですけども、必要に応じて、海底耕うんの面積というのは大体もう、予算的なものも含めて決まった広さの中で耕うん作業をされているんでしょうか。ちょっとその辺についてお尋ねいたします。

【岩永漁港漁場課企画監】委員おっしゃいますように、大村湾というのは中央部のところを、大体面積的には3,432ヘクタールほどの耕うんを、2月にやっております。また、その2月にやっているというのは、通常だったらナマコとかの漁が終わって、その時期から底質をよくしようということで、その時期にやっております。

もう一つの面積的なものですが、面積的なものは、その事業自体は大村湾内の各市、

または漁協の活動組織の方等にやっていただきまして、その人たちが協力できる最大限の船で効果を発揮できるような面積となっております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございます。海底耕うんにつきましては、今ご説明があったとおりだというふうに思っております。

有効的な取組の一つとして、やはり大変重要だと思いますので、これからも、ナマコの対応も含めながら柔軟に、当然予算が伴うものですので強引にはできないと思いますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただいて、大村湾の再生、あるいは漁獲量の増加に努めていただければと思いますので、重ねて強くお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきたいと思います。

以上、終わります。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【石本委員】1点確認です。先ほど言えばよかったんですけども、赤潮対策の関係で、特に伊万里湾は、これまでご承知のとおり、どうしても佐賀県側からの発生の要因が大きいという話はずっとあっているんですが、これも、伊万里湾も広いわけですけども、佐賀県とのそういった赤潮の防止対策についての動きについて、しっかりと対応していただきたいと思いますので、そこら辺の現状をちょっと確認させてください。

【門村水産加工流通課企画監】伊万里湾の赤潮対策に関する佐賀県との連携ということについてお答えをさせていただきます。

私が今承知しております範囲ですけども、水産試験場が佐賀県と連携をしまして、先ほど、産地で養殖業者による自主監視、6月からと申し上げましたが、それより早く4月から、佐賀県と

の連携で、伊万里湾の中での初期発生海域を中心に、両水試で連携した監視を行っております。

それ以降も、当然赤潮被害を防ぐという意味では佐賀県側も同じ姿勢でございますので、伊万里湾での赤潮の発生状況、それから拡大予測であったり、必要な場面で佐賀県との連携は行っているところでございます。

【石本委員】そこにつきましても、予算的な面もあろうかと思いますが、長崎県だけの予算で足りないところはぜひとも佐賀県も一緒になって、予算的な対応も要望をしていただきたいたく強く要望して、終わります。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川副委員長】それでは、ちょっと幾つか質問させていただきたいんですけども、まず、部長説明議案外の2ページ目のところに、令和5年度の漁業産出額の方が記載をされております。

こちらについては、昨年比11.7%増加ということで大変好調かと思っております。特に海面漁業と養殖業、それぞれ記載がありますけれども、養殖業が特に16%の伸びということで、非常に伸びていると記載がございますけれども、近年この養殖業、特に海外への輸出につきましては養殖が非常に重視されているということで、どこでつくられた魚なのか、安心・安全の点も含めて、海外では養殖が主流となってきた。SDGsの観点からも、海の環境についても海外では養殖を好まれるというふうな傾向だということもお伺いしております。

ですので、本県における養殖業と海面漁業の今後の展望といいますか、推移についてお伺いしたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】副委員長今ご指摘のとおり、令和5年の海面養殖業の産出額は大きく伸びております。

その主な要因としましては、本日、真珠のところでも答弁しましたけれども、非常に真珠の単価が高かったというところ、真珠だけで申し上げますと120億円で、ここの伸びが非常に大きく影響しております。

それ以外に輸出と関連するところでは、韓国向けに活魚の養殖ブリ、これが非常に近年伸びております。

これは全国的な背景で申しますと、鹿児島県であったり、それから四国であったり、長崎県以外に大きな養殖ブリの産地がございますけれども、やはり高水温化がだんだん進んでいるということで、あまりにも水温が高過ぎるために餌を十分にやれないだとか、成長が悪くなっているというような状況がございまして、そういった面で、より海外で好まれる大型のブリというのが、長崎県に需要が集まっているという状況がございます。

今後、輸出をさらに伸ばしていくために、養殖魚というのは非常に重要なアイテムだと県としても考えておりまして、そういった海外の需要に応えるための生産拡大、生産効率向上であったり漁場の再編というところに力を入れて、さらに伸ばしていきたいというふうに考えております。

【白川副委員長】ありがとうございます。真珠が好調ということと、ブリの関係をお答えいただいたかと思います。

養殖、非常に好調ということで非常によいと思いますけれども、また推し魚ですね、先ほど来からお話がありますけれども、こちらでも養殖クロマグロということで、最初、推し魚というと天然になるのかなというふうにちょっと期待もしていたんですけれども、そういった声も市民の方からも少しいただいているので、

この養殖と海面漁業のバランスというのをちょっとお伺いしたところなんです、漁村を回っていると、やはりこういった漁業を営む方たちにおいては、産出額が非常に上がっているということですが、魚が獲れないという声ですとか、魚価が低迷しているとか、また漁に出ていくための燃料費が非常に高騰しているということ、または後継者が不足しているというようなお困り事をたくさん聞くわけですね。

ですので、この産出額の伸びと漁業の方々の生活維持というものに関する関連性をお聞かせいただければと思います。

【松尾水産経営課長】今ご質問いただきました、統計の数字と、それぞれの浜での感覚といいますか、そこのギャップという話かと思うんですが、今ご説明させていただいたとおり、やはり県全体としましては、生産量ですとか生産額ですとかいうところは、令和3年以降やはり増加傾向になってきているという状況でございますけれども、やはり漁業種類ですとか、その規模ですとか、魚種ですとかいうところで、やはり年ごとにばらつきだとか変動があるというところは、現状としてございます。

そういった中で、県としてはそういった地域ごとですとか魚種ごとのやはり動きを、しっかりと漁業者の皆さん方からのお話をお聞きしながら、そこにどう、いいところはどんどん伸ばしていく、やはりよくなかったところはどのように改善していこうかというところの視点から、非常に水産業の発展に向けての取組を進めていかなければいけないと考えておりますし、今回、次期の総合計画の骨子の方もお示しをさせていただいておりますけれども、その中でも資源の管理ですとか漁場ですとか、あと経営体をしっかりと強化していく、さらには養殖業の成長産

業化をしていくという、いろいろ項目を盛り込んでおりますので、そういった視点で、水産振興に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

【白川副委員長】ありがとうございます。

様々な魚種ですとか経営体の違いによって、様々な生活面での声を聞くというところがあって、恐らく私は家族経営とか小さな漁業の経営体の方のお話を聞いたのかなと思いますけれども、やはりそういった方たちもしっかりと持続可能な漁業を営むことができるように支援をしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、先程来から人材育成の面で、大倉委員からも鶴洋高校のお話がありましたけれども、人づくりも非常に大切かと思っております。

そういった高校生、若い方たちが漁業に参入していくということも非常に重要ですが、あとは、例えば漁業を途中で、高校生からではなくて転職をして漁業に取り組みたいという方々の教育体制についてはどうなっているか、教えてください。

【松尾水産経営課長】人づくりについてです。

私たちが主に対応していますのは、漁業と漁村を支える人づくり事業というものがございまして、約1億円の予算をいただいています。

その中でメインとなるのが、就業前に技術を習得してもらうために研修をしていくということを主にやっています、大体予算の8割を占めるぐらいの規模で取り組んでいます。

そういう中で、例年、令和6年度でいいますと66名の方が研修を受けていただいているということで、非常にこの数も最近安定して、60台をずっとキープしていますので、こういったものを中心に、人づくり、まずは就業者確保につなげていきたいというふうに考えているところで

す。

あとは、実は着業後にやっぱり離脱される方もおり、定着率と私たちは言いますが、5年後に7割だとか8割とかで、やっぱり脱落される方がいらっしゃいますので、その方向けに、例えば今まで一本釣りから経営を開始したが、やっぱり経営が厳しいので別の漁業に取り組みたいという方には、そういったものにチャレンジするような補助メニューも研修メニューもつくっていますので、そういったことを組み合わせながらやっていきたいと思っております。

脱落率は、大体2から3割が落ちていくという形になっていますので、そういった方たちを何とかつなぎ止めるようなことを取り組んでいるところです。

以上です。

【白川副委員長】ありがとうございます。人づくりの事業として1億円確保いただいて、66名の方が受講され、定着率が7割程度ということで、途中脱落される方については新たな漁法などもまた教えていただいているということですが、受講される方の年齢層とかはお分かりになりますか。

【松尾水産経営課長】詳しく手元にその数字は持っていませんけれども、最近の令和6年度に調べました新規就業者で言いますと、比較的20代、30代の人たちが多く入っているという傾向があります。

あとは、特に大きなまき網だとか定置網だとか、そういった雇用型に入っているということで、ちょっと私たち想定外ですけど、若い人が結構入ってきていただいていると。

もう一つのトレンドとしましては、結構地元の方が残る傾向が出てきているということで、比較的そういった地元志向というのが強まって

いるかなというふうに思っています。

以上でございます。

【白川副委員長】ありがとうございます。

20代、30代の若い方たちが参入をいただいているということで大変すばらしいなと思いますし、長く続けていただけるように、しっかり稼げる漁業をつくっていただきたいとお願いいたします。

あと一つ、確認というか私があまり知らないことがあるんですけども、資源管理について、クロマグロの件が書いてありますけれども、長崎県においてのこのパーセンテージと書いてありますが、最後の方に、国の仲介により他県からの融通などが必要な措置を行いましたということですけども、この仕組み、どういったものなのか教えてください。

【村瀬漁業振興課企画監】融通についてのご質問だと思うのですが、クロマグロにつきましては、県内で管理しているアジ・サバ・イワシとかではなくて、国際的な管理に基づいて厳しく管理しております。

具体的に申しますと、各都道府県に対しまして、また大臣管理に対しまして、きっちり大型・小型枠が与えられています。そういった中で、クロマグロという魚は、やはり地理的・季節的に来遊が偏ったりしてきます。

具体的に言いますと、きちっと管理している中で、枠がある中で、今年はある県においては小型魚が少なかった、ある県においては小型魚が多かったといった場合、やはり小型魚が余っているところから足りないところに譲ってあげるとか、そういう管理をすることによって、各管理の円滑な運用とか、あと有効利用というのが図られていくという、そういうシステムになります。

国からも仲介があって、我が県、そういった利用をさせてもらっているんですけども、昨年3度ほど、そういった他県との仲介をさせていただいていたところでございます。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、水産関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時55分 休憩 —

— 午前11時55分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもって、水産部関係の審査を終了いたします。

明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時55分 散会 —

第 3 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月1日

自 午前 9時58分
至 午後 2時40分
於 委員会室4

村上慎一郎	農業経営課長
山下 裕樹	農産園芸課長
坪内 良平	農産加工流通課長
森 修蔵	畜産課長
吉田 好広	農村整備課長
安達 有生	諫早湾干拓課長
松尾 尚洋	林政課長
松尾 哲也	森林整備室長
長門 潤	農林技術開発センター所長

2、出席委員の氏名

清川 久義	委員長
白川 鮎美	副委員長
ごうまなみ	委員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

渋谷 隆秀	農林部長
高石 洋行	農林部政策監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)
苑田 弘継	農林部次長
原田 幸勝	農林部次長
峰松 妙佳	農政課長
清水 一也	農業イノベーション推進室長
高橋 哲	団体検査指導室長
三溝 孝司	農山村振興課長

6、審査の経過次のとおり

―― 午前 9時58分 開会 ――

【清川委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】おはようございます。

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会、農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の2ページ及び同資料の追加1の2ページを併せてご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の

うち関係部分、報告第3号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第4号、知事専決事項「令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第5号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）」であります。

初めに、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の2ページの第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算は、国庫支出金3,400万円の増、歳出予算は、畜産業費3,400万円の増となっております。

この補正予算の内容について、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

飼料対策について。

これまで未利用となっていた牛肉骨粉を、鶏・豚用飼料原料として有効活用するため、レンダリング事業者が取り組む高品質な牛肉骨粉の製造設備の導入支援に要する経費として、飼料対策費3,400万円の増を計上いたしております。

次に、予算決算委員会、農水経済分科会関係議案説明資料追加1の2ページをご覧ください。

第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算について、合計で775万8,000円の増を計上いたしております。この補正予算の内容について、ご説明いたします。

農業水利施設における電気料金高騰への対策について。

電気料金の高騰による影響を緩和するため、土地改良区が管理する国営・県営土地改良事業で造成された農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援するための経費として、農業水利施設電気料金高騰対策支援事業費775万8,000円の増を計上いたしております。

なお、この補正予算2件につきましては、後ほど関係課長から補足説明をさせていただきます。

予算決算委員会、農水経済分科会関係議案説明資料の3ページ中段にお戻りください。

次に、さきの2月定例会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和7年3月31日付をもって専決処分をさせていただきました令和6年度予算の補正につきまして、関係部分の概要をご説明いたします。

初めに、報告第1号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、歳入面で国庫支出金等が確定したこと、及び歳出面で、年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は合計で1億4,882万円の増、歳出予算は合計で10億6,292万6,000円の減となっております。

4ページの中段をご覧ください。

次に、報告第3号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ65万円を減額いたしております。

次に、報告第4号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ42万2,000円を減額いたしております。

5ページをご覧ください。

次に、報告第5号、知事専決事項報告「令和6年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入歳出それぞれ2,634万6,000円を減額いたしております。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分、また、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越繰越計算書報告」の関係部分、及び6ページの「令和6年度長崎県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」につきましては、それぞれ記載のとおりであり、後ほど関係課長から補足説明をさせていただきます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、畜産課長より補足説明を求めます。

【森畜産課長】畜産関係の事業につきまして、補足の説明をさせていただきます。

説明資料、予算決算委員会、農水経済分科会補足説明資料農林部の2ページをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算としまして計上しておりますのは1件で、3,400万円を計上しております。

3ページをご覧ください。

未利用ビーフミール飼料化促進事業につきましては、平成13年に国内でBSE、家畜の伝染病ですけれども、BSEが発生して以降、法の下で飼料利用が制限されていたビーフミール、牛肉骨粉のことでございます。ビーフミールが国内の安全性評価を経て、昨年10月に鶏・豚用の飼料利用として再開されることになりました。未利用だったビーフミールを飼料原料として有効活用するため、県内のレンダリング施設における製

造機械の導入を支援するもので、全額国庫の3,400万円を計上しております。

畜産関係部分は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、農村整備課長より補足説明を求めます。

【吉田農村整備課長】農村整備課の補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分の2ページをご覧ください。

農業水利施設電気料金高騰対策支援事業費として、775万8,000円を計上しております。

事業の具体的な内容につきましては、資料の3ページをご覧ください。

本事業は、令和4年度からの継続となりますが、電気料金高騰の影響を受ける中で、農業者で組織される土地改良区の負担軽減を図るため、国営・県営土地改良事業で造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援するものでございます。

右側に、令和3年度と令和7年度の電気料金高騰のイメージ図を記載をしておりますが、県といたしましては、電気料金高騰前の令和3年度から令和7年度の電気料金上昇分に対し、3分の1以内で支援を行うこととしております。

また、事務手続につきましては、右側下段に記載のとおり、これまでと同様、県から長崎県土地改良事業団体連合会を経由し、各土地改良区に補助金を交付するという流れで実施することとしております。

なお、予算額の内訳につきましては、左側に記載のとおり、1、電気料金高騰分の一部支援として725万8,000円、2、事務費といたしまして、土地改良事業団体連合会が行う振込手数料など

の50万円を計上しております。

県としましては、本事業を実施することで、電気料金高騰の影響を緩和し、農業水利施設を管理する土地改良区の負担を軽減できるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】おはようございます。

農林部関係の繰越額について、ご説明をいたします。

予算決算委員会、農水経済分科会補足説明資料、繰越事業利用別調書の2ページをご覧ください。

繰越額につきましては、令和6年9月の定例会、11月の定例会、令和7年2月の定例会においてご承認をいただいたところですが、その後の事業の進捗に伴い、繰越額が確定したことから、改めて説明をさせていただきます。

まず、説明資料2ページ、繰越事業利用別調書の実繰越しの表、下段の計の欄をご覧ください。

農林部、令和6年度から令和7年度への繰越額の合計は545件、131億3,241万円でございます。そのうち、経済対策分が98件、84億6,210万1,000円、災害復旧分が349件、7億8,131万5,000円であり、金額で見ますと、経済対策分が全体の64.4%、災害復旧分が全体の5.9%を占めております。

また、繰越理由の主なものでございますが、同じ表の左側の列をご覧ください。

理由の主なものといたしましては、①事業決定の遅れによるものが最も多く、454件、102億2,280万3,000円となっており、件数で全体の

83.3%、金額で77.8%を占めており、次に、②計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが多く、34件、14億9,510万8,000円となっております。

そのほか、地元との調整に日時を要したものや、その他によるものは記載のとおりでございます。

また、区ごとの繰越額の内訳につきましては、中段の表のとおりでございます。

なお、これらの繰越理由別に区分された事業のうち、主なものにつきましては、8ページから11ページまでに記載しておりますので、後もってご覧いただきたいと思います。

同じページの下の囲み部分をご覧ください。

前年度の繰越額と比較いたしますと、件数で23件、金額で25億1,350万6,000円の増となっております。

その内訳といたしましては、経済対策分で件数が15件、金額が18億2,226万7,000円の増、災害復旧費では件数が11件の増、金額が3,601万7,000円の減、そのほか、経済対策分と災害復旧費分以外で件数が3件の減少、金額で7億2,725万6,000円の増となっております。

3ページをご覧ください。

昨年度の定例会において、繰越しのご承認をいただいた繰越額及び課ごとの内訳を記載しております。

4ページから6ページには、事業ごとに実繰越しの件数及び金額を記載しております。

次に、事故繰越についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2ページにお戻りください。

上段の繰越理由別の表の左側、事故繰越の欄をご覧ください。

こちらは、令和5年度から令和6年度へ繰り越

した予算につきまして、令和6年度中の完了が間に合わなかったことから、やむを得ず令和7年度へ繰り越すものでございます。

農林部の事故繰越額の合計は14件、5億6,633万5,000円でございます。また、繰越理由といたしましては、②計画設計及び工法の変更による遅れが3件、3億470万円、③地元との調整に日時を要したものが4件、1億2,912万1,000円、⑤その他が7件、1億3,251万4,000円となっております。

なお、7ページに各事業の事故繰越の理由を記載しておりますが、今回、事故繰越額が増加した主な要因といたしましては、災害復旧工事において、入札不調等により着工が遅れたことなどによるものでございます。

なお、事故繰越となりました事業につきましては、全て福岡財務支局とは協議済みであり、事故繰越の承認をいただいております。

今後は、残り事業の早期完了に向けて、最大限努力してまいります。

以上で説明を終わります。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【どう委員】おはようございます。

私より、1点だけ確認をさせていただきます。

今回の新規事業の未利用ビーフミール飼料化促進事業費について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど、概要の説明もございましたけれども、改めまして、今回この新規としてこの事業に取り組む背景と、事業の趣旨について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

【森畜産課長】先ほど説明させていただきまし

たが、平成13年に国内でBSEという病気が発生しました。これは、牛がふらふらする病気なんです。この発生以降ですね、感染拡大を目的にそれまでは使っていた牛の可食部である、肉とかを、取り除いた後の骨とか、そういうものを骨粉として、飼料原料として採用していたんですが、感染拡大防止を図るために、飼料用としては制限をされて、もう使えなくなってきていました。それがその後、安全性評価とかを継続して確認してきた結果ですね、昨年10月、令和6年10月から、豚用と鶏用の家畜飼料として使用が可能となったということで、これを使ってですね、今回の取組で高たんぱくな飼料原料として、県内で確保できる仕組みを構築しようというもので取り組むものでございます。

【どう委員】ありがとうございます。

令和6年10月、昨年10月から利用が再開をされたということで、この新規の取組になるということが分かりました。

実際のところ、長崎県内にこのビーフミールを製造する事業者というものが何か所あって、そして年間でどれくらいの製造量があるのかというのをお聞かせください。

【森畜産課長】長崎県内にですね、レンダリング業者、そういう家畜の骨とか、そういうところを扱って、処理する施設ですけれども、県内に2か所あります。全国的には、非常に長崎県は施設が多い県かなというふうに思っておりますが、令和6年度、ビーフミールの製造実績としては、4,267トンがビーフミールとして製造された実績となっております。

【どう委員】県内で2か所の施設があるということでした。今回、この事業で、これまでは利用できないから、全部焼却されていたわけですね。これを今後、その飼料として、鶏とか豚の

飼料の原料として製造するために、機械を導入する支援を行うという事業だと思いますけれども、この該当する2か所のレンダリングの施設で、機械を導入後に、年間にどれくらいの量の高品質な飼料、ビーフミールが製造されるのか、そこをお聞かせください。

【森畜産課長】先ほど、県内で6年度に製造されるビーフミールが4,200トンということで説明させていただきましたが、今回の取組で、1,400トン、年間に牛肉骨粉、良質な肉骨粉を製造する計画というふうに考えております。

以上です。

【ごう委員】年間で1,400トンが製造されるということですね。

今回のこの取組で製造されたビーフミールが利用されることによって、これ、効果ですね。どれくらいの効果が期待されるのかということ、具体的に算出されているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

【森畜産課長】先ほどから説明しておりますが、これまでの肉骨粉につきましては、焼却処分しできなかった、飼料利用としてはできなかったということで、その段階に至るまでのそのビーフミールの製造コストというのが、大体3万5,000円ぐらい、トン当たりかかっていると試算しております。

それと同じ、貴重な高たんぱく質な原料となり得るものなんですけど、今まで焼却していたのが。それが、その代替に使っております輸入原料の、輸入飼料の大豆かすがですね、同等の栄養価を持っている大豆かすが、輸入飼料の場合だと、大体1トン当たり8万6,000円ぐらいかかる計算、飼料になっていますが、3万5,000円で処分して作ったものを、8万6,000円の輸入原料と置き換えますと、5万円分の差額が出てきますの

で、先ほどの1,400トン製造される肉骨粉と、5万円で計算しますと、仮の計算ですけども、7,000万程度の経済効果は出るものというふうに見込んでおります。

【ごう委員】はい、ありがとうございます。

これまで、本当にそうやってお金をかけて焼却していたものが、焼却していて、海外から高い物を輸入していたものが、それで差額が5万円ということで、年間7,000万円の効果が見込まれるということは非常に大きいと思いますので、ぜひこの事業はしっかりと支援をしていただいて、そして今後も多分、長期でいろいろとまた課題も出てくると思いますし、またそのメンテナンス等々もあると思うんですが、その先のことまでしっかりと考えた支援というものを、県として行っていただきますようお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

私も何点か、ご質問させていただきたいと思っています。

知事専決事項報告の横長資料の中から伺いたしたいと思います。

12ページの歳入の部分で、物品売払収入があるんですけども、この農業大学の実習に関わる物品ということで、生産物も含めて2か所掲載してあります。毎年同じぐらい物品売払収入があるかと思うんですけども、その場合、最初から予算化していた方が、歳出の方につながれるのではないかと思いますので、その点も含めて、今、増額した理由を教えてください。

【村上農業経営課長】委員ご指摘の物品売払収入の内容ですけども、まず物品につきましては、農業大学校で生産されている子牛ですとか、あと肉用牛の肥育牛、これがおよそ8か月以上飼

養した場合については、物品としての売払いの扱いになっております。また、それ以外の生産物につきましては、野菜ですとか、果物とか、花、こういったものを生産物の売払い収入という形で、2つ分けて計上しているところでございます。

予算の計上の、当初予算の考え方としましては、着実に販売価格が見込まれる予算額というところを当初予算として計上させていただいております。当然、肉牛の飼養等をやっていく中で事故等のリスクもございますので、そこにつきましては、毎年ですね、例年6月の専決事項補正におきまして、最終的な精査をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

【饗庭委員】分かりました。

なるべく最初に予算を計上しておいて、多く使えた方がいいかなと思いましたが、できる限りの範囲で見込める分を上げていただければと思います。

次に、40ページの鳥獣保護費のところでお伺いします。

今回減額されているんですけれども、今、野生鳥獣でイノシシとか、私の地元もですけれども、野生が増えて、非常に駆除するというか、野生の対策が非常に大変だという中で、減額されてるんですけれども、そういうところにもっと事業費をかけた方がいいんじゃないかと思いますが、その減額した理由をお伺いします。

【三溝農山村振興課長】ご質問の野生鳥獣、まず一番大きい野生鳥獣管理事業費の事業概要でございますが、ニホンジカの生息状況を調査するとともに、イノシシ、鹿の捕獲体制強化に向けた技術研修を行う事業でございます。

今回、この野生鳥獣管理事業のですね、減額

のところですが、303万円を減額しております。

内訳の主なものとして、長崎市及び県北地域を対象としたニホンジカ生息状況調査委託事業の入札減が105万7,000円、それと、認定鳥獣捕獲等事業者の育成やイノシシ捕獲技術等研修の委託業務の実績減による85万6,000円の減が主なものとなっております。

以上でございます。

【饗庭委員】金額の内容は分かったんですけれども、やはり非常に駆除する方も高齢化して、いろんな形で補助費を含めてですね、駆除をしていただきたいと思うんですが、実態として、そのニホンジカとかイノシシの、何です、この年度での増加の数が分かれば、教えてください。

【三溝農山村振興課長】ご質問の野生鳥獣の被害につきましては、令和5年度の野生鳥獣の被害額が約2億1,700万円となっております、ピークだった平成16年の8億2,200万円と比較いたしますと、3割以下となっております。しかしながら、昨年と比較すると、約4,400万円の増加となっております。

また、イノシシにつきましても、約1億5,200万円と、ピークだったときの平成16年の4億5,000万円と比べると、これも3割程度になっておりますが、昨年と比較すると5,200万円となっております。

以上でございます。

【饗庭委員】はい、分かりました。

なかなかこの被害がですね、何ですかね、拡大して、農業者とかが非常に困っている状況で、県からも、もっともっと支援をしてほしいというような声もあり、個別にはですね、ご相談させていただいているところなんですけれども、県としても対策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、74ページの自然災害防止費で、これ大きく減額されているんですけれども、災害が起こらなかったのかなと思いますけれども、その減額の理由を教えてください。

【松尾森林整備室長】ご質問がありました県営自然災害防止事業について、ご説明いたします。

国の補助事業の対象とならない人家5戸以上、国は10戸以上になりますけれども、の小規模な山腹崩壊や地滑りなどにより発生した災害につきまして、県が対策を行う事業でありまして、過去5年間の実績の平均に基づき、当初予算を見込んでおりますが、令和6年度は小規模な災害が見込みよりも少なかったことから減額をいたしております。

以上でございます。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【千住委員】私の方から、先ほど、ごう委員から質問がありました未利用のビーフミール飼料について、ちょっとご質問したいと思いますが、先ほどですね、効果が7,000万円ほど出ると、今回の件でですね、あったんですが、最終的に商品化してって、製品化してですね、これ出荷、各養豚施設、あるいは養鶏場とかに行くと思うんですけれども、その製品になったときに、どれほどその商品の値段が下がって、実際の経営されている方に対しては、どれほどの減額になるのかと、最終的にですね、あと沖縄等では結構早くから、先進してやられているようなお話も聞いたんですが、その辺りでの実績の変化とかいったところが、もし分かっていたら、ちょっと教えてください。

【森畜産課長】ありがとうございます。

沖縄の件は、ちょっとすいません、分からないんですが、豚用・鶏用としての飼料利用が始まったのが、去年の10月から解禁ということに

なっていますので、それ、沖縄県であってもそれ以降しか、多分使えてないとは思ってるんですけども、先ほど効果として7,000万円ということとで説明させていただきましたが、幸いですね、長崎県内にはくみあい飼料という、県内に製造会社があって、そことの連携を、今回の構築の中で打合せができたということで、事業申請につながってきてるんですけど、それで今さっき1,400トンですね、飼料利用として、豚用、鶏用として、仮試算なんですけど、トン当たり1,000円程度の値下がりですが、今後また商品化していく中で、価格というのは幾らに設定されていくかというのは、まだ現時点では、はっきりしませんが、1,000円程度の、先ほど輸入飼料を利用するときよりも、1,000円程度のコスト縮減が図れればと思っております。

それでいきますと、豚用・鶏用で、大体年間100万円から200万円前後ぐらいの農家さんごとに、全て供給できるわけじゃありませんけども、試算の中ではそれぐらいの飼料費の低減につながらないかなと試算しております。

【千住委員】ありがとうございます。

ちょっと私、よく知らないところなんですけども、実際、輸入飼料もかなり高騰してきたということで、例えば今回、実際それぞれ100万円ほどかからなくなるといったところに対して、実際その、今、輸入飼料がかなり上がってきている。どれぐらいの段階まで落とせると言いますか、輸入飼料が上がり始めてですね、きている中で、どこまで落とせるのかといったところを、ちょっとご説明いただけたらと思いますけれども。

【森畜産課長】先ほどお話ししました、県内の飼料製造工場ですが、年間7万トンぐらい製造している製造くみあい、餌の飼料工場ですが、そ

こで1,400トンが使われていってということで試算したときに、トン当たり1,000円程度のということで、こうして図れんかなというふうに見えていますので。ただ、今からまだ取り組んでいく中で、飼料工場の方もその原料として使っていく中で、コストをどのぐらいかけて製造できるかというのは、今後また商品化する中で、価格というのは設定されてくるので、私の方で設定はできませんが、輸入飼料に頼っている状況からしたら、確実に地元で供給できる、また、栄養価としても価値のあるものを飼料利用できるところで、生産農家のためには、コスト縮減につながる取組だということで、今回支援していきたいというふうに考えているところでございます。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分、及び第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分 及び報告第3号乃至報告第5号は、原案のとおり、可決・承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、農林部長より所管事項の説明を求めます。

【渋谷農林部長】農林部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係説明資料農林部及び同資料の追加1を併せてご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、次期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について、新規就農者の確保について、農業分野における特定技能外国人材の受入れについて、林産物輸出の取組について、長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗について、長崎ばれいしょ販売促進イベントの開催について、長崎県農業農村整備事業推進大会について、有明海再生の取組における諫早湾干拓排水門へのフラップゲート設置について、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について、新たな総合計画の策定についてであります。

まず、農水経済委員会関係説明資料追加1の2ページ目の上段をご覧ください。

「次期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について」でございます。

令和3年に策定した本県農林業の振興方針である「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」については、令和7年度をもって終期を迎えることから、令和8年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す次期計画の検討を進め

ております。

次期計画においては、10年後（令和17年）の本県の農林業・農山村が目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した令和8年度から令和12年度までの5か年計画とし、策定に当たっては、農林業者をはじめ関係機関・団体、消費者、学識経験者、公募委員等から成る策定委員会を設置するとともに、県下7地区で地区別意見交換会を開催し、農林業者や関係機関・団体等の皆様からご意見・ご提言をお伺いしながら検討を行ってきております。

今般、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、農業従事者の減少・高齢化や集落機能の低下等の課題に対応するため、「快適でもうかる農林業・快適で暮らしやすい農山村」の実現を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」と「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」の3つを基本目標とする骨子（案）を取りまとめ、これを基に、施策の方向性や地域別振興方針等を具体化した計画素案の検討を進めていくこととしております。

今後、9月の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、11月定例会において、計画（案）のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

次に、農水経済委員会関係説明資料の2ページ目上段をご覧ください。

「新規就農者の確保について」でございます。

新規就農者の確保につきましては、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標とし

て、毎年313名の確保を掲げ、取組を進めているところです。

令和6年度におきましては、就農までのワンストップ相談窓口としてサポートする「長崎県新規就農相談センター」による東京や大阪、オンラインでの就農相談会の開催、産地とJAが就農希望者を受け入れる「産地主導型就農ルート」の取組等により新規就農者の確保と育成を図ったほか、新規就農者の施設・機械の導入やJAが行う園芸リースハウスの整備等により、初期投資の負担軽減を図りながら円滑な就農を進めた結果、令和6年度は235名を確保したところでありますが、目標達成には至りませんでした。

令和7年度は、国の新規就農者育成総合対策の事業要件が一部緩和され、親元就農者の経営継承・発展や資金面の支援が受けやすくなったことから、これらの国事業の活用を進めることで農業経営を継承する農家子弟の就農をさらに促進するとともに、就農当初からスマート農業技術を導入して、生産量の拡大や品質向上により「快適でもうかる農業」を実践している新規就農の優良事例等を積極的に発信することで、新規就農者のさらなる確保につなげてまいります。

続いて、2ページ目下段の「農業分野における特定技能外国人材の受入れについて」でございます。

本県では、農業分野の労力不足に対応するため、長崎県及び民間派遣会社、JAグループの共同出資により「株式会社エヌ」を設立し、令和元年12月から農業分野等へ特定技能外国人材を派遣する労力支援サービスを開始しております。

令和7年5月15日現在、カンボジアやインドネシアなどから258名が県内外の農業、漁業の現場で就労しており、さらに49名が在留資格申請な

ど入国に向けた審査手続を進めているなど、特定技能外国人材の確保と周年派遣に取り組んでおります。また、農繁期の11月から6月は県内で、農閑期の7月から10月は長野県や北海道、山形県など他産地で就農するリレー派遣にも取り組んだ結果、株式会社「エヌ」は令和5年度決算において黒字化を達成することができました。

こうした中、県では、今年度新たに、「ながさき農業労働力確保支援事業」を創設し、外国人材を受け入れる際に必要なWi-Fi設備等の住環境整備に対する支援を行うことで、産地やJA等の外国人材受入れをさらに進めるほか、リレー派遣においても鳥取県などの新たな地域と派遣人数の拡大を図ることとしております。

今後とも、本県農業者のニーズに則した労働力の確保を図ることで、産地の維持拡大や農業者の生産規模拡大、所得向上につなげてまいります。

次に、農水経済委員会関係説明資料の4ページ目下段、及び農水経済委員会関係説明資料追加1の2ページ目下段をご覧ください。

長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗についてでございます。

本プロジェクトは、県民が本県の食を誇りに思い自慢したくなるよう、県民や観光客など誰もが本県の食を買って味わえる「食の賑わいの場」が将来的に県内に創出されることを目指して推進しており、令和6年度は、その可能性等について調査を実施いたしました。

調査の結果、本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」が示されたほか、県北・県南地域について、食の賑わい創出までの「ロードマップ」と「拠点候補地」が整理されたところです。

令和7年度は、調査結果に基づき、県民や観光客に対し、地域や食材の価値、生産者の思いが

伝わる食の体験を提供する場の試行・実証を行うほか、料理人や生産者など、食に関わる人々がつながりをつくる交流の場づくりや魅力発信の強化に取り組むこととしております。

また、去る6月7日には、県北地域における食の賑わいの場の創出に向けて、佐世保朝市が開かれる「万津エリア」において、地元の関係者や市町等と連携し、小値賀町の「ひらまさ」や雲仙市の農産加工品など、朝市に訪れた人々が県内の様々な食を味わい楽しめるイベントを実施いたしました。

今後は、今回行われた取組の課題を整理した上で、秋以降の本格試行に向け、検討を進めてまいります。

引き続き、関係機関等と連携を図りながら、本県ならではの食の賑わいの創出に向け力を注いでまいります。

次に、農水経済委員会関係説明資料の5ページ中段の長崎ばれいしょ販売促進イベントの開催についてでございます。

去る5月9日、福岡市中央卸売市場において、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、長崎ばれいしょの銘柄向上と買参人へのPR及び販売促進を目的とした「長崎ばれいしょ販売促進イベント」が初めて開催されました。

当日は、大石知事や各JA組合長のほか生産者代表、市場関係者などの出席の下、知事によるトップセールスや長崎ばれいしょのサンプル配布等が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

本年産の春ばれいしょは、2月、3月の低温や少雨の影響で初期の生育が遅れておりましたが、その後は天候にも恵まれたことに加え、生産者の皆様の日頃のご努力により、品質の良い仕上がりと became とお聞きしております。

5月10日現在、長崎ばれいしょの販売単価は、1キログラム当たり280円と、前年に比べ14%高い金額で取引されており、今回の取組により市場関係者に対し、しっかりPRすることができたものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係団体と一丸となって、長崎ばれいしょの一層の品質向上と安定生産・出荷、併せてPR等にも取り組むことで、本県農業者の所得向上につなげてまいります。

最後に、7ページ目中段、新たな総合計画の策定についてでございます。

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を生かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期総合計画については、「こど

も」「くらし」「しごと創造」「賑わい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップをするとともに、地方創生2.0をはじめ、国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、農林部においては、主に「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」や「地域の魅力で人を惹きつける」に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」では、「力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり」に向け、農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術の導入、バリューチェーン構築による販売力強化と輸出拡大等に取り組むこととしており、「次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成」に向けては、県内外からの人材の呼び込みと受入れ体制の充実や、外国人材等による労力支援などを推進してまいりたいと考えております。

また、「地域の魅力で人を惹きつける」では、「長崎の食の賑わいの創出」に向けた試行や実証、地域の食文化や食材のよさ、生産者の思いやこだわり等のプロモーションを実施するほか、「地域の魅力を生かした農山漁村のにぎわいづくり」に向けては、地域資源の価値や魅力を活用したアグリビジネスの拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。よろしくご審議を賜ります

よう、お願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【峰松農政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

農水検査委員会提出資料農林部資料2ページをご覧ください。

補助金の内示状況につきまして、令和7年2月から5月までの実績のうち、直接補助金は、2ページから28ページに記載の中山間地域デジタル化支援事業費補助金など265件でございます。

また、間接補助金は、29ページから38ページに記載の新基本計画実装農業構造転換支援事業補助金など111件であり、直接補助金と間接補助金の合計は376件でございます。

次に、資料39ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年2月から5月までの実績のうち、公共事業以外の委託につきましては、39ページから40ページに記載の農林技術開発センター及び農業大学校畑地かんがい施設設計業務委託など11件でございます。

また、公共事業に係る委託につきましては、41ページに記載の20件であり、これら31件の委託に関する入札結果一覧表につきまして、42ページから71ページに添付をしております。

次に、72ページをご覧ください。

公共事業に係る工事につきましては、72ページから74ページに記載の51件であり、75ページから157ページにその入札結果一覧表を添付し

ております。

次に、資料158ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和7年2月から5月までの間に、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものに関しまして、158ページから164ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料165ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、令和7年2月から5月までの実績は2件であり、その内容につきましては、165ページから167ページに記載のとおりでございます。

報告は以上です。

続きまして、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご報告いたします。

農林部関係におきましては、生産資材等価格高騰対策、農業生産流通基盤整備の促進の2項目について、知事、議長、農林部長により、自由民主党、公明党、農林水産省に対し要望を行いました。

このうち、農業生産流通基盤整備の促進につきましては、農地の基盤整備等を計画的かつ安定的に推進するためには、当初予算での十分な予算を確保していただくとともに、収益性向上や生産基盤の強化を図るため、生産基盤施設や流通の合理化を図る施設等の整備に必要な予算を確保していただくよう、小泉農林水産大臣に対し強く要望を行ったところ、基盤整備が人口減少の食い止めにつながっており、引き続き必要な対応を進めていくとのご意見をいただいたところです。

以上が農林部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案要望の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【清川委員長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】農水経済委員会補足説明資料追加1、3ページをご覧ください。

次期ながさき農林業・農山村活性化計画の策定につきまして、検討を行っております内容を骨子案として整理いたしましたので、説明いたします。

4ページをお願いいたします。

まず、計画策定の趣旨、計画の期間につきましては、先ほど部長説明でご説明したとおりでございますが、これまでの取組状況と今後のスケジュールにつきまして、下段の青の枠囲みの中に示しております。

今後、今年度中の策定、令和8年度のスタートを目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。

現計画の主な成果と、本県の残された課題につきまして、産出額、担い手、集落に分けて整理しております。

まず、上段、産出額につきましては、園芸、畜産を中心に増加しております。イチゴなど順調に増加している品目もございますが、ミニトマトやレタスなど、横ばいの品目がある状況です。輸出額につきましても伸びておりますが、香港に偏った状況と考えております。

担い手につきましては、新規自営就農者が増加し、また、農業所得1,000万円確保が可能となる経営体数や認定農業者の平均所得も増加しておりますが、農業従事者の減少、高齢化が進行しており、総農家戸数や基幹的農業従事者数、うち全生産人口につきましても、今後大きく減少するものと推測しております。

林業におきましても、林業専門作業員や林業認定事業体数は、平成30年から増加しておりますが、目標とする林業専門作業員数には至っておりませんが、不足は解消できていない状況にあります。

6ページをお願いいたします。

集落につきましては、集落の除草、水路の保全など、資源保全活動面積はおおむね維持できており、また、移住者は増加し、アグリビジネスも拡大しておりますが、高齢化は進行し、集落機能が低下する集落が増加するなど、集落の維持が懸念されております。

このような中、国におきましては、昨年度、今後の方向性を示す食料・農業・農村基本法の改正が行われており、農林業の情勢や課題などを踏まえまして、本県農林業の産地、集落を将来にわたって維持するための施策の方向性といったしましては、産地や集落を支える経営力の高い担い手の確保・育成を一層推進するとともに、温暖化などの気候変動や社会情勢等の環境変化に対応した収益性の高い農林業産地の形成、にぎわいのある農山村づくりが必要であることから、現計画の山地対策及び集落対策に担い手対策を加えた3対策を柱といたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

これまでご説明した内容を踏まえまして、次期計画につきましては、快適でもうかる農林業、快適で暮らしやすい農山村の実現を基本理念といたしまして、ご説明いたしました3つの施策の方向性を基本目標として、施策に取り組んでまいりたいと考えております。

8ページをお願いいたします。

目標の実現のためにそれぞれの目指す姿に向け、具体的にどのように取り組んでいるのかを

示しております。

まず、黄色地の四角部分のとおり、担い手の確保・育成や産地形成を進める上では、農地や園芸ハウス、地域の集出荷施設など、生産基盤の整備が必要であり、その整備を推進してまいります。

また、左側の担い手対策におきましては、多様なルートから新規就農者を受け入れるため、ワンストップ相談窓口やトレーニングファーム整備の支援により、就農研修の充実を図ることで、もうかる農業者を見て若者が産地に集い、活躍する姿を目指してまいります。

右側の産地対策におきましては、スマートやグリーン技術による生産性の向上、国内流通のバリューチェーンの構築、輸出のさらなる拡大と農産物のブランド強化、生産性の高い木材、林産物生産体制の構築などに取り組みまして、気候変動など環境変化に対応し、生産性を高め、収益性の高い、もうかる産地が形成される姿を目指してまいります。

下段の集落対策におきましては、高齢化などで困難となっている草刈りや防除、水路管理などの作業のアウトソーシングに取り組むとともに、鳥獣被害の防止、防災・減災対策に取り組む、農泊での誘客拡大などにも取り組むことで、農地や水路、農道などの集落の資源や機能が適正に維持された安全・安心な暮らしと、直売所や農泊などアグリビジネスの拡大により、集落全体で所得が向上する姿を目指してまいります。

また、3つの対策は、矢印にお示ししておりますように、意欲ある担い手が産地を牽引し、左向きの矢印の担い手が残るには所得確保ができる基盤ができていることが必要など、各対策が連動、好循環させることで、快適でもうかる農林業、快適で暮らしやすい農山村の実現に向け

て進めていきたいと考えております。

9ページをご覧ください。

基本理念、基本目標を推進していくための施策体系、行動計画でございます。

左側に、先ほど述べました3つの基本目標の下に9つの展開方向を位置づけ、具体的な取組内容を、行動計画として整理しております。

10ページをお願いいたします。

これらの内容を基にした地域計画の構成案を、参考にお示しをしております。

以上で、次期活性化計画の骨子案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、農産加工流通課長より補足説明を求めます。

【坪内農産加工流通課長】お手元の農水経済委員会補足説明資料2ページをご覧ください。

「長崎・食の賑わい創出プロジェクト」の進捗について、昨年度実施いたしました調査結果をご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

本調査は、新しい長崎県づくりのビジョン、未来大国の食分野に掲げる「THE ワールドクラス、世界が惚れこむ食体験」の実現、県民のシビックプライド醸成を目的とし、本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」を明らかにするため、調査を実施したものでございます。

調査において、本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」のほか、長崎市及び佐世保市における賑わいの創出でのロードマップと、拠点創出の候補地、長崎空港における食の賑わいの検討の方向性の3点について、明らかにしております。

まず、本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」についてご説明いたします。

同じく、4ページの左下をご覧ください。

本調査において、食の賑わいの場合は、単に県産品が買える、県産食材を使った料理を味わえるだけの場ではなく、「食べる」「買う」などあらゆる食体験を通じ、県民や観光客や地域の食文化や食材のよさ、生産者の思いやこだわりなど、本県の多様な食文化や食の価値を体験できる場であるとともに、生産者や料理人など、食に携わる人々がつながる場であることが示唆されたところでございます。

まず、5ページをご覧ください。

県北地域における賑わい創出までのロードマップと、拠点候補地についてご説明いたします。

拠点候補地の検討に際しましては、県民や県内外からの観光客双方が利用することを前提に、経済性や収益性等の観点から、都市計画や人流、既存の商業施設やまちづくりの動き等の相関の中で、一定の人流が見込める地域を想定して調査を進めております。

佐世保市の現状、課題等については記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

5ページに記載の定量調査等に加え、食に関わる事業者や関係自治体等へのヒアリングなどを踏まえ、食の賑わい創出までの考え方について整理をしております。

拠点候補地については、「佐世保朝市」というシンボリックな食の施設を有しており、まちづくりの動きが見えつつある「万津町エリア」に賑わいを創出することで、課題である「増加するクルーズ船客」への対応や、「朝食を求める市民や駅周辺の宿泊客」「ハウステンボスをはじめとする県北エリアでの観光客等の滞留拠点」などに対応できることが期待されると整理されております。

また、拠点創出のロードマップにつきましては、市や佐世保観光コンベンション協会、まちづくり団体など、様々なプレーヤーが同エリアでの賑わい創出の可能性を既に模索し始めていることから、おおむね5年後に食の賑わいの場を創出することを目標としたロードマップを作成しております。

7ページをご覧ください。

県南地域における賑わい創出までのロードマップと、拠点候補地についてご説明いたします。

拠点候補地の検討に際しましては、佐世保市と同様の観点から調査を進めており、長崎市の現状・課題等については記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

拠点候補地の考えにつきまして、長崎市については、既に民間主導による食に関する動きが複数あることを踏まえ、特定の施設や場をつくり上げるのではなく、まずは長崎エリア全体で民間の連携を促しつつ、元船新施設の中に必要な機能や足らざる機能を装着していくことが望ましいと整理されております。

ロードマップについても、元船の整備を見据えながらも、特定の施設だけでなく、エリア全体で連携したさらなる食の賑わいの創出を進めるために、必要なおおむね10年間のロードマップを作成するところです。

9ページをご覧ください。

長崎空港につきましては、仮に、空港施設内における食の賑わいの拡充を検討する場合、例えば、国際線ターミナルの適切な受入れ体制の確保など、食以外の部分の空港として必要な機能も併せて検討する必要があるため、当該調査においては、食単体でのロードマップの策定は行わず、今後検討に必要な方向性等を整理して

おります。

既存の施設は制約があり、難しいですが、空港における食の賑わいを創出するためには、利用者の最初と最後のタッチポイントであることを踏まえ、到着した利用者へ魅力的な食の情報提供と、出発する利用者へ、長崎の旅の余韻を最大化する食体験提供の両輪で検討する必要があります。

簡単ではございますが、昨年実施した調査の結果は以上でございます。

当課といたしましては、今回の調査結果や関係者の声等をしっかり精査しながら、関係部局と連携し、食の賑わい創出に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【清川委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明を求めます。

【安達諫早湾干拓課長】諫早湾干拓排水門へのフラップゲートの設置について、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料は、追加1の3、フラップゲートの設置についての11ページの横長の資料をご覧ください。

まず、フラップゲートの説明の前に、ここまでの経緯についてご説明いたします。

農林水産省は、開門によらない有明海再生を目指し、令和7年度から総額100億円規模の有明海再生加速化対策交付金を創設したところであります。また、調整池からの排水に関しまして、この交付金とは別に、フラップゲートを設置する方針が示されたところであります。

国営諫早湾干拓事業の調整池からの水の排出につきましては、潮受け堤防の北側に6門、南側に2門設置いたしました排水門を開けて行っております。

資料の左上は、北部排水門の写真でございます。

諫早湾を潮受け堤防で閉め切り、調整池の水位を管理水位であるマイナス1メートルに保つことで、後ろの低い土地の排水は、満潮時にも円滑に排水できるようになっております。

また、潮受け堤防の南北にある排水門とは別に堤防の中央部分に排水ポンプを設置し、排水を行っております。

排水門の排水につきましては、ただ、泥と一緒に流出するという事で、漁業者からは排水ポンプを増設し、上水からの排水を増やしてほしいとの要望が、国に対してあったところでございます。

今般、農林水産省から、漁業者の要望に対し、排水門の上部に穴を開け、海側にフラップゲートを設置しまして、調整池からの排水の一部をこれにより排水することとする旨、県への説明がございました。

それでは、フラップゲートによる排水の仕組みについてご説明いたします。

資料の右側のフラップゲートからの排水イメージの図をご覧ください。

ただいまご説明いたしましたフラップゲートを設置することによりまして、図に示しておりますとおり、池側の水位が海側の水位より高いときは、フラップゲートが池側からの水圧によって開き、排水し、逆に、海側の水位が池側の水位より高いときは、フラップゲートが水圧によって閉まり、止水するというものでございます。

この仕組みによって、水位差を利用してフラップゲートが自動で開け閉めされ、調整池の上水自らの排水が増やされるということになります。

このフラップゲートにつきましては、北部と南部の2か所にある排水門について、それぞれ1門ずつ設置する予定としており、まず、北部側の工事を先行させ、南部側はその後に対応することと伺っております。

なお、フラップゲートからの排水量は、既設排水ポンプの排水量である1日10万トンとなるよう検討しているとしております。

以上で補足説明を終わります。

【清川委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、陳情書一覧の中から質問をさせていただきます。陳情番号19番になります。佐世保市からの要望になります。

17の佐世保市と畜場への支援について、お尋ねをいたします。

これ、先日佐世保市から県に対して、題名のとおり、佐世保市と畜場の支援という形で要望が出ております。改めてですね、要望内容をちょっと具体的に教えてください。

【森畜産課長】佐世保市からの要望でございますが、今回、佐世保市から県に対して、と畜場運営に係る助成措置の新設という要望がっております。

市の方からの説明では、と畜場がですね、竣工後23年経過してきていると、佐世保のと畜場が。保全計画に基づいて維持管理を行っていく中で、一般的な施設よりも経年劣化が激しくて、著しく、特殊機器が多くて維持費用が高額になると。今後は大型冷凍機の設備類などの更新も必要だということで、さらなる費用の増大が懸

念される。生産振興のために、と畜場使用料を十分に上げられないといったようなことから、佐世保市単独ではと畜場を継続するのは困難となる可能性があるということで、説明がありました。

加えて、当該施設は長崎県本土で唯一の公設のと畜場であって、県内で生産される肉用牛、豚のほとんどが、本施設でと畜、解体されているということで、稼働停止となれば、県内の生産者など影響が及ぶということで、今回市が保有すると畜場の機械更新について、県に支援要請が、支援要望があったというふうに賜っております。

【宮本委員】具体的にありがとうございました。

これ、佐世保市では新規項目として挙げられております。

先ほどあったとおり、これ県内で唯一の公設であるということ、今回の要望については、と畜場の機械更新について、県に対して支援のお願いが、要望があったということをですね、確認をさせていただきました。

私も5月の12日、月曜日にですね、この佐世保市と畜場の視察を、我々の国会議員、秋野公造参議院議員と公明党市議団と一緒にですね、行かせていただきました。やっぱり行かないと分からないことが多々あったので、非常に痛切な思いで帰ってきたんですね。

まず、要望、この佐世保市と畜場のですね、経緯をちょっとだけ確認させていただきますが、そもそもこの長崎県においては、平成12年3月にですね、長崎県食肉流通合理化計画というものが策定されていて、この計画の中に、食肉センターの整備目標、整備の方向性ということで、県北地域にある佐世保市と畜場の施設整備については、新たな拠点施設として位置づけると

もに、施設能力の向上と衛生対策の充実を図る観点から、長崎市にある処理施設との再編整備と併せて整備を推進するものということで、これは長崎県の計画の中にうたわれていると。よって、当時、平成12年頃は長崎市にもと畜場があったと、佐世保市にもと畜場があって、県の計画の整備の方向性の中において、施設を一体化しようということで、長崎市と畜場と佐世保市と畜場が一緒になって、平成14年に今の佐世保市と畜場に一体化になったという経緯があります。

その当時、長崎県の方も総事業費のうち23.8%は出資をされているということで、これ非常にありがたいことではあると考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが、県の計画の中の整備方向の中において、一体化しようということで、今の状態になったということですね、それを1つ、確認させていただきたいと思います。

こういった経緯を踏まえて、佐世保市に移転したわけではありますけれども、毎年ですね、佐世保市と畜場は、これ当たり前ですけれども、自主財源で財政負担を行っているという状況であります。しかしながら、特に耐用年数を超えた機械ですね、非常に機械の種類が800ぐらいあって、非常になかなか特殊な機械が多いと。その機械の更新が非常に負担であるということから、県に支援を求めているということですが、改めて、県によるですね、支援というものができないものかどうか、お伺いいたします。

【森畜産課長】佐世保と畜場の建設に至った背景というものは、委員の方から、今お話あったとおりでございますが、もっと昔に遡ると、県

内にはいろんな公設のと場があったところですけども、平成10年頃には、長崎と佐世保に公設のと畜場があって、どちらも結構老朽化している中で、一体的に大きな施設を整備して、県内の拠点としてやっていこうということで取り組んだ、佐世保市の事情でございます。そのときに新設したということで、県からも支援を実施したということでございますが、その後は、県内にもほかにもまだと畜場がありますけれども、管理運営していく中では、自主財源、手数料等を含めた自主財源の中で、どこのと畜場も運営されているという認識をしています。

ですので、機械のですね、単純更新について支援ということは、非常に厳しいかと思っておりますけれども、ただ、機能向上を目的としたりと、新たな取組を行うということで、補助事業等が活用できるようなものがあればですね、一緒になって検討していきたいというふうに思っていますし、現在その管理運営が、JA主体の食肉センターの方がやっていますけれども、そういうところでやればできる事業等もありますので、今後活用できる事業があるかないかも一緒になって協議しながらですね、ある場合には、県も市と、事業者と一緒にですね、検討してまいりたいというふうに思います。

単純更新については、事業もないというような状況ですので、やれる事業を探していきたいというふうに思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。

なかなか、単純更新についての支援というのは難しいというご答弁でありました。

そうですね、なかなか厳しい状態ではあるんでしょうけど、先ほども申した平成12年策定された県の計画に基づいての移転ということ。当時、県の方も出資しているという状況。自主財

源でやっていかなければならないということも分かりはします。しかしながら、県としてもですね、ここへ持ち込まれる牛・豚は市外が多いという状況も踏まえてですね、寄り添った支援ということでですね、意見交換を含めてしていただきたいということを、改めて引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【清川委員長】ほかにありませんか。

【山下委員】今ほど宮本委員からですね、質疑がありました、同じ陳情番号19番のですね、佐世保市と畜場への支援ということで、今、詳しく質疑がありましたので、ちょっと重ならないような形でですね、角度を変えて質問したいと思いますけれども、先般、長崎新聞の報道にもありましたとおりでございまして、この佐世保市と畜場におけるですね、産地別の入荷頭数というのがですね、詳しく載っておりました。

2023年度の産地別入荷数によると、1年間に持ち込まれた牛1万2,054頭のうち、佐世保市分は801頭、豚は10万1,994頭に対し、佐世保市分は40頭にすぎないということで、具体的な数字も載っているわけではありますが、機械の更新費用、今ありましたとおりですね、多額の費用がかかってくるということでもあります。更新するにしても、佐世保市がですね、負担をしなきゃいけないという今の現状というのは、ある程度理解をしているわけでありましてけれども、こういう受入れ頭数のですね、比率からして、佐世保市の負担の方が大きいんじゃないかなということで、今回要望が初めて上がってきたわけですが、改めてですね、この件について、県の考え方をですね、確認をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

【森畜産課長】山下委員の方からも、佐世保の

と畜場についてのご質問でございしますが、先ほどの説明と重なる部分もあるかもしれませんが、現在のその佐世保市のと畜場というのは、先ほどお話ししたとおり、長崎、佐世保市の2つのと畜場を、平成14年度に再編、統合した施設でございします。

再編整備の目的の1つというのが、県の、長崎なのか、佐世保なのかということはあったかもしれませんが、県の基幹的な施設として、県下の受入れのと畜場ということで整備されたものと思っております。それで、それゆえに県も施設整備に対して支援を行ったというようなことだと思っております。

当然、と畜場の運営・継続に向けては、県内の他の施設と同様ですね、市が策定したその保全計画に基づいて、自主財源でということで、先日も回答の中では知事の方が回答しておりますけれども、させていただきましたが、今後、先ほど説明した、重複になりますけれども、機能向上を目的とした機械の更新を行う場合、この事業で今、市の方ができない状況ですけども、JA等が株式を有する株式会社において限定すれば、事業が実施できるものもあります。佐世保市が活用できないため、今後そういう事業の活用なども、方策含めてですね、県と市と一緒に検討していければというふうに思っております。

【山下委員】ありがとうございました。

ちょっと私、今回の陳情が出てきて、いろいろ考えてみたんですけども、そうしたら部長説明にもありましたとおりですね、今後、ブランド牛、長崎和牛をですね、輸出拡大していくんだという県の戦略があるわけですね。そういった中で、やっぱり中長期的な視点も必要じゃないかと、輸出をするにはですね、やはり今

の設備ではですね、HACCP対応とかですね、基準を満たさない部分もあるわけでありまして、やっぱり新しい機械を入れるのか、もしくは建て替えをしていくのか、そういうことも含めてですね、いろんな形で検討していかなきゃいけない時期に来てるのかなと、私個人はですね、そういうふうに思うわけでありまして。

例えばですね、これもう比較したらちょっと申し訳ないですけど、お隣の佐賀県は、多久市にですね、百数十億をかけてですね、高性能食肉センター、これはもう牛と豚を分けてですね、と畜ができるような形になっています。こういうものを造って、これ設置者は県です。ちょっといろいろ調べたら、国庫補助事業を活用してですね、農畜産物輸出拡大整備事業とか、食肉等流通構造高度化輸出拡大事業とか、こういうものを活用して建てられたということも、情報が入っております。

こういった形で、じゃあ長崎はどういう戦略で、長崎和牛を今からやっていくのか、海外に出していくのか、そういうところも含めてですね、検討していただきたいというのが私の要望であります。

今後ですね、それは中長期的な話も、もちろんありますが今、佐世保市が抱えている、と畜場が抱えているですね、様々な課題やその今後の方向性についてですね、協議・検討というのをしていかなきゃいけないと思うんですよね。佐世保市と株式会社でやってくれ、農協でやってくれというような対応じゃなくてですね、姿勢じゃなくて、ぜひ長崎県もですね、そこに協議する場に入っていていただいて、同じ目線で膝を突き合わせてですね、そういう協議の場というのが必要になってくるんじゃないかと、そこが第一歩じゃないかなと、私は思うわけでありま

すが、その辺りのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

【森畜産課長】ありがとうございます。

現在、佐世保食肉センターの方ではですね、定期的にと締役会というのが開催されているとお聞きしております。県の方は、そのと締役会のメンバーではございませんが、そこには市も食肉センターも入った会合がされているようでございますので、そのと締役会とは一緒にはできませんが、その時期に合わせて、時間帶ずらして、何か検討の場をできないかというところで、県としてもですね、市に申入れしていこうかというふうに考えていますので、今後そういう場で、課題等を考えながら、事業をどういうふうにやっていくか、取り組んでいくか、先ほどの輸出の話も含めてですけど、そういう課題解決のそういう、まずもってそういう対応、打合せを行っていければというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

【山下委員】我々もですね、一緒になっていろいろ知恵を出していきたいと思ひますし、いろんな関係機関ともね、我々も話をしていきたいと思ひますので、一緒になってまた頑張っていきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大倉委員】私からは、長崎・食の賑わい創出プロジェクトについてご質問をいたします。

可能性調査に関する結果概要が、このほど公表されたわけでございます。この事業の事業費として、全体ではですね、令和6年度が4,200万円ついたわけです。可能性調査費用として、今回2,600万円がついて、業務委託が行われたということだと思えますけれども、そういった中、今回あるべき姿という調査結果が発表されたわけですが、率直に伺いたいのが、この今回の予算2,600万円に見合うだけのあるべき姿が示されたという認識でいらっしゃるかどうか、お聞かせください。

【坪内農産加工流通課長】昨年度実施した調査では、調査エリアの都市計画や観光客の人流、既存の商業施設やまちづくりの動きなど、定量的な課題の整理はもちろん、多くの先進事例や専門家へのヒアリングなども行われ、最終的には270ページに及ぶ調査報告書が提出されたところです。また、調査の中で、事業者側からの提案により、離島を含む県内各地の食に関わる130人以上の方々から、ヒアリングも実施されており、地域が抱える課題に沿った調査結果となっております。

調査を通じて、県北地域における朝市の関係者など、今年度の施行協力者を明らかにするこ

とができたことも、想定以上の成果だと考えておるところでございます。

【大倉委員】それは見合うだけの結果と、それはご答弁があるのは、当然私も理解するし、想定していました。そういう中で、270ページもの資料があったというのはびっくりしました。相当ぎゅっと詰め込んでいるなという印象で、確かに中身を見ても、非常に濃い中身になっているということは私も理解できます。

これ、大きく分けてですね、長崎、そして佐世保、そして長崎空港という3つの地域、カテゴリーで今回調査がなされたわけでございますけれども、それぞれ人流であったりとか、あと交通インフラであったりとか、空港の動線であったりとか、数字なんかもしっかり出てきながらですね、調査結果が示されたわけで、本当にそういう部分ではですね、きちんと調査をなされたものだと、私もそれは思っております。

ただちょっとですね、残念なところが、私、個人的にはですね、この食の賑わい、これがあるべき姿が示されたら、県は答弁されているんですけども、私はあるべき姿がちょっと見えてこないんです。

例えば、まず佐世保からいきますけど、佐世保朝市があります、この万津エリアに賑わいを創出するという調査結果が出ました。恐らくですね、佐世保選出の委員さんはよくご存じだと思うんですけど、そりゃそうですよって思うんですよ。もうここなんです、今、ホットなところは、佐世保は。佐世保朝市なんて、もう非常にですね、NEO朝市であるとか、MORE朝市といった感じで、全国放送なんかにも取り上げられていて、非常に熱いエリアで、もうみんなが注目してるここなんです。

あと万津エリア、ここもですね、非常にイン

スタ映えもするおしゃれなお店もあって、それこそ今の言葉で言うと、エモいというですね、エモーショナルなエリアで、非常に若者にも人気のスポットになっているわけです。

ですから、素人で考えても、それは万津エリアを賑わいの拠点にするというのは、想像できる範囲です。

大事なことは、その万津エリアをどういうふうに生かしていくか、この万津エリアをどんなふうに今後展開していくか、その具体的なですね、方向性を見せることが大事だと思っています。

そこでご質問なんですけど、この今回のですね、県北地域の調査結果を、この調査結果を受けて、じゃあ、県としては具体的にこの万津エリアをどういうふうに、賑わいを創出させていこうと考えているのか、そこをお聞かせください。

【坪内農産加工流通課長】県北地域では、佐世保朝市がある万津エリアを中心に、食の賑わいの場の創出に向けた試行と実証に取り組むこととしております。

今年度は秋と冬、2回の試行実証に向け、現在関係者と協議を進めているところであり、拠点を創出するための課題を解決、検討するために必要な取組を行い、地元の方々と一緒になって、将来的な食の賑わいの場の青写真を描いていくこととしております。

具体的には、現時点では歴史や趣がある佐世保朝市があるにもかかわらず、朝食を食べる施設もなく、利用者が限定的であるという地域が抱く課題があることから、宿泊施設などと連携した朝食を提供する取組や、現在不定期に地元主催で開催されている朝市イベントと連携した食のイベントなどの実施を想定しております。

【大倉委員】分かるような、分からないような、ちょっと正直ですね。

ちょっとロードマップなんかを見ますと、5年後ですね、拠点がこれが創出されていくのかですね、この5年後が再編整備されていくタイミングというところもあってだと思んですけど、このスピード感的に果たしてそれもどうなのかという疑問も正直あります。

例えば、この5年後というタイミングに別に固執せずにですね、スピード感を持って取り組んでもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺、ご見解がありましたらお願いいたします。

【坪内農産加工流通課長】一応、5年後に再整備という計画が出されているので、今、5年後を目標にしておりますけれども、できるだけ前倒しできればですね、前倒して賑わいの場所をつくっていききたいというふうに思っておりますし、地元とまた協議しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

【大倉委員】ぜひ、地元の方々としっかり検討しながらやっていただきたいと思うんですけど、その民間の方々、例えばその協力体制、その辺りは今、どれぐらい構築できているのか、お示しいただくことはできますか。

【坪内農産加工流通課長】先般、先ほど報告ありましたように、プレイベントとして、100日前イベントと一緒に、食の賑わいの少しプレイベントをしたんですけども、そのときにですね、ありがたかったことに、県立大学の皆さんとか、それから、国際大学の方々、それから、長崎、佐世保玉屋さん、それから近くにおける佐世保西部ガスの皆さんとか、その関係する皆さんがですね、しっかりと応援していただいたということで、皆さんとまた一緒になってやれるのかな

というふうなことを感じたので、本当にそれはありがたかったなと思っています。

そういう皆さんの協力体制が今できたので、その協力体制をしっかり組んでですね、今度の試行に当たっていききたいというふうに考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。

そういう具体的な答弁は、非常に信頼感が僕は増えると思います。地元の学生であるとか地元企業の皆さんが民間のプレーヤーとなって進めていくということは、よく分かりました。

じゃあ続いて、県南の長崎市も伺いますけれども、これもですね、読ませていただくと、これ結局は再開発整備事業を予定している元船のその施設の中に、これは結局、賑わいスポットを加えるということなのかなという、私は印象を受けました。

その調査結果の提言としてですね、文言でこう書いてあるんですね。元船の新施設の中に必要な機能や足らざる機能を装着していくということなんですけど、いまいちですね、装着するというニュアンスが、私はよく分からなくてですね、これは結局、元船の再開発整備事業のその事業は、これ港湾課の事業だと思うんですけど、その港湾課の事業に、この今回の事業もこれ入れ込むということなのか、そして元船の再開発で誕生する施設というのは、それは結果的にはその食の賑わいを中心とした新しい施設を生み出すということなのか、ちょっとその辺りがですね、これ事業が全く別だと思うんですけど、その辺のちょっと交通整理を教えてもらえればと思います。

【坪内農産加工流通課長】元船地区でございます。元船については、長崎港元船地区整備構想の中で、地区再編における1つの機能として、食

の施設も検討されているところであります。施設の詳細については、担当部局より、PFI事業に関わる実施方針の策定見通しが3月に公表されており、今後は、収益性等を考慮して、PFI事業者が企画・提案していくものと考えられます。

一方で、私たちは、本県の食の魅力が多くの県民や観光客に届いておらず、長崎イコール食のまちというブランド意識には至っていないなどの課題も報告されていることから、まずは、長崎エリア全体で連携して、さらなる食の賑わいの創出とブランドイメージの構築を進めていきたいと考えております。

先ほど、委員がおっしゃいました、ちょっと足らざるべきところを足すという話も1つありましたけれども、足らざる場所は何なのかという話なんですけれども、この報告を見ますと、足りない機能というのは、県民や観光客が、長崎県のあらゆる農水産物を買えるという、買うというものが少し足りない。

県民や観光客が長崎の食を学び、体験できる機能、体験というものが足りない。食、産業に関わる方々が学んだり、チャレンジする機能、チャレンジショップとかオープンキッチンなどが足りないということで、今、足らざる場所ということにしています。これについては、今、長崎地域でいろんな民間の盛り上がりがありますけれども、そういうところが少し足りないということが、今示されておりますので、そういうところを今後、今、賑わいができているところの皆様方々と、今後しっかり連携して取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

【大倉委員】だんだんと見えてきました。

要はその食を買うということ、学ぶというこ

と、そして体験する、そういったエリア的などころが長崎市はないから、それを、エリアを考えた食の拠点づくりをしていこうということで、この今回の元船地区の整備構想事業とは全く別物というふうに捉えてよろしいということだと思います。分かりました。

じゃあそういう中、農産加工流通課としてはですね、この元船地区の整備構想は、これは港湾課ですけど、農産加工流通課としては、その元船の新しい施設の中に、食の部分ということを担当して、連携しながら港湾課とやっていくということによろしいんでしょうか。

【坪内農産加工流通課長】今回の調査結果におきましては、長崎港元船地区整備構想も所管部局に対し、食の賑わいの場を創出するために、元船地区で実現してほしい機能などについて、意見としてしっかり伝えていきたいというふうに思っているところです。

【大倉委員】じゃあ、その、今後のもちろんこれPFIでね、どの事業が、どの会社が、業者が取るか分からないですけど、そういったところにも、しっかりと今回の調査結果とかも踏まえながら、元船地区の整備構想を作り上げていくというような形でよろしいわけですね。はい、承知しました。

ちょっと予算の面でもう一回聞きたいんですけど、令和6年度の事業予算が4,200万円で、今年度5,700万。既に1億円ついているわけですね。

今後のですね、この予算計画をどのように考えているのかというところの観点で伺いたいです。もちろんこれ、査定次第ですから、すぐには答えられないことかもしれませんが、拠点づくりのめどがつくまで、これ結構長いスパンで、これ考えているわけですよ。じゃあプレーヤー、この民間のプレーヤーの方々が自走

していくまで、どれぐらい予算が必要なのかとか、あるいは年間の予算は、5,000万円前後、今ついていますけど、それぐらい、今後も確保していく必要があるのか、その辺りのお考えをお示してください。

【坪内農産加工流通課長】県では、令和6年度4,200万円、令和7年度5,800万円の予算を計上し、長崎・食の賑わい創出プロジェクトに取り組んでいるところでございます。

令和6年度の可能性調査では、食の賑わいのあるべき姿や、各エリアのロードマップ、拠点候補地の整理がなされました。今年度からは、令和6年度の可能性調査を踏まえ、次なるステップとして、食の賑わいの場の実証や長崎ならではの食文化の魅力発信、魅力的な食体験を提供する人材の共創の場づくりに取り組むこととしております。

今後も取組の成果や効果を出しつつ、県民や観光客が食材のよさや生産者の思い、こだわりなど、本県の多様な食文化や食の形を体験できる場の創出を目指し、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】必要な予算確保というご答弁でした。具体的な数字は言えないというか、そこは査定が出ないと、というところがありますのでね、分かりました。それはもう了とします。

最後、長崎空港に関してもご質問しておきます。

これもですね、結局空港の施設というのは非常に制約があります。様々課題もあるので、結果的には今回この示されたものというのは、観光に関する情報発信をやっていこうということですよね。それはもちろん私も、空港に制約があるので、なかなかいろんなことはできないということは分かるんですけど、その情報発信と

というのは、もう一定今でもやっているわけですよ。

じゃあ、何が今足りなくて、情報発信の、今後どう情報発信をしていくのかという、そこがそういうアイデア、提案こそが大事なわけで、それをこの今回の調査結果を受けて、民間の調査結果を受けて、県としてはどのように考えているのかということをお示しください。

【坪内農産加工流通課長】今年度から県において、食材のよさや生産者の思い、こだわりなど、本県の食の価値や食材の持つストーリーを分かりやすく、文章や映像として制作し、県民や観光客の皆様にはしっかりと伝えることに取り組むこととしております。

食の情報のタッチポイントとして、空港の情報発信は重要であると考えているため、空港関係者自身でのさらなる情報発信の強化も促しながら、県で制作した記事や映像などについて、随時、空港関係者にも共有し、県内の魅力的な食の情報提供などに取り組んでいただけるよう、協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

【大倉委員】分かりました。県で映像なんかも制作をして、空港で流すというような具体的な取組も考えているということですね。

今回、この調査結果を見て、これ、押し並べて、しっかりと調査はしていただいていると思いました。でも大事なことは、じゃあどうするのという、そこが見えにくかったんです。これだけ見ていると。やっぱり調査を、この調査を受けて、県として何をすべきかということ、やっぱり県民の方にお示しすることが私は大事だと思っているので、今日のご質問しました。今日答弁いただいて、ある程度は、一定理解することができました。

そのね、何でこんなことまで厳しく言うかという、そもそもこのビジョンがですね、かっこいいことを県はうたっているわけですよ。「THE ワールドクラス、世界が惚れこむ食体験」の実現及び県民のシビックプライド醸成を目的とした本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」を明らかにするという、こういうですね、非常にかっこいい言葉ですよ。

ですから、肝心のあるべき姿、これをしっかりと県民の皆さんに届けてもらいたいと思っているわけです。

ですから、このロードマップを見てもね、スケジュール感といった、スピード感もこれ大切だと思います。ぜひですね、この事業を企画倒れに終わらせないためにもですね、それこそ無駄遣いと言われられないためにも、しっかりと今後取り組んでももらいたいと思います。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】私からは1点ですね、農林産物輸出の取組についてと言うことで、ちょっと確認させてください。

部長説明資料の中の3ページに、この輸出の取組について記載がございました。

現在、様々なセミナーの開催ですとか、バイヤーの招聘などを行って、和牛やイチゴ、ミカンなどの取組を盛んに行われているという報告でございます。

その結果、令和6年度の成果といたしましては、トップセールスなどの効果もあって、輸出の総額が9億8,000万円と、対前年度比が115%の増加というふうに、結果の方がしっかり出ているということは評価したいと思います。

その中で確認をしていきたいんですけども、本県のこの農水産物の輸出の現状ですね、先ほ

どまた報告がありましたけれども、香港に51%を頼っているといった報告もございました。その偏りというのは、今後いろいろと考えていく必要があると思いますが、まずその国内で販売をする場合と、その香港、輸出をして販売をした場合の価格の差というのがどれくらいあるのかということを、まずお聞かせください。

【坪内農産加工流通課長】価格ですけれども、概して輸出が高くというのはなかなか難しい。イチゴであれば、輸出の方が50円高いというようにも言われておりますけれども、市場なので、国内が高いときもあればという話なので、大体国内の高値のところで輸出をしていくという形で、今取り組んでいるところです。

【ごう委員】はい、分かりました。

でも今後、いろんな農業の未来を考えていく場合には、国内だけではなく、やっぱり海外に目を向けて販売先を多くしていくということは必要なことだと思うので、一定の取組は必要だとは思っておるんですけれども、じゃあ実際に、この今、長崎の農家の方々が、じゃあ頑張って輸出をやろう、海外で販売をやろうとした場合にですね、本当にもうかるのかって、県としてはもうかる農業のための1つとして、輸出をやっていこうと考えていらっしゃると思うんですけれども、本当に今後、現状もうかっているのかどうかというのは、どのように分析されていますか。

【坪内農産加工流通課長】もうかっているかというところですが、輸出を増やして、国内の価格を上げようということにしておりますので、輸出自体が、直接もうかっているかというのは、それぞれの品目によっても違うんですけれども、できるだけ輸出を増やして、国内の価格も維持していきたいというふうな形

を思っているところです。

【渋谷農林部長】先ほど単価の話があったんですけれども、課長が答弁いたしましたように、いろいろ国内、国外、単価差があるんですけれども、一例でありますと、平成29年当時、輸出を始めるときですね、調べたときは、ビワで言いますと、市場の単価が992円、それに対して、輸出業者が取り扱った額が1,694円で、単価差が702円あっております。それからイチゴについても、市場単価が1,160円のときに、1,721円ということで、561円単価差があったということで、当然その等級でありますとか、時期で単価差あるんですけれども、一定、県内聞き取りをした中では、国内の市場単価よりも少し高めで取引をされているというご報告を受けているところです。当然その単価差が、農家の所得向上につながっているということで考えております。

【ごう委員】ご答弁ありがとうございます。

少しでもね、農家さんに利益がいくように、やっぱりやっていかなきゃいけないと思っているんですけれども、その中で私がちょっと気になっているのが、物流の現状です。長崎県内の和牛にしても、ミカンにしても、イチゴにしても、今県内のこの農産物が、どのような形で海外に出ていっているのかなって。単純に考えれば、長崎のものだから、長崎の空港から海外に送り出した方が、経費がかからないんじゃないかと普通に考えると思ってしまっているんです。でも多分そうではない形で輸出されていると思うので、その経費、物流の経費というものが結構大きいんじゃないかと思っているんですけれども、その辺りというのはどのように分析されていますでしょうか。

【原田農林部次長】ごう委員のご質問の経費の件でございますけれども、単純にですね、今、

例えば1パック、イチゴの例で申し上げますと、500円で、国内のスーパーで売られている500円のものが、現地、例えば香港だとかシンガポールでは大体2,500円とか、そういうふうな形で売られております。単純に考えますと、生産の場から、大体東京、大阪、福岡の市場を経由して、輸出業者にその業務を担わせて、向こう側の受け取る現地の輸入業者が、検疫を踏まえて作業、そういった経費をかけながら輸入をして、末端に届けるといった形のルートが一般的でございますので、単純に考えますと、その500円が2,500円になるといったところのマージンも含めてです、大体2,000円は、一つの例でございますけれども、そういうふうにかかっていると。

先ほど部長が申しましたように、輸出用に向けては、やっぱり現地のもの、日本のものはすごく評価が高いということで、いいものを仲卸の方も仕入れていただいていますので、そこで必然的に単価差が出て、いいものを出している。その分が農家にも還元されているということでご理解いただきたいと思います。

【ごう委員】分かりました。

現状としては、東京の市場でその輸出の業者がいて、そこを中心に取引をやっているということですよ。

じゃあ、例えばですよ、長崎県内で、じゃあ今、多分農林部としても、輸出をどんどん拡大していこうと取り組まれていると思います。そのためにGAPを取得させていこうとあって、そういうのもやっていると思うんですけども、相対的に、県内でこの輸出に積極的に取り組んでいる農家の皆さんというのが、何%ぐらい、今いらっしゃるんでしょうか。

【清川委員長】しばらく休憩いたします。

— 午前11時49分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【清川委員長】再開いたします。

【渋谷農林部長】現在、輸出をされる方々については、輸出協議会という組織をつくっておりまして、その会員さんが51名ですが、これがですね、個人の会員もいらっしゃる、JA部会の会員もいらっしゃるということで、その部会の場合、例えばもう島原半島にイチゴで取り組んでいただいていますけど、これはもう何百人って会員になってくるもので、ちょっと積み上げをしないと、全農家の生産している割合というのは分からないんですが、ただ、生産されているものの一部がですね、輸出に仕向けられている状況になっております。

【ごう委員】はい、分かりました。ありがとうございます。

いずれにしても、今後やはりその国内よりも海外に持って行って、たくさん販売をしていくということが、農家さんの維持のためにつながっていくと思います。生産者の所得の向上につながる輸出拡大を図っていくというふうに、県の方も申しておられますので、今後やはり、どう利益を上げていくのかとかいうことを考えていく中で、例えばブランド力を高めて、もっと高く売るとか、売る人をもっと増やして、大量にやっていくとか、じゃあそうしたときときに経費を少しでも安くするとか、いろんな角度から考えていく必要があると思っております。私は1点、以前から思っているのが、長崎空港を活用した物流というのも、何か検討していく必要があるのかなとも思っていて、それは現状はできないと思うんですけども、そういった何か別のやり方とかも模索していく必要があるので

はないかと思っているので、例えば他部局との連携とかで考えられないかということも、ご検討いただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

【清川委員長】農林部関係の審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時52分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、農林部関係の審査を行います。

【石本委員】今、一番の話題の米についての質問をしたいと思います。

今回、米騒動と言われていますけれども、消費者の方にとっては大変な状況にあるかと思いますが、一方で、米生産農家からするとですね、何て言いますかね、やっと米が見直された、それからこれもよく言われることですけれども、今回の米の値段が高いという話ですけども、これも30年前のですね、米価に戻っただけの話と、結果的に言えばですね、そういうことでございますが、そこはちゃんと段取りをして、一般の消費者の皆様、今回の米の価格が果たして適正なのかどうかというところをですね、しっかり理解していただく手だてがですね、今後必要になってくる。そうすることで、今、国も、各国会議員からも発言が出ていますけれども、この米生産農家を最終的に守る必要があるという話が出ています。そのためには何が必要かということですね、今後県としても、しっかり国の要望の中でですね、提案していくべきだと思

っています。

前置きはそれぐらいにしまして、具体的に確認をしたいと思います。

現在の米の生産量で、全国、それから県内、どれぐらいの米の生産量が、米が生産されているのかというと、あと全国の需要量及び県内の需要量、これ概算で結構ですけれども、どれぐらいの量なのか、把握されているのか、確認をします。

【山下農産園芸課長】米の生産量と需要量ということでございますが、まず、全国の部分でいきますと、国の方で示されています需給に関する基本方針におきましては、令和6年産の生産量、679万トンということが示されています。

一方、需要量でいきますと、令和6年から7年にかけての部分で、674万トンというような需要量が示されているというところでございます。

また、県内の部分でいきますと、まず生産量、令和6年産でいきますと、4万5,600トンというのが6年産の生産量となっております。需要量というふうな、公表されている数値はございませんが、1人当たりの消費量と人口を掛けて試算してみますと、およそ7万トンというような数字になるところでございます。

以上です。

【石本委員】今の令和6年度の実績で、全国でいけば、生産量が679万トンで、需要量が674万トン、ほぼ同数ですね。これがですね、この数字からいくと、何とか今日の米が足りないという状況にはないわけですね。プラス・マイナス大体同じような数字です。ところが、現実として、米が足りてない。

このほかに、今現在米が足りないということで、備蓄米の放出がされていますが、大体備蓄米がプラスの100万トン程度備蓄されていると

いうことでございます。

ですから、数字だけいくと、足りないはずがないんですけれども、足りないというのが現状ですよ。

それからもう1点、長崎県でいくと、県内の消費量が7万トン、それに対して生産量が約4万5,000トンということで、県内だけ見ると、足りないということでもありますので、足りない分は県外から持ってきていると、この長崎県の消費量ですけどね。そういう状況です。

何を言いたいかというと、国にしても、我が県にしても、米が足りないということは、すなわち今度消費者に米が回らないということに、単純に言えばですね、そういうことになるわけです。だから、そういうことをなくすためにどうすべきかという話でございます。

もう1つは、よく言われているのが、この今朝のニュースでも言っていましたけど、大体この備蓄米が放出されてからの米の価格が若干下がってきたということで、一般の米で4万円を切った。銘柄米では、まだ4万を超えているという状況でございますが、これがいつまで続くのか。見通しとしてはですね、今年の米ができる頃には少し下がるんじゃないかという希望的観測がありますけれども、これは今の状況からすれば、簡単には下がらないだろうというところですね。なぜかという、集荷業者であるJAにしても、今の来年度、来年度というか、今年産のですね、できてからの米を幾らで買いますよという値段を示しているんですけども、もうそれが既に30キロでは1万2,000から5,000円ぐらいの値段出していますので、今の米の価格とですね、あまり変わらないというか、それ以上になるんではないかなと、今の状況からすればですね、そういう見通しのようでございます。

それともう1つは、今の米の高止まりの状況の一因として、1つは米の生産農家が販売する価格、それを今度受託して、集めて、その業者がですね、小売に出す。その中間の、いわゆる流通経費、これが入って高くなっているということなんですけれども、そこら辺の例えば生産費プラス集荷業者が集荷する、いわゆる利益の部分ですね。それと、流通業者が取る利益、そして最終的に小売での価格になってくるわけですけど、そこら辺の大まかな、例えば割合ですかね。販売価格に対する何割が、例えば集荷業者、流通業者、例えば生産者というのが、分かればちょっと教えていただきたい。

【山下農産園芸課長】米の流通って、様々になっていますので、それぞれ流通段階のコストというのは、まとめられたものはございませんが、公表されている様々な指標がございますので、そういったものでちょっと試算をしてみますと、まず米でいきますと、生産者から米を集めて、卸売業者さん等に売っていくと、集荷業者さんが米を集めて、卸売業者さんに売っていくと、そういったところの取引の価格の指標といたしまして、相対取引価格というものがございます。

こちら、現状全国の平均でいきますと、およそ2万7,649円、60キロ当たりですが、というような数字になっております。

この価格から、およそこの価格に含まれているものとして、米の買取り価格、そのあと、保管とか、物を動かす経費とか、そういったものが含まれておりまして、国の方が聞き取り等で調査した結果、この相対取引価格の中、およそ2,000円前後ぐらいはそういった経費に回っているというような結果が出ておりますので、農家さんのところに行くということになれば、先ほど2万7,649円から2,000円程度を引いたもの

というのが、生産者の方にいける価格になるのかなというふうに考えております。

一方で、そのあとの流通経費、卸売業者さんから先というのは、なかなか公表されている数字はございませんが、例えばでございますが、先ほどの相対取引価格、これを精米5kgに換算してみたところ、およそ2,530円ほどになります。現在、販売価格といいますと、3,800円ぐらいと、今の国が公表している最新の情報ですと、その差額というのが、その後の中の流通でかかっている費用、またその中に上乗せされている利益ではなかろうかなというふうに考えております。

【石本委員】なかなか米の流通は複雑ですね、今、説明聞いても、私もちょっとぴんとこないんですけども、なおさら消費者の方はですね、この米の価格がどのようになっているのかというのは、ほとんど分かりづらいと思っているんですね。やっぱり、ここをしっかりと消費者の皆様、生産から流通を通して消費者に行くまでの分かりやすいね、指標というか、大体農家の手取りがこれぐらいで、中間の業者で集荷業者、それから流通業者、それから小売とあるわけですけども、大体大まかにどれぐらいの割合で、その米の価格の中でですね、割合がどれぐらいだというのは、きちんとやっぱり今後、知らせていく必要があるなと思います。

それともう一つは、米が今高い高いと言われているんですけど、本当にその分だけ農家の手取りとしてですね、どれぐらい手取りとして増えているのかというのも、やっぱりちゃんと試算を県としてする必要がある。というのは、米の価格が高くなったと言われてはいますけれども、実際農家の手取りはですね、私も換算して、計算したわけじゃありませんけども、上がってない。むしろ、肥料農薬とか資材費が上がりまし

て、逆に手取りはですね、下がるとは言わんけど、逆に言えば、普通に言えば、小規模農家と言えば、下がっているんじゃないかなと思っています。大規模農業ですればですね、幾らかもうけが上がっているかも分かりませんけども、やっぱり中小規模の農家に言わせると、手取りはそれほど上がってないんじゃないかと、逆にマイナスになるんじゃないかなと思ってます。

そういったところをしっかりとやっぱり開示しないと、消費者も納得いかない。いや、これだけ高くて、もう少し何で安くならないのかというのが、もう当然消費者の思いなんですけども、いやいや、中身はこうですよというのをしっかりと開示をして、それならやっぱり今、米の再生産していたら、いわゆる米農家を守っていくためには、これぐらいの価格が妥当なんだというのを理解してもらって、いわゆる基準というのをね、しっかり作っていかねばならないと思うし、国に対しても、やはりこの今回の米が足りないというのは、国の政策の問題と思っています。

今後、生産農家を守り、この食料を守るということは、ただ単に米の生産農家を守ることだけじゃなくて、やっぱり食料安全保障に直結する問題です。

何があっても、この食う米がなくなればですね、今、本当にテレビでも、米のよさが分かったかですね、自分たちは米が好きだから、どうしても食べたいんだと。そしてまた米を安くしてほしいという声ですね、ニュース等で見ますけども、さっきも言いましたように、1つよかったのは、その米のありがたさを再認識させてくれたのが、今回の米騒動じゃないかなと思っていますので、今後はやっぱり国がしっかりと、どういう形になるか分かりませんが、ある

一定の価格は、政府がきちんと守る、守るとい
うか、支えるというような、やっぱり政策が必要
だなと思いますけど、県としてどのように考
えていますか。ちょっとお伺いしたい。

【山下農産園芸課長】まず米農家がやってい
けるという持続可能な米の生産環境をつくって
いくというのは、非常に重要なと考えておりま
す。

先般の政府政策要望におきましても、まず1点
目としては、やはり肥料等が高騰している中で、
適正な価格形成がつけられる環境をつくってほ
しいと、そういったことも要望させていただい
ておりますし、一方でやはり、生産面でいきま
すと、生産性を上げていくとか、省力化を進め
ていくというようなことも必要でございますの
で、そういったこともお話をさせていただいた
というところでございます。

そういった中で、国の方におきましても、現
在この持続的な環境に向けて、今後、米の価格
の在り方等についても検討していくと。また米
の政策についてはですね、水田政策も含めて、
今後見直しを行っていくというような方針が示
されておりますので、県としまして、その辺
の情報収集をしっかりとしまして、必要なとき
にはですね、県の状況等をお伝えしてですね、そ
ういったものを反映していただければな
というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【石本委員】今、答弁もありましたけど、全国
的に見ると、やっぱり米の生産する方々を守っ
ていくというか、いわゆる必要な食料を得るた
めの最低限のですね、舵というのは確保しなけ
ればならないということと、あと1つは、本県で
考えたときに、ご承知のとおり、この水田面積
はですね、多分減ってきていると。減ってきて

いるというか、米を生産する田んぼが減ってき
ている。いわゆる今、何て言いますか、WC S
とかね、飼料米等に転換をして、米を作らんけ
ども、飼料作物を作ってもらおうということで、
何とか水田を確保しているという状況ですけど
も、ここでまた米の値段がですね、下がったり、
資材が上がる一方ですね。そうすると、もうこ
こでやめようかというのが大半のいわゆるお歳
を取られた農家のですね、考えだったんですけ
ども、この今回の米価によって、少し希望が見
えて、もうちょっと頑張ってみるかなと、今年
いっぱいでもうやめようと思った方が、もう1年
米を作ってみようかとか、今までWC S、飼料
米を作っていたけども、米に換えてみようかと、
そういう動きが少しあってるんですね。実際。

そこで、本当にこれまで猫の目農政と言われ
ましたけども、今回はこれで、何て言いますか、
生産を抑制しますよと、来年からはまた増産し
ますよというふうにはですね、簡単に国は言うん
ですけども、現場においてはなかなかその1年で
ですね、増やしたり減らしたりというのはでき
ないです、実際ですね。だから、そこをしま
かりと考えると、長崎県ではどうすべきかとい
う方針を、しっかり農林の方ではですね、つく
っていただいて、その見通しができる米生産農
家として、将来を見据えて、安心してですね、米
づくりができるというような政策を、やっぱりし
っかりつくっていかなければならないと思うし、
国に対してもですね、そういう地方の声とい
うか、中小規模のですね、小規模農家の、やっ
ぱりこれをなくすと、大規模農家だけでは絶対
米の生産をですね、日本全国で必要な量を賄
うことはできない。やっぱりそこに小規模農家
、中規模農家がいる、初めてできているわけ
ですの、やっぱりそこを潰してしまうと、本当
のこ

の日本の食料安全保障にですね、大きな問題が生ずるという状況にあると思いますので、県内の現実もしっかり状況を把握しながら、国に対してもしっかりとですね、要望していただきたいと思っていますので、農林部長、何かありましたら、お願いします。

【渋谷農林部長】ただいまの、石本委員の方からお話がありました米の問題について、今注目をされておりまして確かに消費者からすると、今高いと言われているんですけれども、今度、下がってくると、長崎県の現状で言うと、今までが、全く生産上がってなかった状況でございます。ただ、適正価格かどうかという、もう米ほどですね、生産のコストが違う品目ありませんで、新潟辺りの大規模なところでいくと、ものすごく長崎県からすると、極端に生産コストが低いということがあります。その中で今後、国の方も米の値段が落ち着いた後に、米の政策についてはしっかりと生産者が、将来を見据えて生産できるような方針を出していくということが言われておりますけれども、やはりこのコストの違いと、中山間地が多い長崎県の実情等もですね、しっかり国にも伝えながら、今後、長崎県内の農家の方も、将来の希望を持ってできるように、支援ができるように、国とも話をしていきたいと思っています。

以上です。

【石本委員】よろしくお願いしますけれども、もう一点ですね、ちょっと言い忘れましたけど、以前、農業団体ではですね、もう40年、50年前かな、ぐらいいは、いわゆる米の価格を決定するときに生産費を調査していました。米、麦から、牛、豚、ミカン、桑とかですね。それを基に、生産費を基に、プラスアルファの値段で国に要請をして、価格を決定していたわけですよ。だ

から今、そこがまたですね、そういうふうに見直しじゃないけども、やっぱり原点でどれだけその生産コストがかかっているのかというのをやはり把握していかと、そこが今、我々もそうですけど、我々というか、ちょっとしか作ってませんけども、実際、何て言うか、労賃というのは見てないんですよ。見てない中での米の値段ですので、そこをしっかりと、労賃も見たとこで、農家がですね、米で食べていけるというような、やっぱり所得を確保することが大事だと思いますので、そこら辺の最終的、最終的というか、しっかりとしたそのコストを把握した上でのですね、いわゆる米価というもののですね、見直しというか、消費者に理解していただく手だてをしっかりと構築していく必要があると思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【清川委員長】委員長を交代します。

【白川副委員長】ほかにご質問はございませんか。

【饗庭委員】では、何点か質問をさせていただきます。

部長説明の中の新規就農者について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ご説明があったように、今回は要件が緩和され、親元就農者、経営継承者が支援を受けやすくなったということでございましたけれども、地元でも新規就農者を増やしてしまして、移住してきた方がですね、新規就農の支援を受けようとしたときに、なかなか支援がうまく受けられなかったというようなお話を聞いたところでございます。

そういう中で、今回緩和もされいてますけれども、もともとどのような支援があるのか、お

伺います。

【村上農業経営課長】新規就農希望者に対して国の支援でございますが、大きく3つほどございます。いずれも49歳以下の方が、対象となりますが、まず1つは、就農に向けて必要な技術を習得する研修期間の機器に、最大年間150万円、最長2年間交付することができる就農準備資金と、新たに経営を開始する際に、年間150万円を最長3年間、資金を交付する経営開始資金、また就農後の経営発展のために、必要な機械とか施設の導入について、補助対象事業費1,000万円を上限としまして、最大で国が2分の1、県が4分の1を支援する経営発展支援事業、この3つがございます。

【饗庭委員】はい、分かりました。

その中で、やはり年齢制限もあるからかなと思うんですけども、この49歳以下というところを、今後は国にもっと、今いろんなところで年齢層を広げているというところもありますけれども、新規就農者を増やすという観点からは、その年齢に関しては、県としてどのように考えるのか、お伺いします。

【村上農業経営課長】対象となる年齢が49歳以下ということで、例えば今年度でいきますと、令和6年度の長崎県の新規就農者は235名いるんですけども、そのうちの約8割近くがこの49歳以下になっておりますので、幅広く、定年帰農者も就農されていますけれども、一定、8割ぐらいはですね、この49歳以下の方が就農されているということを考えると、この年齢規模というのは、一定、ある程度適正な年齢層かなというふうに考えております。

【饗庭委員】ちょっと地元の方が、おいくつだったかまで、ちょっと把握できてないところですけども、そういうのもあったのかなとちょ

っと思ったところです。

もう1点は、移住された方に、地元の農業をしていた方が、継承したいんだけど、よそから来た人にはなかなか継いでほしくないということで、農地の確保が非常に難しいというような状況もあるというふうに聞いてるんですけども、その移住者が農地を確保できるような、何か支援があれば教えてください。

【村上農業経営課長】移住者も含めた就農希望者のサポート体制ということでいきますと、まず1つ、県としての体制としましては、長崎県の新規就農相談センター、こちらは諫早の方にありますけど、就農希望者に対しまして、農業の技術や農地、各種支援制度など就農の相談にかかる対応をワンストップでやっているものがあります。そのほか、振興局ごとに地域就農支援センターというのを設置しまして、市町や農業団体と連携をしながらこの地域における就農相談から、就農後のフォローアップに取り組んでいるところでございます。

用地の確保につきましても、この地域就農支援センターにですね、市町ですとか、農業委員会も入っておりますので、一緒になって検討し、紹介しているという状況でございます。

【饗庭委員】なかなかその一方で農地確保が難しいんですけども、また耕作放棄地も地元で増えておりまして、農地確保は難しいし、耕作放棄地は増えているし、その辺りを何か調整できたらいいんじゃないかというふうにも、ご意見をたくさんいただくんですけども、耕作放棄地が今現状どうなっているのか、把握しているところを教えてください。

【村上農業経営課長】耕作放棄地ですけども、現在、耕作放棄地というのは農林業センサスの調査で、2015年まで調査をしていたものでござ

いますが、現在は農業委員会が毎年行っている
荒廃農地調査と言われておるような調査を行っ
ているところでございます。

この調査によりますと、令和5年の本県の荒廃
農地につきましては、約1万4,000ヘクタールと
なっております。その中の内訳としましては、
再生可能な農地と再生が困難な農地というふう
に分類をしておりますが、この再生可能な農地
が約3,200ヘクタール、一方、再生困難な農地と
いうのが1万800ヘクタールほどというふうに整
理をしているところでございます。

【饗庭委員】なかなか、だから農地確保をする
のに、耕作放棄地からそのまま農地にいっても、
なかなか移住してきた方には難しいのかなとい
う思うんですけれども、せっかく移住してきて
いただいて、何かやる気があるという方がです
ね、だんだん農業に携われないというか、もう
この支援がないとやっていけないと言われてい
るという状況の中では、やはり先ほど言われた
ワンストップ相談窓口というものに相談してい
くことが重要かなと思うんですけれども、そう
いう辺りを、やはりもっと何ですかね、皆さん
に知っていただくことが必要かと思いますが、
県としては、こういうところに来たらいいよと
いうような、この就農を希望する方だけではなく、
移住してくる方にもですね、知っていただ
くことが必要かと思いますが、その辺りの考え
を教えてください。

【村上農業経営課長】委員ご指摘のとおり、先
ほどご説明しました県の新規就農相談センター
ですとか、地域就農支援センター、こういった
体制を整備しているところでございますけども、
結構希望を持つ方々に十分に情報が届いていな
いということも一定あるかと思しますので、
この情報発信の強化を図っていく必要があると

認識しております。

【清川委員長】委員長を交代します。

【饗庭委員】分かりました。

続いて、農林産物輸出の取組についてお伺い
したいと思います。

午前中は別の質問もあっておりましたけれど
も、この中で、知事がトップセールスをして、
前年より115%増加したということかと思いま
すが、知事はあちらこちらにトップセールスは
されておられるというふうに把握していますけ
れども、この件に関して、具体的なトップセー
ルスの効果というものを教えてください。

【坪内農産加工流通課長】具体的に申しますと、
昨年10月のサンフランシスコでのトップセー
ルスの取組を通じて、長崎和牛指定店が1店舗増
加するとともに、当日招聘された指定店の顧客が
ある飲食店等からの引合いが強くなり、取扱量
が大きく増加したところでございます。

この結果でありますけれども、令和6年度のア
メリカ向け長崎和牛の輸出額は約6,100万円と
なり、前年比250%の増加したところでございま
す。

また、現地指定店からは、長崎和牛の生産地
に対する理解を深め、さらなる販路拡大に取り
組みたいとの意欲的な声をいただいております。

今後はトップセールスの成果を基にして、現
地指定店の産地への招聘や、食肉卸会社や輸出
入商社との連携を強化し、海外の長崎和牛指定
店の拡大によるさらなる輸出拡大に取り組んで
まいりたいと考えております。

【饗庭委員】分かりました。

その中で、今後、どこに向けて、長崎和牛を、
何ですかね、輸出を拡大していきたいと考えて
おられるのか、お伺いします。

【坪内農産加工流通課長】今後もですね、今ま

で香港がメインだったんですけども、今後はそこに偏りすぎるというのもありますので、タイとかシンガポールに向けてですね、重点的に輸出を増やしていきたいというふうに思っております。

【饗庭委員】分かりました。

もっともっとたくさん展開した方がいいのかなと思うんですけども、そこを基準に多くの国へということと理解していいですかね。はい、分かりました。

では次に、長崎・食の賑わい創出プロジェクトの調査結果について、午前中、質問が大体あったので理解できたところですけども、空港と食について、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

空港と食の中では、今後は情報発信と食体験の提供みたいな形になっておりますけれども、この中で記載されている事例では、もう空港自体が目的地となるような交流拠点とか、未来の食を守る施設としての機能というところがありましたよというお話だと思うんですね。長崎でも、何かしら長崎県の窓口になりますから、もっとこう考えることが必要かと思っておりますけれども、その辺りはどのように考えているのか、お伺いします。

【坪内農産加工流通課長】空港の話でございすけども、空港の食の賑わいの創出については、空港に到着した利用者への魅力的な県内の食の情報の提供と、空港を出発する利用者へ、長崎の旅の余韻を最大化するための食体験の提供の両輪で必要があると考えているところでございます。

一方、現在の施設で、今以上の食の賑わいを創出していくためには、火気の使用やさらなるスペースの確保など、物理的な制限があるのも、

今の現状でございす。

今回の調査に加え、例えば、ターミナル機能の適切な受入れ体制が確保できるかなど、食以外の部分で空港として必要な機能の確保を、併せて検討する必要があると思っております。まずは関係部局としっかりと協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほどと同じようにもなりますけれども、併せて食の情報のタッチポイントとして、空港での情報発信は重要であると考えているため、空港関係者自身でのさらなる情報発信強化も促しながら、県で作成した記事や映像などについては、随時空港関係者も共有し、県内の魅力的な食の情報提供などに取り組んでいただけるよう協力をお願いしてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】せっかく調査をしたのでですね、もうちょっと何か具体的なところが考えられないのかなと思うんですけども、今の設置というか、広さとかはですね、もう十分、分かった上でしょうから、その辺をもっと具体的に考える必要があるかと思いますが、再度お伺いします。

【坪内農産加工流通課長】せっかく、お土産などがたくさん売ってある場所もありますので、そのお土産に向けてですね、我々は今回、情報発信をしていくつもりでおりますので、そんなお土産に向けたストーリーが少しでも提供できればいいなというふうに考えておるところでございす。

【饗庭委員】ぜひ魅力のあるですね、食と空港になるようにしていただきたい。

もう一つ、国際線の方もですね、もっと魅力ある、何ですか、もうお土産屋さんも、何か、何となく閑散としているような感じもするので、その辺りも部署連携して、していただければと

いうふうに思います。

最後にですね、諫早湾干拓事業のフラップゲート設置について、お伺いしたいと思います。

午前中、ご説明は受けたところでございます。総額100億円をかけてされるということですが、この完成予定はいつぐらいだというふうに、国から言われているのか、お伺いします。

【高石農林部政策監】フラップゲートの計画ですけれども、国の方ではですね、来年の秋に着工して、再来年の春に完成を目指しているところと伺っておりますけれども、現在国と関係機関の方で協議をしておりますので、詳細の計画につきましては、まだ確定していないというふうな状況でございます。

【饗庭委員】まだ確定はしていないということですが、なるべく早くということで、県としても要望をしていただきたい。

もう一つですね、何か泥を流出させないように対策を講じることが要望されていて、行うということですが、これを行うことによって、この漁業者の皆さんが納得して、今後開門しなくてもいいというふうに思っていたかと考えているのか、お伺いします。

【高石農林部政策監】こちらの調整池からのですね、上水、なるべく濁りの少ない水を出してくださいということで、漁業者の皆様から国に対して、かねてから要望がありました。国は、それに対する答えとして、今回のフラップゲートの計画を示しております。

具体的な構造ですとか、大きさですとか、そういったものはこれからまさしく協議を進めた後、確定することになりますので、その段階で、さらにその効果をですね、どういうふうに把握していくのか、そういうのをしっかりと国と連

携しながらですね、漁業者の皆さんが納得していただけるような成果が出せるように頑張っていきたいと考えております。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【千住委員】1点質問です。

今年の夏、また猛暑が予想されておまして、猛暑になりますと、また米、野菜、果実、様々な影響を受けると思うんですけども、今年ですね、予想がもう猛暑というところ、実際猛暑による影響等をですね、どう今考えられていてですね、それに対しての取組とか、あるいは支援策とかありましたら、お聞かせください。

【清水農業イノベーション推進室長】近年を含めてですね、今年の今後の予想という格好に、予想が出ておりますけれども、生産現場におきましては、高温と気候変動の影響ということで、例えばミカンにおけます日焼け果による品質低下であったり、イチゴにおける冷蔵処理を行わない育苗においてですね、花芽分化の遅れによる年内出荷の低下であったり、アスパラガスにおいても、高温障害等による出荷量の低下などの影響が出ているということと、今後もそういう影響が予想されるというような状況でございます。

そのため、県におきましては今年度からですね、長崎気候変動総合対策事業に取り組んでおまして、例えばミカンの空調貯蔵システムや、イチゴの冷蔵コンテナ、アスパラガスの高畝栽培への転換、あと遮熱資材への導入支援、こういったところをですね、園芸、農産、畜産の各分野において、こういう高温対策等々の対策に係る産地への導入支援を行っているところでございます。

あわせて、新技術や新品種の調査に加え、施

設園芸での遮熱素材の検討や、夏季の高温に強い品種の選定などの現地実証で、イチゴの気候変動に対応した安定生産技術の確立などの研究開発についてもですね、あわせて進めているところでございます。

これらの取組で得られた成果におきましてはですね、できる限り早く現場に普及を進めることで、あわせてですね、高温等に対策、技術情報、こういったところもですね、提供しながら気候変動に強い産地づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

【千住委員】はい、ありがとうございます。

本当、適応策とかもですね、非常に重要になってくると思います。確に対策でですね、農家さんも一生懸命やられているんですけど、なかなかもう余裕がない、農家さんもですね、余裕がないということでもありますので、その辺りもですね、十分リードされながらですね、今後ちょっと対策を練っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、農林部関係の議案外所管事項について、質問をさせていただきます。

現在ですね、佐世保市の宇久島において進められています宇久島太陽光発電事業、宇久島メガソーラー事業について、お尋ねをいたします。

この宇久島の太陽光発電事業については、地元住民の方々ですね、多くが宇久島の将来を見据えて、前向きな取組であるという受け止め方をされていらっしゃいます。あわせて過去にはですね、地元の方々から事業者に対して、事業を早く進めてくださいというような嘆願書も提出されている、これも事実であります。

島ですね、全体の約7割に当たる住民の方々

が、この事業に対して賛同している。そしてまた、将来の地域活性に向けて期待をされているということは、現状であると認識をしております。

また一方で、事業者のホームページを見ると、いろいろな事業と同時に、この太陽光発電事業を通した地域貢献活動についてもですね、計画をされていらっしゃるという現状があると。

そして、地元住民を中心にですね、やっぱり今後の宇久島を何とかせんばいかんということで、一般社団法人も設立されているという状況です。

このようなことを見ても、この宇久島の太陽光発電事業というのは、地域の未来にとって重要であるということは明らかであると私は考えており、県としてもですね、この意義を正しく捉えていただきたいというふうに考えています。

ただ、一方では、現在工事は進められているんですが、令和元年の8月29日に許可された林地開発申請についてですね、約3年前に変更申請が出されているにもかかわらず、いまだ許可が下りていないという状況です。工事の進捗にですね、やはり支障が出ているという現状なんです。

この背景で、いくつか質問をさせていただきます。

まず、先ほど申したとおり、変更申請が提出されてから、約3年間経過しているんですが、許可が下りていないという状況で、この長期間にわたる停滞によって、いろんなところで支障が出ていると、もちろん工事進捗にも影響が出ているということ。

そこでですね、これまでの期間、この3年間に於いて、長崎県と事業者との間で、どのようなやり取りを行ってきたのか、具体的にどんな協

議内容、確認事項、あるいは指示などを行ってきたのかをですね、時系列も含めて、できるだけ丁寧に説明を求めたいと思います。

【松尾林政課長】宇久島の太陽光発電事業につきましてはですね、全体をA、B、C、Dという4つのブロック、工区に分けてまして、林地開発許可申請が出されておりまして、その変更許可申請書を、A工区は令和4年の8月の10日に、そしてB、C、Dという工区につきましては、令和5年の3月22日に受理をしております。

県としましては、受理後、速やかに申請内容を確認しまして、具体的には防災施設の考え方であったり、洪水調整池の河川への安全流下であったり、緑化工の施行方法等々について、今、事業者と継続して協議を進めているところでございます。

以上でございます。

【宮本委員】具体的にありがとうございました。

A、B、C、D、4つ工区があって、Aについては令和4年8月10日受理、そして、B、C、Dについては、令和5年の3月22日に受領をしていると。

要は県の考え方とするならば、先ほどの答弁のとおり、現在も意見交換をやっている。その3年間、すみません。確認です。3年間、ずっと事業者とのやり取り、意見交換をしてきたという受け止めでいいのか、再度確認をさせていただければと思います。

【松尾林政課長】委員おっしゃるとおり、今、内容について、個別審査基準にのっとってですね、事業者とその計画内容について、具体的にやり取りをさせていただいて、協議であったり補正指示であったり、あとはメール等々でずっとこれまでもやってきているところでございます。

【宮本委員】はい、ありがとうございます。やはりこのような大規模な、何て言うんですかね、開発になれば、やはりこれくらいの年月というのは、かかるんでしょうかね。この3年というのが、長いのか短いのか、私の認識としては、ちょっと長いように感じるんですが、やはりそれはもちろん双方の折り合い、許可に至るまでの基準に至らなければ、時間はやっぱりかかるんでしょうけれども、なかなかそこに至っていないという理解でいいのか、再度確認をさせていただきます。

【松尾林政課長】内容につきましてはですね、その案件ごとに様々で、実際ございます。ですので、長いのか短いのかということになると、なかなか一概にはお答えしかねるところがあるんですが、実際の問題、やっぱり委員おっしゃったとおり、この案件というのは、かなり広大な面積、全体は700ヘクタールぐらいの面積のうちの約1割が森林に係る部分で、その部分を審査させていただいておりますけど、しっかりとその防災施設等を吟味していくということで、事務時間はかかっているというような形でございます。

以上です。

【宮本委員】課長、ありがとうございました。

その700ヘクタールのうち1割が、林地開発許可にかかっているという状況も、改めて確認をさせていただきました。

あと、先ほどご答弁いただいた中で、やはり防災について、防災施設、これはやはり開発にとっては非常に重要です。防災計画と環境の対応、これはやっぱり非常に重要であると、私はもちろん認識はしているんですが、まずそれについてちょっとお聞きしたいんですけれども、昨年になりますが、熊本県立大学の島谷幸宏特別教授からですね、県そして関係機関に対しま

して、宇久島メガソーラー事業に関する提言書というものがですね、出されています。提出されています。

この提言書の中でですが、この宇久島の太陽光発電事業が、宇久島の自然環境とか生活インフラに与える影響について、分析が細かく行われています。そしてまた、具体的な緩和策とか、新しい視点というものもですね、盛り込まれています。

ちょっと具体的に紹介させていただくと、従来の防災施設にあるようなコンクリート型の調整池を設置するのではなくて、田んぼダムであったり、自然地形を活用したものについて、島全体の自然環境、自然循環、水資源に配慮した総合的なアプローチというのがですね、取るべきですという提言がなされているんですね。あわせて、島谷先生は地下水、宇久島は地下水が豊富ですので、地下水を守る保全ですね、であったり環境保全、地域資源の循環といった新しい考え方も取り入れながら、産学官が協働していくと、連携していくと、そして住民の方々に対しても報告会を開催をして、開かれた形で事業を展開をし、問題を共有・解決していく取組が大事ですというような指摘もされていらっしゃると思います。

こうした取組をですね、継続、そして着実に展開していく、推進していくためにはですね、例えばになりますが、県とか学識有識者などの関係者が、県と協定書を結ぶと、締結して共働の方針であったりとか、情報の共有の場を制度的に明文化していくということ、それによって信頼性と透明性が担保できるというようなことが重要でないかというふうに考えているところです。

そこでなんです、この島谷先生の提案内容

について、県としてどう受け止めているのか、まずこの受け止めとですね、あわせて先ほど私が申しました協定書の締結といった具体的な共働の枠組みづくりについて、県としての考え方をお聞きさせていただきます。

【松尾林政課長】教授から提案のあったですね、内容につきましては、流域治水という、流域全体で水害対策を行うという新しい視点の考え方ですので、林地開発許可基準と照らし合わせまして、林野庁とも協議しながらですね、必要な基準を満たしているかについて、審査をしてみたいというふうに考えております。

また、協定締結につきましてはですね、当課は林地開発の許可の申請を審査する側の立場ですので、許可権者としての立場としてのその協定締結というのは、難しいというふうに考えてございます。

以上です。

【宮本委員】ありがとうございました。

確かに流域治水という考え方というのは、新しい視点であるということですね、理解をしております。

林野庁ともですね、先ほどおっしゃっていただいたとおり、ご答弁いただいたとおり、林野庁とも連携を取っていただいて、この視点がどうあるのかというのは確認をしていただいて、事業者ともですね、様々な意見交換をしていただきたいということをあわせて要望させていただきます。

協定書については、おっしゃっていただいたとおり、なかなかちょっと厳しいんだろうなというのはですね、ご答弁いただきました。

そうですね、他県、ほかの地域では結んでいるところもあるということも聞いておりますが、許可を出す県としては、なかなか厳しいという

ご判断もいただいたところです。

引き続き、こういった新しい視点もですね、どうか加味していただきながら、引き続き県とですね、そしてまた事業者と様々な意見交換の場を設けていただきたいと思いますのですが、この件につきまして、課長、いかがですか。

【松尾林政課長】教授のですね、島谷教授のその提案につきましては、しっかりと県としてもですね、提案のあった6月6日にですね、提案を先生からいただきまして、6月25日の方には、事業者の方にこういう新しい考え方あるということで、提案をお渡ししてですね、さらに12月には、地元で現地検討会をされたというふうに伺っておりますので、またしっかりと勉強しながら、進めてまいればというふうに考えております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

最後、ちょっと部長にお聞きしたいんですけども、この宇久島太陽光発電事業につきまして、先ほど申したとおり、地域振興策も様々盛り込まれています。再生可能エネルギー、今、エネルギー自給率が日本としては非常に低下しているということを鑑みても、太陽光発電事業、非常に重要であるというふうに考えております。長崎県としても、そしてまた日本としてもですね、非常に大事な観点かと思えます。

改めて部長、この宇久島太陽光発電事業についてのお考え、ご意見などですね、お聞きさせていただければと思います。

【渋谷農林部長】委員から、お話がありましたように、太陽光発電等、自然のエネルギーを活用していくというのは、非常に大事だと思っております。

一方でですね、うちは許可を出す部分については、やはり法律に基づいてしっかり出さない

といけないという部分がありますので、島谷教授のご提案についてもですね、法律に合っているのかどうか、まずそこは考え方が、やっぱり法律に適合していなかったら、許可は出せないというのが大原則でございますので、自然のエネルギーの大事さは分かりながらも、やっぱりちゃんと法律に基づいて許可を出していくという姿勢は、しっかりと堅持していきたいと考えております。

【宮本委員】部長、ありがとうございました。ごもっともですね。法にのっとって許可を出していただき、そしてまたこれが、今後の離島振興のですね、大きな一助となるということを確認し、質問を終わらせていただきます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【初手委員】それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、新しい取組として集落産地サポート事業というのを取り組まれて、スタートをいたしております。この事業につきましては、集落産地で課題となっている人口減少、高齢化に対し、作業のアウトソーシング化を支援することにより、集落産地の維持活性化を図るということで、目的を定義されております。

4月、新しい予算でスタートしたわけでありまして、地方においてはですね、中山間地域もございまして、かなり面積的には狭いところもありますし、こういう事業がどこまで可能なのかということも、非常に疑問点を持っています。

ただ、地元の皆様におかれましては、やはりもう高齢化が進んで、このままの状態の後継者、あるいは何らかの手だてを打っていかねければ、耕作はもうできなくなるんじゃないかというふうな、そういう危機感もお持ちでございます。

これについては、外部委託化の推進と、それから集落とサービス事業体とのマッチング支援、スマート技術の導入環境整備という大枠的なものの取組を挙げてございますけれども、現時点です、この辺の取組の具体的な取組をどのようにされておられるのか、まずお尋ねをいたします。

【三溝農山村振興課長】集落産地サポートの現在の取組状況でございますが、まずこの事業を推進する農村サポートセンターというものの、今、準備を進めているところでございます。それから今年度です、外部委託で、集落のですね、作業を外部委託するという事で、そのモデル的なですね、集落を2つ選定して、取り組む予定にしております。

今年度につきましては壱岐市と波佐見町の方で、ラジコン草刈り機を使った草刈り作業ですね、これをモデル事業として行う予定にしております。

以上でございます。

【初手委員】ありがとうございます。

そうしますと、モデル地区をまずつくって、その取組の状況を見ながら、次年度により広がっていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

そうしますと、今年の2地区を選ばれたという、その基準と言いますか、判断するラインというのは、こういったところにあるのでしょうか。

【三溝農山村振興課長】まず、第1点目にですね、今回のそのモデル事業なんです、草刈りで実際どのくらい、例えば作業に時間がかかるとか、どういう場所でどういう時間がかかるとか、問題があるかとかというのと、あと手順関係ですね。それとあと料金についても、いろいろまちまちですので、その辺りについてもですね、いろいろ調査をしたいということで考えておりま

す。

今回、壱岐とですね、波佐見町の方を選定していただいた理由は、1つにですね、ラジコン草刈り機をお持ちである、壱岐の方は集落営農法人の方、それから波佐見町についてはですね、個人の方がラジコン草刈り機を持たれていて、その辺りでですね、一応、壱岐と波佐見というところを選定しております。当然、壱岐と波佐見ではですね、地形的にも違う形も出てきますし、条件的にも違いますんで、その辺りをですね、しっかり調査させていただいて、次年度以降にですね、この取組をできるだけ次年度に広げたいと思っておりますので、その調査ということで今年度実施をさせていただいています。

以上でございます。

【初手委員】はい、ありがとうございます。

次年度に向けて、次年度からある程度具体的にというか、もう少し範囲を広げてということで理解してよろしいのでしょうか。

【三溝農山村振興課長】委員おっしゃられたとおり、今年は一応実証ということでさせていただいてですね、来年以降ですね、できるだけ県下各地にですね、この取組を広げていきたいということで考えております。

以上でございます。

【初手委員】はい、理解をいたしました。

先ほど申しましたように、波佐見地区の地形、そしてまたほかの山間部の地形というのは異なっておりまして、それぞれにいろいろないい面、悪い面があるかと思っておりますけれども、ぜひ今年度の取組です、2地区を対象にしながら、調査をしていただいて、来年度はできるだけ多くの地域にですね、この機能を使えるようにしていただくことが、まずは人口減少、そういう集落のですね、高齢化に対応する1つの方法だと思

いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目ですけれども、実は基幹農道川棚整備地区の関係について、完成予定について、お尋ねをしたいと思います。

今まで、この事業につきましてはですね、過去の経過で、当初、平成22年から30年の工期で設定をしてありました。その後、計画変更で、平成28年の計画変更で、平成22年から令和6年に変わっております。令和5年の計画変更で、平成22年から令和8年ということで変更になってきた経過がございます。

これにつきましては、物価高騰とか、あるいはその地形的な問題で延びてきたというふうにお聞きをしておりますけれども、残された事業ベースもですね、大分少なくなってきましたので、ぜひ早期の完成を常にお願いをしてるんですけども、今の時点で完成のめどと言いますか、その辺につきましては、いつ頃になるのか、確約的なというのか、はっきりした時期として位置づけられるのか、ちょっとその辺についてお尋ねいたします。

【吉田農村整備課長】委員ご指摘の川棚整備地区でございますけれども、委員おっしゃったとおりですね、これまで2回、工期延期をしてですね、現在令和8年度の完成を目指しているところでございます。

これまでにですね、やっぱり用地買収で時間を要したとか、工事中に地滑りが発生をしたというような、その物理的なですね、要因によって工期を延ばさざるを得ないということから、現在令和8年度をですね、工期の最終年度として、完成を目指して頑張っているところでございます。

【初手委員】それでは改めて確認しますが、令和9年の3月完成をめどに進めていくというふうな理解の仕方でいかがですか、よろしいですかね。

【吉田農村整備課長】逃げ口上ではないんですけども、絶対ということは、はっきり言って、今の時点では申し上げることはできません。

実は、今年もですね、5月の下旬と6月の上旬に降った豪雨によってですね、現在、道路工事を実施しているところの一部のり面崩壊が生じておるところです。やはり、土木工事、泥扱い工事になるとですね、やっぱりこういう豪雨、あるいは台風等による自然災害との背中合わせというか、非常に影響を及ぼすこととなりますので、現時点ではですね、私たちとしては、令和8年度の完成を目標としたいと、令和8年度末ですね、の完成を目標として頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

【初手委員】あんまり詰めないようにしますが、もう一つ、財政的な面の裏づけというのは、価格的な面が変動しますけれども、今の段階ではある程度確保され、これからも要望を積極的に進めていただくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【吉田農村整備課長】公共事業関係につきましてはですね、毎年の物価変動等によりまして、国の方と残事業費の改定というか、総事業費の増についてもですね、協議を行いながらですね、総事業費の確保につきましては、協議をさせて進めさせていただいておりますので、しっかりと予算確保についてもですね、国の方と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【初手委員】はい、ありがとうございました。

そういうことで、できるだけ早く、そしてまた予算確保もですね、積極的にお願いをしたいと思います。いろんな住民の方から、いつ頃やろうかってよく聞かれますので、ちゃんと説明をしておきますので、くれぐれもよろしくお願いして質問を終わります。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川副委員長】私の方から、1点だけ質問させていただきたいと思います。米についてです。

昨今の米価の高騰によってですね、お酒造りにも影響が出てきているという話を、県内の酒造りの事業者さんからお伺いをいたしました。というのも食用米が高騰している中で、酒用米ですかね、お酒用の米づくりをされているところが、食用米に転換をされて、お酒用の米が入りにくいというような声を聞いております。こういった状況について、県はどのように把握をされていますでしょうか。

【山下農産園芸課長】酒米の関係でございますが、県に対しても酒造組合、そこからですね、物産ブランド課を通じて、酒米の確保について相談が来ているというところでございます。物産ブランド課等々、県庁内の関係部局と連携して、状況について話を伺っているというところでございます。

一方で、やはり酒造組合の中でもですね、なかなか意見がまとまっていないということで、組合さんの中でもいろいろ議論されているということを聞いておりますので、そういった状況を今、確認をしているというところでございます。

【白川副委員長】はい、ありがとうございます。

現場の声を聞きながら、県庁内でもですね、部局連携的に調査をいただいているというところ

ろでございました。ありがとうございます。

福岡県で対策をされているということもお伺いしたんですけれども、もしよかったら、教えていただけますか。

【山下農産園芸課長】福岡県の方でもですね、酒米の生産支援ということで、予算を措置しているというふうに聞いております。中身で見ますと、福岡県の方では、県産酒のG I 認定、地理的表示の認定に向けて、現在取組を進められておるということで、事業についても、そのG I 認定に向けた県産米の生産維持を図るために、今、高騰しています食用米と同等の価格で酒米が仕入れられるように、その価格差の部分について支援を行うというようなことを行っていると聞いております。

【白川副委員長】ありがとうございます。

県産酒、大変重要であると思いますので、またですね、実際にそういったご要望が上がった際には、ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時36分 休憩 —

— 午後 2時37分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時37分 休憩 —

— 午後 2時39分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思
いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時39分 休憩 —

— 午後 2時39分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は
ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】それでは、正副委員長にご一任
願いたいと存じます。

以上をもちまして農水経済委員会及び予算決
算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時40分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

農水経済委員会委員長 清川 久義

議長 徳永 達也 様

記

Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 76 号 議 案	長崎県技能会館条例を廃止する条例	原 案 可 決

計 Ⅰ 件（原案可決 Ⅰ 件）

委 員 長 清川 久義

副 委 員 長 白川 鮎美

署 名 委 員 宮本 法広

署 名 委 員 山下 博史

書 記 川下 彩香

書 記 宮崎 貴久

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配付資料

令和 7 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会

関 係 議 案 説 明 資 料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

報 告 第 1 号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

報 告 第 7 号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金

特別会計補正予算（第2号）」

であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

はじめに、一般会計では、

（歳 入）

使 用 料 及 び 手 数 料	2 8 5 万 3 千円の増
国 庫 支 出 金	6, 4 9 5 万 2 千円の減
財 産 収 入	1 8 6 万 9 千円の増
寄 附 金	3 9 1 万 8 千円の減
繰 入 金	3, 3 7 2 万 7 千円の減
諸 収 入	3, 8 6 9 万 8 千円の増
合 計	5, 9 1 7 万 7 千円の減

(歳 出)

総	務	費		4 5 1 万	3 千円の減
労	働	費	1 億	2, 3 8 5 万	7 千円の減
商	工	費	5 億	9, 7 8 1 万	円の増
合		計	4 億	6, 9 4 4 万	円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金への積立等に伴う、

金融対策指導費 6 億 9, 8 1 0 万 4 千円の増

緊急離職者能力開発委託事業の実績確定等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費 5, 4 1 4 万 7 千円の減

などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳 入)

繰	越	金		6 9 万	6 千円の減
諸	収	入		4, 4 3 8 万	円の減
合		計		4, 5 0 7 万	6 千円の減

(歳 出)

商	工	費		4, 5 0 7 万	6 千円の減
合		計		4, 5 0 7 万	6 千円の減

を計上いたしております。

この主な内容は、高度化資金償還金の減などによるものであります。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

ながさき消費拡大・地元企業応援事業費	10億		円
事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費	1億	485万	3千円
特別高圧電力高騰対策支援事業費	2億	4,500万	円
地場企業総合支援事業費	4億	5,000万	円
デジタル力向上支援事業費	2億	6,188万	7千円
中小企業経営改善推進事業費		4,372万	2千円
合 計	21億	546万	2千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業について、年度内に適切な事業実施期間が確保できないことにより、令和7年度にかけて引き続き支援に取り組むためであります。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

危険ばた山処理対策費	6,500万	円
------------	--------	---

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、天候不良等により不測の期間を要し、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会

関 係 議 案 説 明 資 料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 産業労働部 2頁3行目の次に、次のように挿入する。】

第86号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 産業労働部 2頁9行目の次に、次のように挿入する。】

はじめに、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

（歳 出）

商	工	費	1億 9,389万 9千円の増
合		計	1億 9,389万 9千円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、

◎産業政策課

（中小企業振興費について）

特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、

特別高圧電力高騰対策支援事業費	1億 1,791万 1千円の増
-----------------	-----------------

LPGガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、

事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費

7,598万 8千円の増

を計上いたしております。

次に、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

報告第7号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別
会計補正予算（第2号）」

についてご説明いたします。

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 産業労働部 4頁18行目を
削除し、次のように挿入する。】

危険ぼた山処理対策費

6,499万 1千円

令和 7 年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第76号議案 「長崎県技能会館条例を廃止する条例」

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第76号議案「長崎県技能会館条例を廃止する条例」は、長崎県立諫早技能会館を諫早市へ移譲することに伴い、長崎県技能会館条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本案件は、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金180,719円を支払うため、去る5月22日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が5月に発表した月例経済報告によると、「緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が5月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかに回復している」とされております。

まず、生産面をみると、「電子部品・デバイスは、増加している」、「機械・重電（原動機、大・中型モーター、冷熱機器）は、弱めの動きとなっている」、「造船は、増加している」とされております。一方、需要面をみると、「個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」、「公共投資は、回復している」とされております。

なお、令和7年2月から4月まで、直近3月間の企業倒産件数は12件で、昨年同時期に比べて1件の増加となっております。

また、4月の全国の有効求人倍率は、1.26倍と前月と同水準だった中、本県においても、前月と同水準の1.14倍となっており、雇用情勢は、「求人が求職を上回る中で、求人の持ち直しの動きが続いているが、物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要がある。」とされております。

米国の関税措置については、鉄鋼・アルミに続き、対日貿易赤字の中心である自動車について、4月3日に25%の追加関税が発動され、同日、各国共通の10%の基本税率に加え、日本には14%の上乗せ税率を設定されることが発表されました。このうち、上乗せ分は、発動が90日間猶予されており、7月9日を期限に、日米政府間での交渉が継続されているところです。

こうした中、本県産業への影響も懸念されるため、関係事業者へ聞き取りを実施するとともに、相談窓口を設置する等の対応を行ってまいりました。今後、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、県の制度融資である「緊急資金繰り支援資金」の取扱いを7月1日から開始することとしており、引き続き、社会経済情勢の動向を注視し、必要な対応を実施してまいります。

(企業誘致の推進について)

企業誘致については、新たな基幹産業の創出や良質な雇用の場の創出に向け、県内企業とのサプライチェーンの構築・強化につながる半導体、医療、航空機などの成長分野の誘致に取り組むとともに、情報関連企業や事務代行を行うＢＰＯサービス関連企業など、多様な働き方が選択できるオフィス系企業の誘致に積極的に取り組んでいるところであります。

そのような中、半導体など成長分野のアンカー企業を本県に誘致するため、東彼杵町において、町と連携して、民間事業者を活用した大型の工業団地整備計画を進めております。開発を行う民間事業者の選定に向けて、事業提案の募集を行ったところ、大和ハウス工業株式会社１者から提出があり、外部有識者で構成する選定委員会の審査結果を踏まえ、東彼杵町との協議を経たうえで、去る６月１１日、同社を優先交渉先事業者として決定いたしました。今後、県、東彼杵町及び事業者の３者による基本協定の締結に向けて、協議を進めてまいります。

また、地元市町が主体となって実施している工業団地の整備に関しては、松浦市から提案のあった分譲面積約３．３ヘクタール、及び平戸市から提案のあった分譲面積約２．０ヘクタールの新たな工業団地の整備計画について、外部審査を経て、市町営工業団地整備支援制度により支援することといたしました。県としては、各市とともに早期完成に努め、県産業振興財団と連携して企業誘致に取り組んでまいります。

加えて、雲仙市の多比良港工業団地については、県内企業の中野鉄鋼株式会社が、半導体製造装置や環境対応船の部品等を製造する工場の立地を決定されたところです。

去る３月２６日、兵庫県に本社を置く株式会社^{ウェーブテクノロジー}Wave Technologyが、長崎市への立地を決定されました。同社は、情報通信関連機器の設計・開発を実施されており、５年間で１５名を雇用し、電気自動車などに使用されるパワーエレクトロニクス機器の設計などを行うこととされております。

さらに、６月１０日には、東京都に本社を置き、長崎市、佐世保市、五島市に立地

する株式会社ディーソルが、新たに島原市への立地を決定されました。同社は、5年間で100名を雇用し、医療関連企業向けのBPOサービスなどを行うこととされており、

引き続き、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

(製造業の振興について)

長引く物価高騰、カーボンニュートラル社会の進展、賃上げへの対応等、県内製造業を取り巻く環境が変化する中、造船業を中心に培われてきた高い技術力や優秀な人材など、本県の強みを活かした力強い産業を育成していくため、新たな需要獲得の促進及び県内サプライチェーンの強靱化に全力で取り組んでおります。

具体的には、生産性向上及び県内発注拡大等に資する事業を支援する「賃上げ対応型投資促進補助金」のうち県内サプライチェーン強化促進タイプについて、艦艇修繕の受注拡大に向けた受入態勢の強化・拡充など、県内サプライチェーンの強化が期待される取り組み、計6件、補助金額4億円の事業計画を認定いたしました。

また、本県の基幹産業である造船関連産業については、世界的なカーボンニュートラル対応に向けた環境対応船建造需要や防衛予算の増額を背景とした艦艇建造・修繕需要の高まりなどを受けて、県内関連産業は活況にある一方で、人手不足が課題となっていることから、去る6月2日、県、関係市町、県内大学及び関連企業等を構成メンバーに国の協力も得ながら、この課題解決を図るための会議体として「長崎県造船振興連絡会議」を新たに設立したところであります。

県下全域を対象とするこのような会議体は全国初であり、今後、造船業の魅力発信や将来に向けた人材育成・確保など、具体的な課題について協議を重ね、造船業の更なる振興に結び付けられるよう、取り組んでまいります。

(海洋エネルギー関連産業について)

世界的な脱炭素の潮流の中、本県は広大な海域があり、海洋エネルギー導入のポテンシャルが高い地域であることに加え、造船業で培った技術力や人材を活かせることから、県ではこれまで、海洋エネルギー関連産業の振興に取り組んでまいりました。

また、「洋上風力発電で2040年に最大45ギガワット」という国の目標達成に向け、導入拡大が必要とされている浮体式洋上風力については、特に県内企業が培った技術や人材を活かせる分野と考えており、今後、県内企業のサプライチェーン構築を図っていききたいと考えております。

具体的には、日揮や住友商事、大島造船所などが連携して、浮体式洋上風力発電の浮体構造部材の量産に関して新たなサプライチェーン構築を目指す取組について、県内企業の参画を後押ししてまいります。

このような中、国においては、浮体式洋上風力発電の普及に向け、2040年までの導入目標などを策定するための検討を進めており、具体的な目標をもとに、海外風車メーカーの誘致や国内部品産業の育成を図ることとしております。

県としては、浮体式に関する世界初のサプライチェーンの県内構築に向け、県内関連企業の取組が加速されるような内容となるよう、積極的に国に働きかけてまいります。

今後とも、世界的に成長が期待される浮体式洋上風力発電分野において、国内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

(情報関連産業の振興について)

これまで県では、誘致した国内大手のセキュリティ専門企業や県立大学情報セキュリティ学科を有する独自の強みを活かし、県内情報関連企業のサイバーセキュリティ人材を育成してまいりました。

また、サイバー攻撃の手法が高度化しており、国内では今年に入り証券口座の乗っ取り等の被害が相次いでいることから、社会全体のセキュリティに対する意識が高まるとともに、サイバーセキュリティ市場の大幅な拡大が見込まれております。

このため県では、県内企業が培った技術や人材を活かしたサイバーセキュリティ分野における事業化や事業拡大を後押しするため、県内企業と大手セキュリティ企業との協業に向けたマッチング機会の提供や、国の認定取得などセキュリティビジネスのノウハウ獲得に向けた支援に取り組むこととしており、現在、参画する県内企業を募集しているところであります。

今後とも、拡大するサイバーセキュリティ分野への参入を促進し、県内企業の売上拡大につなげることにより、情報関連産業のさらなる振興に努めてまいります。

（スタートアップ企業の集積促進について）

地域経済の維持や活性化のためには、これまでの地場企業の振興に加え、新たなビジネスモデルにより成長を目指すスタートアップの集積を図ることが、重要であると考えております。

このため県では、交流拠点C O - D E J I M Aにおける創業相談や交流会の開催に加え、投資家とのマッチングイベント「ミライ企業N a g a s a k i」の開催により、複数の県内スタートアップにおいて資金調達の達成につながるなど、一定の成果が生まれております。

今年度からは、県内全域で、セミナーやワークショップを開催し、これからスタートアップを目指す人材の発掘や育成に取り組むとともに、首都圏の交流拠点との連携を拡充し、有望なスタートアップに対するプッシュ型での本県への呼び込みを強化してまいります。

また、資金調達に成功し、売上拡大を目指す県内スタートアップに向けて、大手コンサルティング会社との連携により、首都圏大企業との取引マッチングの機会を提供

することとしており、本年１１月に開催予定のマッチングイベントに登壇する支援先の選定を進めているところです。

今後とも、スタートアップのさらなる振興を図るため、創出から成長までの一貫した支援に努めてまいります。

（中小・小規模事業者への支援について）

県内の中小企業・小規模事業者が、人手不足や物価高騰、最低賃金の上昇など厳しい経営環境に置かれる中、持続的に発展していくためには、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援が重要と考えております。

このため県では、今年度から事業者にもっと身近な支援機関である、商工会及び商工会議所の職員を１２名増員することとしており、デジタル化や事業承継、価格転嫁など、商工団体による伴走支援を強化してまいります。

また、企業のデジタル化については、人材育成や機器の導入について、製造業やサービス業はもとより、建設業や医療・福祉など全業種を対象に「デジタル力向上支援事業費補助金」による支援をこれまで５００者以上に実施しており、今年度も２５０者の支援を予定しております。今後とも、商工団体等と連携しながら、事業者のデジタル化による省力化や生産性向上の取組を促進してまいります。

加えて、県民生活を下支えするとともに、県内事業者の売上拡大やキャッシュレス化の推進によるデジタル力向上に資することを目的として、本県初の取組として、市町が実施するプレミアム商品券等発行事業に対し県が上乗せ支援を実施しております。

現在、計１６市町が実施又は実施を予定しており、概ね８月までには商品券等が利用できる見込みとなっております。

引き続き、各市町と連携しながら、県内事業者の売上拡大、地域経済の活性化につなげてまいります。

(産業人材の確保について)

令和7年3月に卒業した高校生の県内就職率については、速報値で71.7%と前年比3.2ポイント増となり、令和4年以来の70%超えとなりました。去る5月15日には「若者に魅力ある求人の確保キャンペーン」を実施し、若者に選ばれる魅力的な求人を増やしていただくよう知事から経済団体に要請を行ったところであり、引き続き、関係機関や県内企業等と連携し、県内就職の促進に努めてまいります。

また、県内大学生の県内就職率については、県内企業でのインターンシップの促進や企業交流会の実施等により、41.2%と前年比0.8ポイント増となっております。去る5月26日には、大学生等の県内就職及びUIターン就職を促進するため、県内企業の経営者や採用担当者を対象に、県内外の大学等の就職・キャリア支援担当者から大学生の就職動向や大学が求める求人ニーズ等を学ぶための「人材採用セミナー」を開催し、県内企業等約70社、約100名にご参加いただきました。今後も、大学生等の県内就職につながるよう、県内企業の採用力向上支援に取り組んでまいります。

(外国人材の受入促進について)

市場が拡大しているIT関連産業等の専門人材ニーズに対応するため進めているバングラデシュIT人材の受入れについては、去る4月22日、県内企業等を対象に今年度第1回目の説明会を開催し、30社にご参加いただき、2社が現地人材の方々との面談を実施されました。

また、5月26日には、関係部局で構成する庁内連絡会議を開催し、外国人材の受入促進に向けて、関係各課の取組を共有するとともに、国際協力機構(JICA)から講師をお招きし、「地域の実情を踏まえた外国人材の適正な受入に向けて」と題して、ご講演をいただいたところです。

今後とも、庁内の各部と連携し、外国人材の受入促進に向けて取り組んでまいります。

す。

（高等技術専門校について）

県立高等技術専門校の入校率につきましては、近年減少傾向にあり、今年度は57.2%となっております。

入校対策については「長崎県立高等技術専門校の在り方検討有識者会議」のご意見を踏まえ、昨年12月に取りまとめた「見直しの方向性」において、「県内企業の人材ニーズに応えるため、重点的に取り組む」こととしており、入校者数の増加に向け取組を強化してまいります。

また、長崎校の商業デザイン科については、県内企業からの求人が少ないことから、廃止の方向で具体的な検討を進めることとしておりましたが、関係者との調整が整ったことから、令和7年度末をもって廃止することといたします。

引き続き、長崎県立高等技術専門校を取り巻く環境変化に対応しながら、県内産業の即戦力となる技能者の育成・輩出に努めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる産業労働部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「高等技術専門校の運営体制の見直し」については、「長崎県立高等技術専門校のあり方検討有識者会議」において今後の見直しの方向性を整理し、見直しに向けた予算の確保や関係機関との協議を進めたほか、訓練指導員向けに生成系AIに関する研修を実施するなど、訓練の高度化、デジタル化への取組を進めたことから、「順調」とであると評価しております。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、産業労働部においては、主に「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」や「誰もが活躍できる職場環境をつくる」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「カーボンニュートラル社会

に向けた基幹産業の振興」に向け、半導体関連産業の振興や航空機関連産業の振興等に取り組むほか、「誰もが活躍できる職場環境をつくる」では、「誰もが働きやすい職場環境づくり」に向け、雇用環境の向上や多様な求職者の支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(次期ながさき産業振興プラン（仮称）の策定について)

「長崎県総合計画」に沿った個別計画の一つである「ながさき産業振興プラン2025」が本年度で終期を迎えることから、新たに令和8年度から5年間を計画期間とした「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」を本年度中に策定することとしております。7月には、「次期ながさき産業振興プラン（仮称）に関する有識者会議」を開催し、民間企業、大学、産業支援団体等の関係者の皆様にプランの骨子案についてご意見をいただくこととしております。

骨子案においては、本県の産業の課題を踏まえながら、成長産業の創出・育成と中小・小規模事業者の経営力向上等に向けて取り組むべき施策を示すこととしています。

なお、9月定例会で骨子案を、11月定例会で素案のご説明をさせていただき、県議会をはじめ県民の皆様のご意見をいただいたうえで、来年の3月定例会において計画議案として上程したいと考えております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2 頁 2 3 行目から 3 頁 9 行目を削除し、次のように挿入する】

我が国の景気は、政府が 6 月に発表した月例経済報告によると、「緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が 6 月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかに回復している」とされております。

まず、生産面をみると、「電子部品・デバイスは、増加している」、「機械・重電（原動機、大・中型モーター、冷熱機器）は、弱めの動きとなっている」、「造船は、増加している」とされております。一方、需要面をみると、「個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」、「公共投資は、回復している」とされております。

なお、令和 7 年 3 月から 5 月まで、直近 3 月間の企業倒産件数は 1 1 件で、昨年同時期に比べて 9 件の減少となっております。

令和 7 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会

関 係 議 案 説 明 資 料

水 産 部

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

報告第6号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正
予算（第2号）」

報告第9号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算
（第2号）」

であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、令和7年3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳 入）

分 担 金 及 び 負 担 金	2 9 8 万 8 千 円 の 減
使 用 料 及 び 手 数 料	5 0 万 9 千 円 の 増
国 庫 支 出 金	3 億 6 , 3 7 4 万 3 千 円 の 減
諸 収 入	6 5 3 万 9 千 円 の 増
合 計	3 億 5 , 9 6 8 万 3 千 円 の 減

(歳 出)

企 画 費	5 3 8 万 9 千 円 の 減
水 産 業 費	3 億 1 3 0 万 3 千 円 の 減
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4 億 5, 7 8 9 万 3 千 円 の 減
合 計	7 億 6, 4 5 8 万 5 千 円 の 減

となっております。

この歳出予算の主なものは、

離島漁業再生支援事業の精算等に伴う減

5, 2 7 9 万 9 千 円

6 年災害復旧費（公共事業）の精算等に伴う減

4 億 1, 0 0 0 万 円

その他、職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等であります。

次に、報告第 6 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 3, 6 3 2 万 8 千 円

を減額いたしております。

次に、報告第 9 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 6 7 6 万 1 千 円

を減額いたしております。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

水産業指導費	2億7,795万6千円
水産業振興費	13億4,045万2千円
漁場水産基盤整備費	27億6,293万9千円
県営漁港水産基盤整備費	61億6,796万円
市町村営漁港水産基盤整備費	14億2,415万円
漁港災害復旧費	69万円
合 計	119億7,414万7千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、国の経済対策や施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものです。

次に「令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」についてご説明いたします。

長崎魚市場運営費	4,000万円
合 計	4,000万円

を計上いたしております。

繰越の理由は、入札不調で年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものです。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例 県 議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(令和5年海面漁業・養殖業産出額について)

農林水産省は、去る3月に「令和5年漁業産出額」を公表しました。

本県の海面漁業及び養殖業の産出額合計は、1,238億円で、前年の1,109億円から129億円(11.7%)増加し、全国順位は、前年に引き続き第2位となっております。

内訳といたしましては、海面漁業が709億円で、前年から56億円(8.6%)増加しており、主な増加要因としては、うるめいわし、さば類、まいわしの生産量の増加及び魚価の上昇となっております。

また、海面養殖業は、529億円で、前年から73億円(16.0%)増加しており、真珠の単価上昇及びぶり類の生産量の増加が主な要因であります。

(令和6年海面漁業・養殖業生産量(概数)について)

農林水産省は、去る5月に「令和6年漁業・養殖業生産統計の概数」を公表しました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、32万1千トンで、前年から5千トン(2%)増加し、全国における生産量の順位は、北海道に次ぐ第2位となっております。

海面漁業の生産量は、29万7千トンで、前年から5千トン(2%)増加しております。かたくちいわしの生産量が1万7千トン(74%)減少したものの、まいわしが2万トン(44%)、さば類が1万8千トン(24%)、かつお類が3千トン(30%)増加したことが主な要因であります。なお、生産量が全国1位の魚種は、さば類、まあいじ、うるめいわし、たい類、くろまぐろ、いさきなどとなっております。

海面養殖業の生産量は、2万3千トンで、前年と同程度であり、主要魚種では、まだい、かき類が減少した一方で、ぶり類は9百トン(9%)増加しております。なお、生

産量が全国1位の魚種は、くろまぐろ、ふぐ類、真珠となっております。

(漁業所得向上対策について)

平成27年度以降、県や市町、系統団体で構成する「スマート漁業等推進会議」と、長崎県中小企業診断士協会に設置された「経営指導サポートセンター」との連携により、漁業者個人の経営計画作成指導や計画達成に必要な最先端の漁労機器の整備支援を行うとともに、漁業者が最先端の漁業技術や漁業経営の基礎を学ぶ場となる講座などを実施しております。

また、多くの経営体が県事業や国事業を有効に活用しながら所得向上に取り組むとともに、優良経営体の育成を進めてまいりました結果、これまで経営指導した885経営体の中で、県の経営計画を策定した327件のうち、実績が把握できた経営体のおよそ半分が所得向上を実現しており、特に、最新の漁労機器導入等によるスマート化に取り組んだ経営体では、その74%の経営体が所得の向上につながっております。

引き続き、これらの取組を推進するとともに、これまで策定された経営計画のフォローアップ活動を実施しながら、漁業者の所得向上を進めてまいります。

(くろまぐろの資源管理について)

令和6年4月から令和7年3月までの令和6管理年度における沿岸漁業の漁獲枠に対する消化実績は、全国では30kg未満の小型魚が91.9%、大型魚が89.5%、本県では小型魚が94.7%、大型魚が85.1%でした。

本県では漁獲枠の有効活用を図るため、小型魚について2月1日から一時的に海区ごとの枠の区分を無くし、県内で一斉に漁獲する管理方式を実施しているところです。一方、大型魚については漁獲枠の配分が多い海区からの融通や国の仲介による他県からの融通など必要な措置を行いました。

令和7年4月から始まった令和7管理年度における本県の当初の漁獲枠は、国全体の漁獲枠が増枠したことに伴い、小型魚が728.9トンから879.9トン、大型魚が173.9トンから234.7トンに増枠され、5月に行われた国からの追加配分を含めると、小型魚が954.0トン、大型魚が363.3トンとなり、このうち大型魚の93.7トンについては、小型魚の1.47倍を大型魚に振り替える国の特例措置を活用しています。

県といたしましては、漁獲枠管理の柔軟な運用により漁獲枠の有効活用を図りつつ、漁業者の意見を踏まえ、令和7年の国際交渉において、次の増枠実現に向けた対応を進めるよう、国へ引き続き要望していくとともに、資源回復が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

（令和6年のくろまぐろ養殖について）

水産庁は、去る3月19日に「令和6年における国内のくろまぐろ養殖実績」を公表しました。

本県のくろまぐろ出荷量は、6,666トンで、前年と比較し324トン増加し、全国シェアは36%を占め11年連続で全国一位となっております。

今後、関係団体と連携し、本県くろまぐろ養殖の生産性・収益性の向上に取り組んでまいります。

（令和6年度の真珠養殖について）

本県における令和6年度に生産された真珠の共販状況は、数量で706貫^{かん}、金額で46億5,031万円となり、前年に比べ数量で101%と微増したものの、金額で69%と減少しました。

金額の減少は、一昨年からの全国的な品薄感、及び円安を背景とした国内外での好

調な販売が落ち着き、入札単価が前年の６８％に戻ったことによるものです。

今後とも、真珠組合、養殖業者と連携し、本県の真珠養殖業の振興、真珠生産者の所得向上に努めてまいります。

（令和６年度の水産物輸出実績について）

本県水産物の輸出については、これまで、県と関係団体が連携して東アジアや北米を中心に積極的な取組を進めてきたところであり、令和６年度の輸出実績については、中国向け輸出が令和５年８月２４日のＡＬＰＳ処理水排出以降停止している一方で、韓国向け養殖ぶり輸出の大幅な増加や米国への輸出増加などにより、全体の輸出金額としては前年度より６億円増加し、約７０億円となっております。

なお、中国向け輸出については、去る５月３０日、国から、日本産水産物の中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について日中双方で合意に至ったことが発表されました。引き続き、関係機関や現地パートナー企業との連携を密にし、再開時の速やかな輸出に向けた調整等を進めております。

また、米国向け輸出については、養殖ぶりフィーレを中心に順調に増加していますので、米国の相互関税による影響や国の対策等に注視しつつ、ニーズに応じた魚づくりや、安定供給のための出荷体制づくり等を通じて更なる輸出拡大に努めております。

今後も、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

（長崎魚市場高度衛生型荷捌所及び活魚棟の整備完了）

長崎魚市場では、消費者の食の安全・安心への関心の高まりと輸出拡大などを背景に、平成２３年度から、国の「水産流通基盤整備事業」を活用して高度衛生管理型施設の再整備事業を進めてきたところであり、荷捌き所と活魚棟ほか、魚^{ギョ}函保管庫、海

水供給施設、シャーベット製氷施設等の整備も含め、令和6年度末に全ての工事が完了しました。

再整備に要した総事業費はおよそ127億円であり、閉鎖型高度衛生管理荷捌き施設としては床面積約29,000平米と、全国トップクラスの規模となる大型施設として令和7年4月から全面供用を開始したところです。

今後は、新たな高度衛生施設から全国・各国へ送り出される安全・安心な水産物の国内外での評価を高めることにより、魚価の向上を図るとともに、長崎魚市場がより良い機能を発揮できるよう、積極的に取り組んでまいります。

(海業の推進について)

本県は、各地域に魅力的な海や漁村などの地域資源を有しており、これらの強みを生かして、地域の賑わい創出や漁業所得の向上、さらには雇用創出を図る「海業」に取り組むことは重要であると考えています。

県におきましては、令和5年度から海業チャレンジ応援事業により、海業に意欲のある地区に対する情報提供を行うとともに、漁協や漁業者、民間事業者が連携した海業のコンテンツづくりへの支援を行うなど、県内各地における海業の定着に向けた取組を進めているところです。

具体的な取組として、新上五島町では、奈良尾漁港を活用したヨット受入や体験漁業による交流拡大、宿泊施設での食提供、県の「推し魚」として選定した養殖くろまぐろを活用した観光プランづくりなどに取り組んでおり、7月には「第1回上五島・奈良尾ヨットフェスタ2025」が開催される予定となっています。

今後とも、漁協や漁業者はもとより各市町や観光事業者などの皆さまと連携しながら、県内各地域における海業を促進してまいります。

(総合水産試験場における取組成果について)

総合水産試験場では、養殖魚の付加価値創出による収益性の向上と漁家経営の安定を図るため、平成27年度に白子を持つ雄だけを生産する「全雄トラフグ」の種苗生産技術を開発しました。平成30年度から県内養殖現場へ段階的に導入されており、これまでに延べ87業者により約51万尾が出荷されています。昨年度に出荷された全雄トラフグは、一般的な種苗由来の養殖魚に比べて平均出荷サイズ、単価ともに1割増しとなっており、推定で1.4億円の付加価値を創出するなど市場から高い評価を得ています。引き続き県内養殖業者と連携しながら、全雄トラフグの品質向上と社会実装の推進を図ってまいります。

また、本県の養殖ヒジキの種苗は、全て県外の天然種苗に依存しているため、養殖業者からは人工種苗の生産技術開発が強く望まれております。令和6年度は、陸上水槽で採苗等により育てた種苗を、有明海沿岸に6～7月に移植し、中間育成試験を行いました。種苗は、12月には全長12cmに育ち、それら約1千株を用いた海面での養殖試験を行い、5月には1.8mに達し、県外産種苗の2mと比べ、遜色ない生長が確認されました。中間育成試験では、食害対策等の課題も多く、引き続き量産化に向けた県内産ヒジキの種苗生産技術の開発に取り組んでまいります。

今後とも関係機関と連携しながら、漁業・養殖業・水産加工業の所得向上につながる調査研究や技術開発に取り組み、研究成果が県内漁業者等の利益として還元されるよう、努めてまいります。

(「長崎県行財政運営プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる水産部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、「試験研究機関の運営の効率化」については、現場ニーズの把握に努めるとと

もに、専門性が高い技術への対応を図るため、大学や国の研究機関等との連携強化を推進してまいりました。引き続き、共同研究の実施や連絡会議の開催、外部資金の獲得による連携強化を推進してまいります。

次に、「長崎魚市場の経営計画の策定」については、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画として、令和3年度から令和13年度までを計画期間とする経営戦略を令和3年11月に策定し、新施設の有効活用による取扱高及び使用料収入の増加並びに計画的かつ効率的な修繕による経費削減に取り組んでいるところであります。引き続き、経営戦略に基づき、市場施設の効果的かつ効率的な管理運営を推進してまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（新たな総合計画の策定について）

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県

の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、水産部においては、「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」や「地域の魅力で人を惹きつける」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」では、「力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり」に向け、資源の維持・増大、スマート技術や新漁法の導入、多角化による経営力向上、養殖業の成長産業化に取り組むこととしております。

また、「地域の魅力で人を惹きつける」では、「地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり」に向け、漁村の資源や魅力を活かした海業の促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 6 8 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）のうち関係部分

報告第 1 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 0 号）」
のうち関係部分

報告第 3 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算
（第 2 号）」

報告第 4 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算
（第 2 号）」

報告第 5 号 知事専決事項報告「令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算
（第 3 号）」

であります。

はじめに、第 6 8 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	3, 4 0 0 万	円の増
-------	------------	-----

歳出予算は、

畜産業費	3, 4 0 0 万	円の増
------	------------	-----

となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(飼料対策について)

これまで未利用となっていた牛肉骨粉を鶏・豚用飼料原料として有効に活用するため、レンタルリング事業者が取り組む高品質な牛肉骨粉の製造設備の導入支援に要する経費として、

飼料対策費	3, 4 0 0 万	円の増
-------	------------	-----

を計上いたしております。

次に、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、令和7年3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

はじめに、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分 担 金 及 び 負 担 金	8 億	1, 4 3 1 万	7 千円の増
使 用 料 及 び 手 数 料		4 5 6 万	9 千円の増
国 庫 支 出 金	5 億	2, 7 4 0 万	9 千円の減
財 産 収 入		2 0 4 万	9 千円の増
繰 入 金		3, 4 8 1 万	6 千円の減
諸 収 入	1 億	9 8 9 万	円の減
合 計	1 億	4, 8 8 2 万	円の増

歳出予算は、

企 画 費	4 1 5 万	2 千円の減
-------	---------	--------

環 境 保 全 費	3 9 3 万	円の減
農 業 費	4 億 5, 9 8 0 万	円の減
畜 産 業 費	1 億 8 2 6 万	8 千円の減
農 地 費	7, 2 4 0 万	4 千円の減
林 業 費	4, 8 9 9 万	3 千円の減
農林水産施設災害復旧費	3 億 6, 2 4 6 万	1 千円の減
公共土木施設災害復旧費	2 9 1 万	8 千円の減
合 計	1 0 億 6, 2 9 2 万	6 千円の減

となっております。

これは、歳入面で国庫支出金等が確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 6 5 万 円
を減額いたしております。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 4 2 万 2 千円
を減額いたしております。

次に、報告第5号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算

(第3号)」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 2, 6 3 4 万 6 千円
を減額いたしております。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

農 業 費	1 9 億 9, 5 5 6 万 4 千円
畜 産 業 費	1 億 6, 6 1 9 万 9 千円
農 地 費	6 6 億 7, 7 3 0 万 5 千円
林 業 費	3 4 億 4, 7 0 7 万 4 千円
農林水産施設災害復旧費	7 億 6, 3 3 3 万 3 千円
公共土木施設災害復旧費	1, 7 9 8 万 2 千円
合 計	1 3 0 億 6, 7 4 5 万 7 千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「令和6年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

農 地 費	5 億 1, 6 4 4 万 2 千円
林 業 費	1, 1 8 1 万 5 千円
農林水産施設災害復旧費	2, 0 3 9 万 4 千円
公共土木施設災害復旧費	1, 7 6 8 万 4 千円

合 計 5億 6, 6 3 3万 5千円

を計上いたしております。

計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「令和6年度長崎県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」についてご説明いたします。

林 業 費 6, 4 9 5万 3千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料
(追加 1)

農 林 部

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 農林部 2頁3行目の次に、次のように挿入する】

第86号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 農林部 3頁7行目の次に、次のように挿入する】

次に、第86号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算について、

農 地 費	775万 8千円の増
合 計	775万 8千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（農業水利施設における電気料金高騰への対策について）

電気料金の高騰による影響を緩和するため、土地改良区が管理する国営・県営土地改良事業で造成された農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援するための経費として、

農業水利施設電気料金高騰対策支援事業費	775万 8千円の増
---------------------	------------

を計上いたしております。

令和 7 年 6 月 定例 県 議会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 説 明 資 料

農

林

部

農林部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(新規就農者の確保について)

新規就農者の確保につきましては、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標として毎年313名の確保を掲げ、取組を進めているところです。

令和6年度におきましては、就農までのワンストップ相談窓口としてサポートする「長崎県新規就農相談センター」による東京や大阪、オンラインでの就農相談会の開催、産地とJAが就農希望者を受け入れる「産地主導型就農ルート」の取組等により新規就農者の確保と育成を図ったほか、新規就農者の施設・機械の導入やJAが行う園芸リースハウスの整備等により、初期投資の負担軽減を図りながら円滑な就農を進めた結果、令和6年度は235名を確保したところではありますが、目標達成には至りませんでした。

令和7年度は、国の新規就農者育成総合対策の事業要件が一部緩和され、親元就農者の経営継承・発展や資金面の支援が受けやすくなったことから、これらの国事業の活用を進めることで農業経営を継承する農家子弟の就農をさらに促進するとともに、就農当初からスマート農業技術を導入して、生産量の拡大や品質向上により「快適で儲かる農業」を実践している新規就農の優良事例等を積極的に発信することで、新規就農者のさらなる確保につなげてまいります。

(農業分野における特定技能外国人材の受入について)

本県では、農業分野の労力不足に対応するため、長崎県及び民間派遣会社、JAグループの共同出資により「株式会社エヌ」を設立し、令和元年12月から農業分野等へ特定技能外国人材を派遣する労力支援サービスを開始しております。

令和7年5月15日現在、カンボジアやインドネシアなどから258名が県内外の農業、漁業の現場で就労しており、さらに49名が在留資格申請など入国に向けた審

査手続きを進めているなど、特定技能外国人材の確保と周年派遣に取り組んでおります。また、農繁期の１１月から６月は県内で、農閑期の７月から１０月は長野県や北海道、山形県など他産地で就農するリレー派遣にも取り組んだ結果、株式会社「エヌ」は令和５年度決算において黒字化を達成することができました。

こうした中、県では、今年度新たに、「ながさき農業労働力確保支援事業」を創設し、外国人材を受け入れる際に必要な Wi-Fi 設備等の住環境整備に対する支援を行うことで、産地やＪＡ等の外国人材受入れをさらに進めるほか、リレー派遣においても鳥取県などの新たな地域と派遣人数の拡大を図ることとしております。

今後とも、本県農業者のニーズに則した労働力の確保を図ることで、産地の維持拡大や農業者の生産規模拡大、所得向上につなげてまいります。

（農林産物輸出の取組について）

令和６年度における農産物輸出の取組につきましては、農業団体、農業法人、流通関係者及び県、市町等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」において、会員の輸出拡大に資する情報提供やセミナーの開催、シンガポール等からのバイヤーの招へい、シンガポールやタイなどを中心に長崎和牛やいちご、みかん等のフェアを２４回開催したほか、初期商談やテスト輸出等の新たな取組への支援を行うなど販路開拓・拡大に取り組んでまいりました。

特に、昨年１０月には、知事が徳永県議会議長をはじめとする県議会の皆様とともにサンフランシスコの長崎和牛指定店である食肉卸売業者を訪問し、現地食肉小売店への長崎和牛指定店の認定証交付のほか、現地飲食店や酒卸売業者等を招いて、知事による長崎和牛や県産酒等のプレゼンテーションと試食・試飲を行うなど、県と県議会が連携したトップセールスを実施することができました。

こうした取組の結果、令和６年度の本県農畜産物の輸出額は約９億８千万円と前年度比１１５パーセントの増加となりました。

令和7年度は、タイにおける長崎和牛、いちご、水産物等の本県農水産物のトップセールスやフェアなどによる部局横断でのプロモーションのほか、ベトナムへのみかんの初輸出や長崎和牛のマレーシアへの新規ルート構築にチャレンジするなど、現行のシンガポールに加え、周辺国のタイ、ベトナムへのさらなる販路開拓と輸出拡大に取り組んでまいります。

また、海外の規制やニーズに対応した輸出産地を県内各地に広げるため、みかんのベトナム輸出に向けた病害虫調査など植物検疫への対応や、輸送時の鮮度保持を可能とするいちごの東南アジア輸出向けパッケージの検討など、農業団体や流通関係者等と連携して輸出に向けた産地の取組を支援することとしており、今後とも、産地や生産者の所得向上につながる農産物の輸出拡大を図ってまいります。

一方、木材輸出につきましては、木質バイオマス用材の国内需要の高まりにより、韓国及び中国向けの輸出量が減少したことから、輸出額は前年度比39パーセント減の1億3千7百万円となりました。

今後も国内外の木材価格動向を注視しつつ、多様な販売ルートを確保できるよう、他県の輸出状況なども参考にしながら取組を進めてまいります。

（長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗について）

本プロジェクトは、県民が本県の食を誇りに思い自慢したくなるよう、県民や観光客など誰もが本県の食を買って味わえる「食の賑わいの場」が将来的に県内に創出されることを目指して推進しており、令和6年度は、その可能性等について調査を実施いたしました。

調査の結果、本県ならではの食の賑わいの「あるべき姿」が示されたほか、県北・県南地域について、食の賑わい創出までの「ロードマップ」と「拠点候補地」が整理されたところです。

令和7年度は、調査結果に基づき、県民や観光客に対し、地域や食材の価値、生産

者の思いが伝わる食の体験を提供する場の試行・実証を行うほか、料理人や生産者など、食に関わる人々がつながりをつくる交流の場づくりや魅力発信の強化に取り組むこととしております。

引き続き、関係機関等と連携を図りながら、本県ならではの食の賑わいの創出に向け力を注いでまいります。

（長崎ばれいしょ販売促進イベントの開催について）

去る５月９日、福岡市中央卸売市場において、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、長崎ばれいしょの銘柄向上と買参人へのＰＲ及び販売促進を目的とした「長崎ばれいしょ販売促進イベント」が初めて開催されました。

当日は、大石知事や各ＪＡ組合長のほか生産者代表、市場関係者などの出席のもと、知事によるトップセールスや長崎ばれいしょのサンプル配布等が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

本年産の春ばれいしょは、２月、３月の低温や少雨の影響で初期の生育が遅れておりましたが、その後は天候にも恵まれたことに加え、生産者の皆様の日頃のご努力により品質の良い仕上がりとなったとお聞きしています。

５月１０日現在、長崎ばれいしょの販売単価は、１キログラムあたり２８０円と、前年に比べ１４パーセント高い金額で取引されており、今回の取組により市場関係者に対し、しっかりＰＲすることができたものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係団体と一丸となって、長崎ばれいしょの一層の品質向上と安定生産・出荷、併せてＰＲ等にも取り組むことで、本県農業者の所得向上につなげてまいります。

（長崎県農業農村整備事業推進大会について）

去る５月３１日、諫早市において、長崎県農業農村整備事業推進協議会及び長崎県

土地改良事業団体連合会の共催により、農業農村整備事業の推進と計画的な生産基盤整備の実施のための予算確保等に向けた、長崎県農業農村整備事業推進大会が諫早市で開催されました。

当日は、本県選出の国会議員、徳永議長、清川農水経済委員長をはじめとした県議会議員、関係市町長のほか、九州農政局長、県内土地改良区の代表者など約800名の方々が参加され、「令和8年度農業農村整備事業の当初予算での必要額確保」のほか4項目を国に求める大会決議が採択されたところであり、当該決議を受け、7月に長崎県農業農村整備事業推進協議会等から、財務省や農林水産省並びに本県選出国会議員等への要請活動が行われる予定であります。

県としても、本県農業産出額の増加や農業所得の向上のほか、担い手の確保による地域農業の発展とにぎわいの創出、頻発化・激甚化する自然災害からの防災対策を図るためには、農業農村整備事業の推進が不可欠と考えております。

今後とも県議会、長崎県農業農村整備事業推進協議会など関係者のご協力をいただきながら、引き続き、農業農村整備事業の予算確保に向け、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる農林部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「林業公社の経営健全化」につきましては、森林・林業を取り巻く環境の変化や、新たな補助制度の活用、国の森林・林業基本計画に則した森林施業のあり方等を踏まえた「第7次経営計画」を平成29年2月に策定し、経営改善に取り組んでいるところです。

計画に基づく着実な経営改善のため、搬出間伐による木材販売増大やＪークレジット

ト販売、受託事業実施などの収入増大策に取り組み、令和6年度末時点においては、日本政策金融公庫借入金など、計画どおり返済が実行されているところです。

今後も、林業公社の更なる経営健全化に向け、無利子貸付金などの財政支援を行いながら、木材販売等の収入増大策を実施するなど行財政運営プランの実現に向けて取り組めますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期総合計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップをするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたい

と考えております。

このうち、農林部においては、主に「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」や「地域の魅力で人を惹きつける」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」では、「力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり」に向け、農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術の導入、バリューチェーン構築による販売力強化と輸出拡大等に取り組むこととしており、「次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成」に向けては、県内外からの人材の呼び込みと受入体制の充実や、外国人材等による労力支援などを推進してまいりたいと考えております。

また、「地域の魅力で人を惹きつける」では、「長崎の食の賑わいの創出」に向けた試行や実証、地域の食文化や食材の良さ、生産者の思いやこだわり等のプロモーションを実施するほか、「地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり」に向けては、地域資源の価値や魅力を活用したアグリビジネスの拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例 県 議会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 説 明 資 料
(追加 1)

農

林

部

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）の２頁３行目に、次のとおり挿入する。】

（次期　ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について）

令和３年に策定した本県農林業の振興方針である「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画」については、令和７年度をもって終期を迎えることから、令和８年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す次期計画の検討を進めております。

次期計画においては、１０年後（令和１７年）の本県の農林業・農山村が目指す姿を描きながら、今後５年間の施策の方向性を示した令和８年度から令和１２年度までの５カ年計画とし、策定にあたっては、農林業者をはじめ関係機関・団体、消費者、学識経験者、公募委員等からなる策定委員会を設置するとともに、県下７地区で地区別意見交換会を開催し、農林業者や関係機関・団体等の皆様からご意見・ご提言をお伺いしながら検討を行ってきております。

今般、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、農業従事者の減少・高齢化や集落機能の低下等の課題に対応するため、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村」の実現を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」と「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」の３つを基本目標とする骨子（案）を取りまとめ、これをもとに、施策の方向性や地域別振興方針等を具体化した計画素案の検討を進めていくこととしております。

今後、９月の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、１１月定例会において、計画（案）のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）の５頁３行目の次に、次のとおり挿入する。】

また、去る６月７日には、県北地域における食の賑わいの場の創出に向けて、佐世

保朝市が開かれる「万津エリア」において、地元の関係者や市町等と連携し、小値賀町の「ひらまさ」や雲仙市の農産加工品など、朝市に訪れた人々が県内の様々な食を味わい楽しめるイベントを実施いたしました。

今後は今回行われた取組の課題を整理したうえで、秋以降の本格試行に向け、検討を進めてまいります。

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）の６頁１７行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明海再生の取組における諫早湾干拓排水門へのフラップゲート設置について）

有明海再生につきましては、開門によらない有明海再生を目指すとした令和５年３月の農林水産大臣談話に、有明海沿岸４県の漁業団体が賛同されたことから、国において、有明海再生の加速化に集中的に取り組む特別の措置として、今年度より総額１００億円の有明海再生加速化対策交付金が創設され、漁業者の取組を支援していくこととされております。

こうした取組と併せ、諫早湾干拓調整池からの排水に関しては、これまで漁業者から出来るだけ泥を流出させない対策を講じるよう要望がなされていたことを受け、今般、農林水産省から、調整池の濁りの少ない上部の水が排水される構造のフラップゲートを排水門に設置する方針が示されました。

排水門を管理している県としましては、引き続き漁業者の皆様に寄り添い、国と連携して適切に対応してまいります。